

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その9）

招集年月日時刻及び場所

平成17年8月31日（水） 午前10時

第1特別会議室

出席した委員の氏名

| | | |
|------|-----|----|
| 委員長 | 小林 | 実 |
| 副委員長 | 宮澤 | 敏文 |
| 委員 | 平野 | 成基 |
| 委員 | 小池 | 清 |
| 委員 | 服部 | 宏昭 |
| 委員 | 木下 | 茂人 |
| 委員 | 石坂 | 千穂 |
| 委員 | 毛利 | 栄子 |
| 委員 | 下村 | 恭 |
| 委員 | 林 | 奉文 |
| 委員 | 鈴木 | 清 |
| 委員 | 竹内 | 久幸 |
| 委員 | 宮澤 | 宗弘 |
| 委員 | 清水 | 洋 |
| 委員 | 高見澤 | 敏光 |
| 委員 | 柳田 | 清二 |
| 委員 | 倉田 | 竜彦 |

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

| | |
|-----------------------|-------|
| 元県土木部長 | 小市正英氏 |
| 元県土木部下水道課長 | 田附保行氏 |
| 元県土木部下水道課課長補佐 | 松野賢衛氏 |
| 元県土木部下水道課課長補佐兼流域下水道係長 | 中野守雄氏 |

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項

開会時刻 午前10時15分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項について、証人から証言を求めます。本日、午前中に出頭を求めました証人は、元県土木部長小市正英さんであります。

お諮りいたします。証人小市正英さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、小市正英さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、テレビ等の撮影においては背後からお願いいたします旨の申し出がありましたので、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いをいたします。

これより、証人小市正英さんの入室を求めます。

[小市証人 入室・着席]

小市正英証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、再度、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、調査のために御協力をいただくようお願いいたします。

証言を求める前に、証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員の御起立をお願いいたします。

小市正英証人、宣誓書の朗読をお願いいたします。

[小市正英証人、宣誓書を朗読]

御着席を願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立の上発言をお願いいたします。

また、委員各位に申し上げます。本日は、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する重要な問題について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないよう御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分留意されるよう要望しておきます。

これより小市正英証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてか

ら、各委員から発言を願うことにいたします。

まず小市正英証人にお尋ねいたします。あなたは小市正英さんですか。

○小市証人 はい、そうです。

○小林委員長 現在の役職名をお述べください。

○小市証人 財団法人長野県建設技術センター理事長。

小林委員長 それでは、私から尋問させていただきます。証人は、去る8月12日及び8月17日に本委員会において証言をされました。このたび再度証言をしたい旨の申し出がありましたが、その理由と内容についてお聞かせください。

小市証人 実は前回の2回の証人尋問に当たりまして、私が元後援会幹部に会ったのは1度だけということで証言をしたわけでございますが、その後にはわかりまして、実は15年10月、9月議会が終わったあと、10月10日に9月議会が終わっておりますが、そのあとに当時の部長会議室と言いますか、そこで下水道、当時の課長の田附課長の方へその知事後援会幹部から私に会いたいという話がありまして、そして知事後援会幹部がお見えになりまして、その会議室で知事後援会幹部から田附課長と私でお話を聞いたということがございます。

その内容に関しましては、9月議会で陳情がなされました。流域下水道の業務に県内業者を優先するということ、この陳情が採択をされた。さらに本会議で質問もございまして、私の方から県内業者優先で検討するというような回答もしたというようなことがありまして。そういう状況のもとで、県内業者優先で検討するよという要請がその知事後援会幹部からそこでもございました。そのほか技術的なことで、下水道公社の技術支援等についての話がございましたが、それは下水道課長の方で対応したところでございます。

前回、1度だけというふうに申し上げましたが訂正をいたしまして、今申し上げましたように10月に1度会ったということでございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に発言の申し出がありますので、順次これを許します。

清水委員 どうも御苦勞様でございます。それでは尋問をさせていただきたいと思っております。もう数度お見えになっておりますので、確認も含めた格好になろうかと思っておりますけれどもお願いをいたします。初めに、平成14年度で契約が終わって平成15年度で新たな契約をしなければならない。しかし、知事からの方針の中で、実は随意契約ということの中で、14年度に切れてしまって15年度のところはどするのだという話がございましたね。それを経緯の中では、知事後援会幹部に確認をしてほしいと。矢澤証人の発言があって、小市証人は知事後援会幹部に確認をするという行動をとることになったのですが。そのようにお聞きしたんですが、もう一回確認ですが、知事後援会幹部に14年度で契約の切れるところの15年度

はどうするんですかということを確認されたと前お話になったんですが、そのことは間違いございませんでしょうか。

小市証人 前のときに申し上げましたが、最初に15年度は随意契約でいいよということが、近藤さんの方からそういう方針が伝えられました。前回のこの文書もごさいますが、それがそういう文書で伝えられたわけでごさいますが。そのときに15年度随意契約でいいという中に、15年度ちょうど変わるものがあるものですから、下水道課長の矢澤課長の方からそれも随意契約なのか、その変わるのをどうするのかという問いがございまして。それを確認してほしいということでごさいますので、近藤さんの方へ、こういう指示をもらいましたけれどもそういうところもそれでいいのか、そこはどうするのかという確認をいたしました。

その結果、近藤さんの方から次の2番目の、前回の資料にごさいますが、全部随意契約でいいよ。今度は単独も含めて随意契約で15年度はいいよという回答がありまして、あわせて流域については、下請の条件として2社で1社10%ですか、その条件がついてこれでやるよという2回目の指示がありまして。それをもって下水道公社の方へ指示をして実施をしたとこういう経過であります。

その知事後援会幹部にという話でごさいますが、私もこの間言いましたが、私の方から直接知事後援会幹部に聞いてほしいというように申し上げたのは特に、記憶としては近藤さんにこれをどうするんだというふうに確認をし、近藤さんの方は多分その専門的なもので御相談をされて次の指示になったのではないかと考えておりますが。そういう経過でごさいます。

清水委員 それでは、知事後援会幹部に確認をとるというおつもりはなかったか、あったかという話、具体的にお聞きしますが。ではだれに、近藤さんに確認をしてほしいと言われたわけですね。それはだれに確認をしてほしいということですか。だれに判断をしてくれところにおっしゃったわけですか。

小市証人 近藤さんからそれは来たものですから、私は近藤さんにこれはどうするのですかというふうにお聞きしたので。当然、近藤さんはそういう方の御意向も踏まえて、それで最終的に回答をしたというふうには思いますけれども。私もそういう、念頭にありましたけど、直接聞いてほしいというような発言は、私からそういうことは申し上げなかったと思いますし、そういう記憶はございません。ただ、背景としてはもうずっと来ていましたので、当然その相談をして指示があるのかなという思いはありましたけれども。

清水委員 個人名は、固有名詞は出さなかったけど、当然のことですけど知事後援会幹部に確認を近藤さんがとっているだろうという御認識はあったということですね。

小市証人 はい、そういう思いはありました。

清水委員 実は、今矛盾が出ている日にちのそごがございまして、近藤さんは、小市証人が

らは2月14日午後に確認の、これは随意契約でいいのかなのかという確認のお話をお聞きになったと言われています。矢澤さんの御証言では、17日の朝、部長さんと話をする中で確認をとってほしいという話をされたとなっております。片方は14日、片方は17日なんですね。そここのところを思い出したらお答えいただきたいのですが。

小市証人 私もその14日、17日というのは、ちょうど土日が入るんですけどもね、はっきりと私の方から何日というのは、正直言いまして記憶があれなんですけど。ただ14日は、その最初に近藤さんの方から指示があったのが1時か2時ごろと言いますか、のようなふうに思います。それで次の文書をもらったのは、17日というのはわかるんです。17日にもらって、矢澤さんも17日に部長から確かにこの文書をもらって下水道課へ渡したと。ただ私がいづ確認をしたか、矢澤さんの方からそういう問い合わせがいづあったかという、そのことなんですけれども。この間を見ますと、公社へ送ったのが10時40何分ですか、時間が10時何分なんですね。それで17日に聞いて、即またあののがその時間帯に返ってきて云々というような、時間はちょっと短いのですけれども。矢澤さんにお聞きしましたら、矢澤さんも私は17日にもらったことは間違いはないんだけど、17日に聞いたのではないかというお話をされていましたが。その辺は14日にいただいて、その後聞いて14日の夕方に確認をしたのか、17日の朝なのか、ちょっと今時間的なこともありまして、私、正直言いましてちょっと、私がこうだったというのはちょっと断定はできない状況であります。

いずれにしろただ、そういう流れの中で第2弾の指示をいただいて、下水道課から下水道公社へ指示をしたという、こういう流れはあるんですけども。土日を挟んで14日なのか17日なのか、矢澤さんは17日だと思うという話でありましたが、時間的なそういう制約もありますが。あの当時はもう随意契約と決まったもので市町村へ説明する段取りをすとかいろいろありまして、僕も17日に午前中は電話して、午後はもう大町の方へ例の謝罪等の説明に出いておりますので、17日も非常に慌ただしかったんですけども。その辺がこうだというふうに、申しわけないけれどもちょっと私自身の記憶でははっきり断定できないのが事実でございまして。

清水委員 近藤証人も、それから矢澤証人も、それからまた田中利喜夫証人も、どちらも皆さんははっきりおっしゃっているんですね。ただはっきりおっしゃっているんですが2つあるんですね、14日と17日と。では質問の形を変えます。では2回、近藤さんにお聞きしたという覚えはございませんか。14日にも聞いた、17日にも聞いた、ちょっと尋問の形を変えますが、それはいかがでしょうか。

小市証人 いいえ、それはないと思います、2回聞くということは、1回だと思います。

清水委員 突き詰めていくと、これはどちらかがうそを言っているかということになってい

くかと思うんですけれども。ではそのことはまた譲るとしまして、それでは近藤証人は、小市証人のいわゆる疑問点をお伝えしたと、知事後援会幹部にお伝えしたという言い方をされているんですね。問題は、伝えたというのと、確認をとったというのは、かなり意味は違うと私も思うんですが。先ほどは知事後援会幹部ということ、固有名詞は出さなかったということですが。近藤さんをお願いをしたときに、確認をとってくれという言い方だったんですか、ただこういうことでどうするかと聞くということは、確認をとってということになるんですね。ですからその辺のところは、確認をとったのか、ただ伝えてくれと言ったのかでは意味が違うと思うんですが。その辺はどういうことをなされたんでしょうか。

小市証人 近藤さんが知事後援会幹部の方へどういうお話をされたかというのは、私はわかりません。私は近藤さんに、これはどうしたらいいのかということでお聞きをしたということとありますので、言うならばそのことを確認するために聞いたということとございまして。近藤さんがどうしたかというのは、私もそこまではちょっとわかりませんけれども。

清水委員 言葉のやりとりですのでニュアンスの問題は若干あるかというふうには承知しています。しかしお聞きしたいのは、知事後援会幹部に確認をとってほしいという意図があってお聞きになったとこういうことによろしいんですね。

小市証人 私は先ほど申し上げましたように、当然そういうことが行われないと、そういう判断を政策秘書室の方でできないんじゃないかという思いはありましたけれども。

清水委員 今、政策秘書室の方でそういう判断がつかないというのは、今まで政策秘書室のレベルでは、そういう政策的な、特に下水道の政策については、そういった専門的な知識はなく判断はつかないということは御案内だったわけですね。

小市証人 それは12月のそういう指示があって、ああいう文書が出ておりますが。その後にその方とお会いする経過の中で、少なくともこういうことは多分その方からかなりのアドバイスと言いますか、意向が伝えられてそういうことが検討されているなというふうに思いましたので。当然、専門的なことも含めて、かなりそういうことがあったのだというふうには思いました。

清水委員 では尋問の形を変えます。では下水道の問題を政策秘書室にお聞きする場合は、常に知事後援会幹部という方がその陰にいて、陰にいてというのは失礼ですね、その方にいろいろアドバイスを受けながら回答をしているということを御案内だったということですか。

小市証人 そういうふうには思いました、それは。当時会ってこういうお話を聞く中においても、そういうことが、アドバイスと言いますか、そういうことがされてきているなというふうには思いました。

清水委員 ではもう1点はっきりしなかった点をお聞きしたいと思います。17日に公社に向けて下水道課からファックスを送っておりますね、例の2行の文書です。前はあまり覚えがないという話を証人はされておりますが、もう一度お聞きしますが、この文書は、近藤証人の証言ですと、小市部長にお渡ししたと。直接ファックスを送った田中利喜夫証人は課長さんからいただいたと。矢澤課長さんからいただいたと。矢澤課長さんは確か部長さんからいただいたと。ここまでこう入ってきますので、これは間違いなく部長さんが近藤証人からいただいたということになるかと思うんですが、その点はいかがでしょうか。

小市証人 それは前回も申し上げましたが、そうだというふうに思います。

清水委員 では間違いなく近藤さんからいただいた。日にちについては、確認をいたしましたけれども、17日かどうかがはっきりわからないけどおそらく17日だろうということによるわけですね。ではそのペーパーは、どこでいただいたかはわかりになりますか。

小市証人 多分私の部屋へ近藤さんの方で来たのかなというふうに思います。私、最初に2枚目のペーパーを見たときに、覚えがないというのは、その記憶の中で一番最初に聞かれたときはそうだったんですけれども。その後いろいろと前後の関係を精査し、また矢澤課長さん等の状況を聞く中では、そういう経過がありまして。多分それは私のところで近藤さんの方からいただいたというふうに思います。近藤さんの方が持ってきてですね。

清水委員 近藤さんがお持ちになってお渡しになったと。実はこの17日の朝、やはり矢澤さんが、さっき言ったように、随意契約にするかどうかという問題をしてはいますが。それをやっぱり矢澤証人の証言だと、小市証人は近藤証人に問い合わせをしているわけですね。そのときにやっているということとはございませんでしょうか。そのペーパーをもらったときにもう一回確認をしているということとはございませんよね。それではタイミングがちょっと合わなくなってくるんですけれども。わかりますか。

小林委員長 もうちょっとわかりやすく言ってください。

清水委員 説明を、矢澤証人がどうするんですかということでお伺いに来ます。矢澤証人の話で言えば、それを近藤証人に小市証人はお聞きになるということになっていきます。だけど近藤証人は当然その2行のペーパーを朝持ってきたということになれば、矢澤証言は、実はその前になければいけないことになりまして、回答になるわけですから。そうするとかなり朝早くになるわけですね。近藤証人は知事後援会幹部から確認をとってからそのペーパーが来たとすればですけれども。そうするとかなり時間が、朝のうちですから無理がある、タイトになるのではないかと思うんですね。そうすると矢澤証言は、矢澤証人がおっしゃっていることは、実は日にちが違うのではないかということも推測できるんですが。それから考えて思い出されませんかということなんです。

小市証人 ですから先ほど申し上げましたように、非常に、送った時間が10時40何分と早いわけですね。ですから朝、例えば17日の朝聞いて、そしてそれを受けて向こうから次にその指示のペーパーが来るというと、その朝8時半から例えば10時何分まで2時間の間にそういう行為が云々になるわけですね。だから僕も先ほど言いましたように、私もその14日か17日かはっきり覚えていないんですけども、そういうことからすると14日に私の方が近藤さんに聞いて、近藤さんの方から17日に、17日に来たことは間違いのないもんですから、17日に来て、それを矢澤さんに渡したということなもんですから。そういう時間帯を考えると14日なのかなという思いもあるんですよ。それが私はちょっとはっきりしないというのが、先ほど申し上げたとおりなのです。

清水委員 では質問を変えます。平成16年度の管理業務委託の公告は2月6日でありますね。これは資料により間違いありません。その翌年、17年度の問題については16年12月だから、前の年の12月20日に一般公告しています。なぜこの年だけが2月6日、大変遅くなっているんですね、一般公告するのが。これはなぜかおわかりでしょうか。

小市証人 これは15年度当面随意契約でいって、15年度中に検討をするということになりました。特に流域も含めて、また広域も含めてのものでありますから、4月から例の広域、市町村関係については、検討委員会をつくっていろいろ検討をしてくまして、8月に報告書をまとめて、それで市町村の意向というものを整理したわけでございます。それを受けて、知事の方へ確か10月の下旬だと思っておりますけれども、今回のその検討委員会の報告を踏まえ、あわせて流域の考え方について、16年度に向けてはこういう方向でいきたいという話をした経過がございます。流域についても、従来は県外と県内のJVだけだったのを、県内だけ、また県内同士のJV等も追加をして検討するというようなことも含めて、知事の方へそういう方針を話した経過がございます。

その後、16年度の入札に向けて、下水道課、下水道公社で検討するんですけども。課の中でも流域に即、県内だけでいけるのかどうかという議論もあったり、いろいろその経過がございまして、一つの方向性を決めて云々というときまでに、かなりその辺の議論の中でいろいろ時間がたってしまったというのが事実なんです。僕もその経過の細かいことは承知をしておりますが、結果的にもう15年度にやめて、最初は15年からやりなさいと言われていたのを、15年度はやめて16年度からは間違いなくとこう来た経過もありまして。それで結果的に10社はいるであろうと。では諏訪湖流域は技術的に難しいけれども、それ以外は県内または県内だけでできるというような、その検討の方向性が出たものですから、ではそういうことでいこうということで、そういうことのいろいろ検討等に時間を要してしまったもんですから、結局2月6日というようなスタートになってしまったというのが実態であります。

清水委員 その2月ということですから、普通より2カ月ぐらい遅れているわけですけど。それについて、当時の土木部長である小市証人は、別に問題はないというふうに判断をされたのですか。

小市証人 いずれにしましてももう16年度に向けて、これはそういうことで検討した結果、そういう方向を出して入札をしていかなければいけないわけですよ。そういうのがあって遅れていまして、もうこれは、ある意味では2月の初めというのはもうリミットみたいな時期だと思うんですよ。それで、そういう状況の中でその2月から始めたわけですけども。いずれにしましても遅れてしまったのは、そういうような検討等があったものですから、そういう時期になってしまったというのが実態でありまして。2月6日からスタートしたということでありまして。

清水委員 平成16年度の入札を中止にいたしますね。一応理由としては、競争性が確保できないという話と、期間が短すぎて技術者が集まらなかったという話をされています。それは一応表向きという話です。田附証人は、このときに競争性がないということが根本的な原因ではないというような話をされているのですが。そのときですけども、部長さんの方は、この当時の部長である小市証人は、この入札を中止した経緯について、まずこの話はだれがどこからどういうことで中止をしようという話になっていたか、お話しいただきたいと思うんですけども。

小市証人 それではその中止についての経過をざっとお話をさせていただきます。入札は遅くなりましたが2月6日に公告をしまして、入札を開始いたしました。一般競争入札で、諏訪につきましては従来どおり、技術的難度が高いということで、県外・県内ですか、JVで。あと3流域につきましては、10社ほど参加できるということで、県内本社または県内本社同士のJVという条件で公告をしたわけでございますが、それですと入札手続を進めてまいります。その後事務的に進めて応札者が出てくるというような過程の中で、実際に入札の過程では、2月25日が確か締め切りというような時期だと思いますが。

そんな中で進める中で、2月24日に最初に下水道課の方へ経営戦略局の当時の担当の主査の方から、今回の4流域の入札については中止というようなことで検討すると。というのは、応札者が非常に少ないと。それは、県内業者の方から非常に差し迫った入札で準備期間がとれないというようなことが寄せられていると。そういうこともあるものでということで、中止で検討しなさいと。さらに16年度は当面今やっている人に随意契約で、できるだけまた随意契約の期間も短めというような趣旨で検討というようなことが、下水道課の方へ伝わりました。それは松野補佐が受けたということのようですが。その第一報が24日に、第一報と言いますか、そういうことが経営戦略局の野崎主査の方からあったわけでありまして。

それで、そのあと25日に下水道課長から、締め切ったわけですがけれども、応札者が非常に少ないと。諏訪湖の方は2つのJVが応札をしたけど1つはチェックをした結果失格になった、条件上。そうすると残ったのは1者で、それはいままでやっていたのと同じJVであると。もう一つ、3流域の方は3つの単独と1つのJVで4者があった。けれどそのうち、1者が今回の入札に合わせて県内に本社を移した社が入っていると。条件的にこの社も対象になるというような話がありまして、こういう問題と言いますか、課長の方からはこういう社が入ってしまったという話がありました。私、どうしてその社が入ってしまったかなというような話をした覚えはあるんですけども。

それでその後に、下水道課の方では指示に従って検討していたということのようですが、27日に下水道課長がまた来まして、野崎主査の方から、もうこれは、今回はいろいろ課題があるから中止だという話がありまして、下水道課長はそれを受けて私の方へ来まして、そういう話もあるし、今回そういう社も入っているし、このままやるのはいろいろ問題が起きてしまうから中止をしたいということが下水道課長の方からありまして。私もそこで、以前聞いていましたけれども、今いったように非常に入札する者が少ない。さらにその今言った1社は今回の入札に合わせて移ってきた社が入ってしまった。ただ、条件がその県内実績というような、そのことをどうしてつけなかったのかという話はしたんですけども、結局県内本社ということだけでそこまでいかなかったというような話がありまして。私も、こういうふうに知事サイドからも来ているし、こういう問題があればこのままやれば、またいろいろ問題が起きてしまうし、今回は中止してもう一回時間をとってやり直した方がいいかなという思いになって、それではこれは中止するしかないということで、中止というような、私としてもそのところで判断というか、そういう方向を決めまして。

それで週明けの1日に下水道公社の専務理事も呼んで、下水道課長と松野補佐と、そこで下水道公社に今回の流域については中止すると。それで今言った理由については、これこれこういうことだからという話をして、理由についてはまた詰めるとして、いずれにしろ中止をすると。だから2日に確認をして業者へ確定通知を出すんですけども、そんなこともあったものですから下水道公社へそういう話をして、下水道公社は、ではそれは確認通知は出さないと。公社の方では、中止するなら県の方からきちんと文書をいただきたいと、中止という。それをいただければうちの方はそれをもって業者の方へ通知をしますという話があった。では実務的に、今後ではそういうことで詰めていくという話がありました。

ただ、応札した業者に対して、事前のその話と言いますか、了解しないとこれまた、ただ一方的にずっとやればいろいろなことが起きるといようなことがありまして、事前にその応札した業者へも説明をして、了解というようなことで、その後公社と下水道課で検討して、

3日、4日、5日の3日間で、公社の理事と下水道課長で各社を回ったということでありませう。その結果を聞きましたら、いろいろ言われたと。だけど県でそういう方針なら仕方がないということで、一応しぶしぶ了解をもらったということですから。そこで、それでは通知文ということで、文書については確か部長室で下水道課職員も来て、ちょっと打ち合わせをしてつくった経過、記憶がありますが、3月8日に部長名で公社へ、こういう理由で中止するという理由書も添付して文書を出しました。それを受けて9日に下水道公社が各社へ中止をするという通知文を出したと。それで中止をしたというのが、中止までの経過であります。

清水委員 委員長にお計らいいたしますけれども、今、日程の問題がずっと出てきましたので、整理のために小市証人に一回そこをメモにさせていただいて、ここに提出いただきたいと思うんですけど、お諮りいただきたいと思います。

小林委員長 今の御提案ですが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

わかりました。

清水委員 できれば次の尋問のこともございますので、ここで休憩をとっていただいで作成いただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

小林委員長 今の御提案、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは異議なしと認めて、ここで暫時休憩いたします。小市証人には、今の御提案のように24日から中止に至る間の時系列でお願いできますか。

小市証人 手書きで罫紙の方へ書かせていただきますけれども。

小林委員長 結構です。それでは暫時休憩いたします。

休憩時刻 午前10時52分

再開時刻 午前11時46分

小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。なお、先ほど入札中止の経過について、時系列的にメモをしてほしいという要請がございまして、小市証人の方から出てまいりました。お手元に配付をさせます。

(書記 資料配付)

2分間程度、お読みいただきたいと思います。

それではこのメモに基づき、追加で小市証人から証言を求めます。

小市証人 先般説明した中で、その2枚目の3月2日のことを説明しなかったように思っています。2日に経営戦略局の野崎主査から、一応これは中止の確認というのがありまして、そのあと、随意契約の期間について検討する旨の連絡がありまして、私からその旨を下水道課へ伝えたということです。

清水委員 初めに委員長にお計らい願いたいんですが、このいただいたメモでありますので、今の段階ではこの扱いはメモかと思われるので、正式な記録としてこの委員会でお認めいただきたいと思っておりますので、お諮りいただきたいと思っております。

小林委員長 ただいまの御提案につきまして、御意見等ございましたら。

(「異議なし」の声あり)

御異議ございませんか。それでは記録としてとどめます。

清水委員 では証人にお伺いいたします。この記録に従いますと24日に経営戦略局の野崎さんから下水道課に話があったと。翌25日に下水道課長から状況の報告があった。では小市証人がこの話をお聞きしたのは24日ですか、25日ですか、まずお聞きします。

小市証人 ここにありますように、実際に受けたのは下水道課の課長補佐の、当時松野補佐が受けたんでございますが。松野補佐の方から経過報告として私の方へ報告をしたということですので、私も細かいことはあれなんですけれども、多分こういうことがあったということは、まず第一にこの日に私の方へ連絡があったと思っております。

清水委員 ここに具体的な格好で、県内業者より期間が短くという記述がございます。これは特定の県内業者という解釈でよろしいのでしょうか。

小市証人 私も今回の証言に当たりまして、少しわからない点を確認した経過の中で、正直申しまして、当時、野崎さんの方からはこういう旨の話があって、中止を検討するようにとこういう話をお聞きしましたものですから、こういう形で、今、記録としてここに書かせていただきましたが、それ以上のことは細かくはわかりません。

清水委員 では具体的な業者があってどうというのではなくて、そういう話を聞いたとこういう解釈でよろしいですか。そこだけ確認させていただきます。

小市証人 そうということであります。

清水委員 これを見ますと、24日にまず経営戦略局の野崎主査より下水道課へ指示があり、これは一応大事なことから一つずつ確認をさせていただきます。まず野崎さんから課長補佐、これは松野さんにまず指示が来たということによろしいでしょうか。

小市証人 そうということであります。

清水委員 では小市証人は松野さんからお聞きになったのですか、田附課長さんからお聞きになったのですか。

小市証人 そのとき下水道課長がいなくて松野補佐が対応したということでありまして、多分松野補佐が私のところへ話をしたというふうに思います。

清水委員 ということは24日の段階では、田附課長は、これは知らなかったということになりますか。

小市証人 いや、その後に戻って、ちょうどそのときにはいなくて松野補佐が対応して、その後、松野補佐から課長に話したかどうか、そこは私にはわかりません。

清水委員 では25日の段階では田附課長から報告があったということですので、当然承知したということの解釈でいいと思います。27日に再度、経営戦略局野崎主査から下水道課田附課長に、今回の入札は中止するように指示がありと。24日にも同様な話があり、27日にも同様な話がある。中止の話ですね。これはどういうふうに解釈したらよろしいでしょうか。

小市証人 27日にそういうことで、田附課長から話がありましたが。その間、下水道課の中でもその検討を受けて、多分課の中でいろいろ議論をすと言いますか、そういう作業があったのではないかと想像されるわけですけれども。ただ、入札のその中止とか、またはでは中止するがどうだとか、そういうことについては、やはり応札者が現にいるわけですので、確かに少ないとか、そういう声があることは事実でそういう話 coming しているんですけれども。多分下水道課の中でもいろいろな議論があって、そして検討されていたと思うんですよね。そういう中で、再度その指示と言いますか、中止というようなことで、下水道課長の方へ来たと思うんですよね。

ですから検討ということで最初に来て、いろいろ検討を課の中でしたと思うんですけれども、その後、27日にはもう中止ということていくようにとこうい、言うなら知事の意向で中止というようなことが田附課長に伝えられて、それで田附課長がもう中止なんだという話で私のところへ来ましたので、もうそういうことで。だからそういうことも来ているし、こういう課題もあるので今回は中止をしたいとこういことですから。一歩進んで中止ということが伝えられたと思うんですね。最初は検討というようなことで来ていたものですから。清水委員 では要約しますと、まず検討をしてくれという指示があった。課の中で検討をした。数日後、今度は中止ということが経営戦略局から言われてきた。当然その間には課から経営戦略局に、そのことを課内で話し合った結果、ではそうしましょうとか、またはこれは難しいですとか、いろいろなフィードバックがあって経営戦略局が解釈したというふうに、今、証言されましたけれども。だとすると、部長を通してでなければ経営戦略局に話は行っていないかと思うんですが、そういうやりとりはあったんでしょうか、なかったんでしょうか。

小市証人 その間に私を通して云々はありません。私は今言ったように、多分そういう検討

を下水道課でしていたのではないかと今思ってしまったので、その間に私を通じて云々とかそういうものはございません。その後は27日に田附課長の方から、そういう指示が来たとし、課長としても今回は問題もあるのでもう中止をしたいという話がありましたので。その途中経過は、特に私がどうこうしたということはありません。

清水委員 それでは27日の中止の件をお聞きいたします。27日には、中止ということは田附課長からお聞きになったという、経営戦略局から言われたということで。そのときに経営戦略局のまずだれから言われたか、田附課長は小市証人に話をされましたでしょうか。

小市証人 それは野崎主査の方からという話で。

清水委員 ちょっと固有名詞が間違っははいけませんので確認をさせていただきますが。野崎主査から言われて、経営戦略局の野崎主査から言われて中止にしますとこうに御報告があった、これでよろしいでしょうか。

小市証人 そういうふうに、今の記憶の中ではそういうふうに田附課長から、野崎さんの方からそれはもう中止だという話があって、中止したいというふうにあったと思います。

清水委員 ではお聞きしますが、実際に中止の決定をするのは小市証人、部長の小市証人だと思うんですね。そうすると言い方は、部長に中止をしてくれ、中止をするようにと言ったのか、それともこれはもう中止だと言ったのか、そこら辺のところは御案内ございませんでしょうか。

小市証人 私は、そのとき田附課長が受けたものですから、その辺のイントネーションはわかりませんが。いずれにしろ中止というようなことでという話に来て、田附課長も中止をしたいということなものですから、私もそこで、先ほど申し上げましたように、少ないということもあるし、知事サイドからのそういう意向、さらには今回のために本社を、私自身も、移してきたものが入ったというのは、こちらの条件の上ですけれども、そういうものをもろもろ考えますと、確かに今回このままやってしまうといろいろまたあとで問題が出るのではないかというふうに思っています。これはでは中止にしようということで、私がそこで決めたということでもあります。

清水委員 それでは中止に対する、経営戦略局から中止にしようというときに、これこれこういう理由だから中止にしようとしたのですか。それとも今おっしゃったように、例えば本社を移すとかということもあると。それは、いわゆる小市証人のサイドでお考えになった理由なのですか。それとも初めに中止するというふうに経営戦略局から言ってきたときに、そういう理由がついてきたのですか、どちらでしょうか。

小市証人 私は直接聞いておりませんので、そういう理由があったかどうかはわかりませんが。要するに、ただ一番最初のときには、その期間が短くてという、そういうことが

あったということではありますが。その27日というのは、私はそういうことがあったということを知り、田附課長から聞いたわけでありまして、そのときにこれこれという中身についてまでは承知しておりません。いずれにしろ、私どもの方としても、今回そういう話がある、なおかつ、土木部としても経過とか結果を見ますと、諏訪の方は2者JVが1者になってしまって、全く同じ1者しか残らなかった。片方は4者あったのだけど、特に先ほども言いましたように1社が今回移ってきたということで、本来なら実績を積んできたというものを対象にして10社云々というようなことでやっていたものですから、そういうような状況を見ますと、これはちょっと内容としてこのままするのはということで、私自身も判断しましたが。もちろん経営戦略局の方から中止だという意向も来ているので、これはやむを得ず、これは中止をせざるを得ないということで中止をしたわけでございます。

清水委員 小市証人はそのところの部分で、組織的な意味からいうと若干御案内がないのかもしれませんが。平成16年度の入札の応札の経緯について、逐一経営戦略局に報告をされておりましたでしょうか、またはどなたかがされて、経営戦略局に報告をしろという御命令を経営戦略局から指示を受けていましたでしょうか。直接小市さんがまたは報告をしていたでしょうか。どなたかが報告をしたか御存知ないか、いずれにしてもお答えいただきたいと思います。

小市証人 私から一々報告はしておりません。ほかの者が報告したかどうかは私も承知しておりません。

清水委員 では公式に経営戦略局から部長を通じてそういう資料を出せとか、報告をしろとか、ということがなかったということで。あるとすれば、それは全く経営戦略局から、いわゆる指示ルート、県政の仕事としてのルートで来た話ではないということによろしいですか。

小市証人 下水道課、下水道公社に、その経過の中であったのかどうかは、私は承知しておりませんが。私のところからこういうふうに報告するとかということはしておりませんが、普通はもう事業をするところまでずっとやっておりますので、その都度ということは考えられないことですが。すけれどもね。

清水委員 ではちょっと戻ります。24日に経営戦略局から再検討するように、この場合は検討をするようにという、中止を検討するようにという指示がありました。本来なら経営戦略局からそういったものが、この下水道の入札についてある話ではないかと思うのですが、いかがでしょうか。

小市証人 その前の質問にも関連するのですが、そういう情報がどこから経営戦略局の方へというのは、私自身も今にしても、24日はまだ途中の経過でございますけれども、も

ちろん経営戦略局サイドから、特に知事も今回の下水道についていろいろあるものですから、その問い合わせをすとか、そういうような、企業からそういう声もあるにつけて云々したのか、その辺は定かではありませんけれども。どういう形でそういう情報を経営戦略局の方が入手したり確認をしたのかというのは、私どもでは、私のところではわかりません。

清水委員 ではお聞きしますが、入札をする・しないというのは失礼ですから、中止にする・しない、本来ならば当然部長さんが御判断になる、当時の部長さんが御判断になるマターかというふうに思います。だけど現実、経営戦略局から言ってきた、それによってとまってしまった、これは事実だということですので。それについて、どういう御感想をお持ちだったですか、そのとき。やっぱりやむを得ないな、そういうふうなお考えだったでしょうか。

小市証人 そうですね、やむを得ないというのが、最後の気持ちですけれども。ただ中身としても、結果としてもうちょっと多く応札すると思っていましたし、一つにはどうしてあんな業者が入ってしまったのかというのがありますし、いろいろそのファクターとしてはありましたけれどもね。とは言え入札をするということで、私どもとしては進めてきたわけでございますので。本来、入札ができれば一番いいわけですけど、やむを得ず入札を中止したとこういうことであります。

清水委員 やむを得ないというのはどういう意味ですか。というのは、本来なら課の中で決め、部で決め、御決裁される話ですが、よそから言われてきたわけですよ。やっぱりそれは、本来なら御自身が部長という立場からいうと、やむを得ないと言うんですが、何でやむを得なかったと思ったのですか。

小市証人 今申し上げましたように、もちろんその応札者が少なくしてそういう声もあるというようなことも経営戦略局の方から話がありまして、経営戦略局としてはこの際中止したら、もう一回やり直したらという話もありましたし、それも一つのその要因ではあります。それからもう一つは、今言ったように全体を考えたときに、もっと多く応札してくれると思ったら結果的にこうなった。それからもう一つは、やはり条件がうちの方でこうなってしまうと、今回のためにずっと本社が移ったような社が応札できるというような、そういうことになってしまったのかということも、正直言ってありまして。もともと県内の人たちにやろうとしてやっところまで来たのに、ですから非常に私としても本当にこれはやむを得ないということで、次年度はきちんとそういうことも含めてということでやったということになります。

清水委員 ではお聞きしますが、経営戦略局から指示がなかったら、部長の判断でこのとき中止されたと思いませんか。

小市証人 少ない云々というのはあるかもしれないですけど、私も正直言いまして、県内業者云々と来たのは、やっぱり県内で実績を積んでこうきたという者をやっぱり対象にしてやっていたものですから、なかったとしてもその社が応札してきたということについては、かなり私もその時点では、いやどうしてこうなってしまったのかなと。ただ、私たちの条件がそうになっていて、逆に言いますとそれは可能であるというわけですよ。ですから逆に言いますとうちの方のその辺のところの検討不足と言いますか、対応不足と言いますか、その条件不足ということにあるんです、原因が。だから、ただ現実的なことを考えますと、そういうのは入ってきては本当は私たちが目指したところではないものですから、現実になかったときには、かなり悩んだり、どうするこうするというようなことはしたと思います。

清水委員 ちょっと時系列で言いますと、経営戦略局から中止を検討してくれと言われて、いろいろ事情を考えたらそういう理由がつくということと、そういう理由もあったと。たまたま経営戦略局から言われた、これは意味が違いますね。経営戦略局から言われて、確かに言われたらそうだというのと、私たちもいろいろこれはまずいのではないかと思っていたら、たまたま経営戦略局から言われたと、これは内容が違うと思うんですね。この記録によりますと経営戦略局から言われたからが先になっているんですね。言い方を変えれば理由をつけたらやっぱりそういう理由があるところに解釈されるんですが、そのところはいかがなんでしょうか。

小市証人 先に経営戦略局からという話でございますが、スケジュール的にいきますと、その25日に締め切って、それから会議をして議論するということなんですけれども、24日にもう一方でそういうのが逆に来ているわけですね。私もまだその時点では、正直言いまして具体的にどういう者が応札しているかというのはその時点ではわからないわけですよ。そういう25日に締め切って、そこでもって最終的にそういうものを整理して、1者云々、それから1社が入ってしまったということで、ではどうするこうするという議論が次に来るんですけれども。もちろんその前にそういうことが来ておりますのでスケジュール的にそう書きましたけれども、先ほど言いましたように、それにかかわらずさっきのようなそういう課題が生じておりますので、うちの方としても当然、そういう問題をどうして、今回どうするかこうするかというような議論は当然、結論を出して次にいくとこういようなことになると思いますし、そこに来ているからそういうふうに皆さん方がおっしゃるんですけれども。少なくとも通常そういうことがなくていったとしても、そういう状況があれば内部で検討してこれはどうするこうするということで、最終的に判断をしてやっていたということだと思います。

清水委員 このいただいた記録を見ますと、これはあくまでもこの記録に基づいて話をさせていただければ、経営戦略局より指示があり、それによって2日以降対応していく姿が見ら

れるわけですね。となると、やはり内部的な検討はいろいろあったというふうにはわかりません。それは全く話としてはわかる話ですが。しかしいずれにしても決定打として、経営戦略局からこういう指示があり、ましてこの27日には中止するように指示がある。こうなっていますね。ということは、決定をしたのは、経営戦略局から中止を決定してきたと。内部の話し合いはいろいろあったにしても。当然それにはいろいろな理由があったと。それも話を聞いてわかりました。決定する最大のファクター、要素は経営戦略局からの中止要請であることは間違いのないんじゃないですか。

小市証人 もちろん経営戦略局から来るということは、知事の意向と言いますか、そういうことですし、ほかの方もすべてそうでしたからね。これは知事サイドからそういうことで来るならば、やっぱりそれは知事の意向というものも十分踏まえなければならないというのは、これは当然私の思いでありました。当然そういうふうに来ておりますので。ですからそういうことも含めてやったということでございます。

清水委員 では知事の意向があったというふうに思われたという解釈でよろしいですね。ありがとうございます。

石坂委員 小市証人、御苦労様です。お尋ねします。最初の委員長の主尋問にありましたが、きょうおいでいただきました最大の理由と言いますか、理由は、知事後援会幹部に土木部長であった小市証人が会ったのは1度だけだったと。この前のこの委員会で証言されましたが、戻ってみたら1度ではなく、次年度の9月議会終了後に田附当時の下水道課長とともに、土木部長室で会ったという事実があったということでおいでいただいたということが、委員長の主尋問に対するお答えだったと思いますので、その件に関してお伺いしたいわけですが。

前回お尋ねしたときに、知事の後援会の幹部であり、なおかつ下水道業者である方に政策秘書室ですか、当時、呼ばれて、応接で会うというような形は、名刺営業禁止という県の方針のもとでは、本当は会いたくないと、よくないことだという意識があったけれどもやむを得ず、後援会の幹部であるという方の面会を断れないという形で結果としては会ってしまったと。そういう御証言だったと思うんですね。

そうしますと、小市証人のその当時の意識、それから利害関係者である下水道業者が、たとえ知事の後援会の幹部であっても、会わざるを得ないといっても会いたくないという意識があった中で、実は2度もお会いになっていたということは、私たちが常識的にそれを受けとめると、かなり、会いたくない人に2度も会わなければならないということは、本来は印象の強いものではないかなと、私は思うんですけど。この間ずっと1度しかお会いになっていなかったと。戻ってみたら実はもう1度会っていたと。しかもその会った時期というのは9月議会終了後で、当初かなり拙速な形の下水道の入札制度の改革というのが無理で、1

年間延ばして検討しているというその時期に、次の年度をどうするかという一定の方向ももう示していかなければならない、時期としても大事なポイントの時期ではあったと思うんですけど。それをお忘れになっていたのを思い出したその経過について、どうして思い出されたのか、何か記録文書があったのか、そのところをお伺いしたいと思います。

小市証人 実は前回の証言が終わりましたあと、田附課長の方から、部長さん1回って言っていましたけれどもその後会いましたよという、田附課長から話がありまして。いや、そんなことあったかねという話の中では、9月議会のあとに私のところへ会いたいというふうに来て、それで急な話だったけれども部長さんのところで話をしましたというのが、田附課長から来ましてね。それで私もすっかり忘れていたのですけれども、そういう話があって、私も土木部の方へも監理課の庶務の方ですか、こういうことがあったか確認をいたしましたら、確か1度、そういう時期だと思うけれども、急だったけれども来たことがあるというお話を聞いたものですから。それで急遽、委員会の方へ、実は前回そういうお話を申し上げたけれども、その後確認したら、確認と言いますか、そういう話があって、もう1度会ったことがあるということで、今回、お話をさせていただいたというのが実態でございます。

石坂委員 そうしますと、田附当時の課長に指摘をされ、そういうことがあったなと思い出したけれども、当初この委員会に証人として御出席されたときには、その2回目の9月議会が終わった以降という、その田附当時の課長に指摘をされた会見と言いますか、お会いになった事実については、全く忘れてしまっていたということなのでしょうか。

小市証人 全くそれ1回きりだというふうに思っておりましたし、それ以後はないとそのときには思っていました。

石坂委員 前回、お伺いしました折に、当時の状況の中で利害関係者である業者にできれば会いたくないという中で、やむを得ず会ったと。そのときは初めてお会いになったということですし、私の受けとめとしましては、何が何だかわからない感じの会見だったかなという印象もあるのですけれども、でもその1回がありまして、2回目の議会終了後の、ある意味次年度の方針も定めていかなければならない、その前段のずっと年度末からこの年度にかけての検討や、下水道課もかなり御苦労されたり振り回されたりしたあとの9月議会後というのは、時期としては非常に重要なポイントと思うんですけれども。そういう時期にお会いになったということを忘れられたということが事実ならそれは仕方がないんですけれども。そのときに、いずれにしても次年度の方針を出していくという上で、やはり前回の御証言のとおり、この人には会いたくないが会っておかなければ、知事の後援会の幹部なので通らないと言いますか、知事に対してという意味ですけど、やむを得ないなということで、またこれもしつしつということでお会いになったのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

小市証人 前回申し上げましたけれども、そういう立場の方ですので、気持ちとしてはそうでした。そういう方がお見えになってくれなければいいと思ったけど、会いたいというような形で来たものですから、多分そういう立場の人であり、会わざるを得ないかなと思って会ったというふうに思います。

石坂委員 そうしますと、大変恐縮なんですけど、土木部の最高責任者、部長という立場で、名刺営業も禁止されている県の基本的な方針のもとで、たとえ知事後援会の幹部であっても直接の利害関係者である知事後援会幹部と1度ならずも2度、しかも県の方針を定めていく時期としては重要な時期、9月議会終了後、次年度の方針をどうするかと、そういう時期について、このあと田附証人の証言によりますと、知事後援会幹部は田附証人とともに下水道公社へも出向くという形に、小市当時土木部長にお会いになったあとですね、そういう行動をとられるわけなんですけど。そういう行動自身も私たちは納得できない行動に思われるんですけれども。

そういうことを含めまして、土木行政の県の最高責任者である部長という立場で、そういう方とその時期にお会いになったということは、当時どういう意識であったか、それから今にして思えばどうであったのか。つまり私は適切であったかなかったかということ、証人の受けとめについてお伺いしたいと思います。

小市証人 前々から言っておりますように、かなりその方がいろいろなところでそういうかわりと言いますか、意向を知事サイド等にされているというような経過の中で、私としては、その後も下水道課の職員の中でもそういう声がありましたので、私自身もそういう方が来たり、その声があるということに関しては非常にいい思いではありませんでした。ただ、そういう立場の方ですから、どうしても経営戦略局を通じて来るとかということがあったわけでございますけれども。会ったときにはそういう気持ちでございましたし、今もやはりいろいろな経過の中で、2月14日も含めてやっぱりそういうことをすることは適切ではなかったというふうには思っております。

石坂委員 そういう意味では、踏み込んで恐縮かと思いますが、知事との関係で、人事権のある知事の方針のもとでの県の職員の立場というのはわかった上であえてお尋ねするわけですが、やはり後援会の幹部の方がそういうお仕事をされている利害関係者であるということと、名刺営業は基本的禁止という県の方針を現実には貫かなければならないということの中で、土木行政の最高責任者の部長という立場の方が、やはりそれはきっぱりとお断りになることなしに、下水道課長さん、公社の方などは、部長でさえお断りできないのであるから、結局お断りできないと。会っても行政にゆがみや影響や支障はないという主張もあります。しかしお会いすることで、やはり知らず知らずに影響を受けていく。知らず知らずであれば

いいんですけど。それはやっぱり相談をかけなければならない人という意識に職員がなっていくことは、県民から見てもそれは納得できないことと私は思うんですけど。あえてお聞きしたいと思いますが、土木行政の当時の責任者としては、それはきっぱりとお断りになることによって県の土木行政の公正さが保たれるというふうに私は考えるんですけど、いかがでしょうか。

小市証人 そうですね、確かに経過の中できちんとそういうことを私の立場から職員の方へも話をするというようなことをきちんとも、今にして思うと必要だったというふうに思います。ただ、御指摘されればそのとおりですが、そういう立場でもあり、来てしまったというのが実態でございます。今にして思えばきちんともうそういうことだからというふうに、部としてまた公社の方へも、私も理事長でございますので話をするべきだったなというふうには思います。

石坂委員 最終的にはこの間の県の土木行政、とりわけ下水道事業に関して、県がこの間行ってきたさまざまな試行錯誤、改革が県民の立場から見てどうであったかということ、今お尋ねしていることとの関係で、私たち自身が精査し、結論を出さなければなりません。小市証人は、当時の土木部の部長さん、土木行政の責任者として、部長職にあった時期でということ結構なんですけど、県の下水道行政がこの方のそのようなかわり方を結果として許してしまったことによりゆがめられたとお考えでしょうか。

小市証人 いろいろな内容があるわけでございます、改革につきましても。その今言った県内業者参画の入札の問題、または別の角度でその下水道の維持管理のあり方と言いますか、市町村の意向を聞いてやる。県主体でやってまいりましたけれども、やはりとは言え事業主体が市町村の場合には市町村の意向を十分踏まえてやるという、そういうその検討委員会もやりましたし、そういう意味ではいろいろな意味で、ちょうど下水道事業もつくる時代から維持管理という中で、いろいろな形で検討してきたという内容は一方にはございますが。

ただ一方ではその入札と言いますか、そういうことの経過の中で考えますと、今言いましたようなかわりも含めて、県内業者にもっと開いていくというのは、これは土木部全般の一つの方針でございますので、そういう方向ではあるんですけども。ただその中身を、性急だったのか、もう少し吟味をして云々するのか、そういうことに関してはやはり反省する点はあったというふうに思います。ですから、すべてがすべてというふうに思いませんが、そういう方向の時期にはありましたけれども、内容によってはそういう問題もあったかなというふうに今思っております。

石坂委員 それではあと1点だけお伺いしたいと思います。私の前の尋問者の清水委員が、入札中止の当時の経過についてお尋ねがありました。そこでお尋ねするわけですが、私はそ

の中で1点だけで結構ですが。理由については、今までの御証言の中で、入札に実際に応札してきた業者の数が少なすぎて競争性が保たれないこと。それから突然この入札に間に合わせて県外業者が県内に住所を移転して県内業者という取り繕った形をとったこと。この2点が述べられておりますが、それ以外の理由は一切ないでしょうか。

小市証人 今考えますに、その2点だと思います。

石坂委員 それではこちらからお尋ねしますが、問題になっております知事後援会幹部であり同時に下水道業者である方、この方の会社が入札に参加しているということを御存知であったのか、そのことが理由であったということはないのか、その点はいかがですか。

小市証人 もちろんその方の社が参画しているというのは、当然わかっておりました。少ないという中には、今回特に3流域は県内でやったわけですが、1社はそういう社、それ以外を見ますと新たに加わったのは、その社とJVを組んだ2社ですか、非常に新たに加わったのが非常に少なく、その中にその社が入っているというのも現実としてあるわけですね。ですから、直接的に、そうであるとは言いませんけれども、数が少なく、言うなれば云々というのも、やはり一番最初にその実態を聞いたときにはそういう思いはありましたけれども、強く今回云々したというのは、今言ったその2つの理由であります。

石坂委員 そうしますと競争性が保たれない、つまり応札業者が少なすぎる。その中に下水道業者である知事後援会幹部の会社も入っている。その一連の流れが、やはりこの入札をこのまま実行するのは適切でないということは、先ほどどこからの指示かとか、どこが最終的に結論を下したかとかそういうお尋ねもありましたけれども、小市証人自身も、そのことは入札をせざるを得ない理由の一つというふうに当時受けとめられたということによろしいですか。

小市証人 そうですね、いずれにしろもうあのときには、そういういろいろなことが重なって、このままやればまた云々で、私自身もこれは新年度にもう一回やり直してもらった方が、このままやればいろいろなものが出てきてしまうというのが、もう総合的な気持ちでございました。いろいろありまして、知事の方から来る、そういう人が入る、またそういう社も入っているということで、最終的に決断したときには、いろいろ私自身のその辺の思いもあったかもしれませんが、これはこのままやってしまうといろいろあるから、これはやむを得ずもう新年度に時間をかけてやってもらった方が、これは逃げるではないんですけども、偽らざる気持ちはそこにありました。

石坂委員 そうしますと、逆の角度からもう一度御証言をお願いしたいと思うんですけど。私は経営戦略局からの指示、それは職員がどなたであっても知事の指示というふうに思っておりますが。知事の指示である経営戦略局からの指示で、理由がきちんと具体的に提示され

たかされないかというような先ほど尋問の中身がありました。その理由の中に今の理由2つ、つまり応札者が少なすぎ競争性が保てない。その中に後援会幹部の業者が参入している。それから県外の会社が住所を移して県内業者という装いを凝らしている。その2つが具体的に中止の理由として、指示の中身としてあったのかどうか、その点はいかがですか。

小市証人 先ほど申し上げたのですが、一番はその2つの理由で、私どもとしては中止をしたということでありまして。先ほど言いましたように、ここにある24日にありましたのは、要は期間が短くて準備ができなくて応札ができないというような理由で、応札したのが少ないよと。今回はこれだけ少ないのだからもう少し期間をとってもう一回やり直すという話が来ておりまして。経営戦略局の方から、私が聞いた経過の中では、その今言った本社が云々というようなそういうのは聞いていないんですけれどもね。ただ私どもとしては、その経過の中でそういう社が入っているもんですから、これは県内で実績を積み重ねた人が参加をして維持管理に入っていただくということを目指していたにもかかわらず、なぜこうなったか、これは県内本社という条件があれば当然それで来るとしたら、そういうことでできてしまうということがありまして。そんな結果になったものですから、この2つの理由で中止をしたということでありまして。

石坂委員 本当にこの1点だけで終わりますが、いずれにしても当時の状況とすれば、これではとても公正な入札が実行できるとは思えなかったということで中止したということによろしいでしょうか。

小市証人 結論はそうでございますが、いろいろなファクターがございました。もちろん知事の方からもこれはそういうこともあって中止すべきだというのがありましたし、そういう内容も含んでいましたので、これは知事の意向でもあるし、中身もそうなっていますから、ではうちの方もこれは中止にした方がいいということでございます。

宮澤(宗)委員 小市証人にお伺いをいたします。まず2月6日に、この下水道の16年度における流域下水道運転管理委託業務の入札告示を行って、2月25日に締め切っているわけですよ。その中で、諏訪湖流域の下水道については1JVが応募要件を満たしていない、失格ということの結果であったわけですが。諏訪湖流域下水道1JV、その他の3流域については3社1JVが、これは入札参加資格を締め切るときには、当然この応募要件を満たしているかないか、適正な応募であったかどうかということ、この資格審査をするわけですね。そういうことですよ。

小市証人 条件に合っているかどうか、資格審査をします。

宮澤(宗)委員 この資格審査の結果、それぞれ応募した企業、JVを含めて、クリアしていたわけですよ。

小市証人 諏訪の1JVの失格以外は、その3流域についての3社1JVも条件としてはクリアはしていました。

宮澤(宗)委員 この競争入札の公告を行って適正な応募者が存在をし、資格審査をクリアしたものを、入札を中止とする。こういうことは、制度上、私は非常に不合理だというように思いますけれども、実際には中止をしております。このことが好ましいことかどうか、先ほどは知事の意向を踏まえてやむを得ないという気持ちであったというように証言をされました。このことが本当に制度上好ましいことなのかどうか、お伺いします。

小市証人 制度上と申しますか、いったん入札をするからには、そういう、応札者がいないとかそういうことであるならばこれできませんけれども。そういうその1者でもそういう社があれば、応札者があるんですから本来ですとその入札を行うというのが普通だと思いますが。発注者側の理由でその中止をするということも、これはめったにありませんけれどもあり得ると言いますか、制度上これは、できなければこれはそういうことは、中止なんていうのはできないんですけれども。発注者側のいろいろな事情によって中止はできるというようなことで、今回は発注者としての理由で中止をしたということであります。

それは、当たるかどうかわかりませんが、例えば一つのいろいろな情報が入って、今回の入札の参加についてはいろいろなこと等が少し云々であれば入札中止することもありますし、発注者側の理由でということはあると思うのですけれども。ただ望ましいと言いますか、普通はやってきたものですから、むやみやたらに中止するということは、これはするべきではないというふうに思っております。

宮澤(宗)委員 発注者の理由ということでございますが、今まではこの中止の理由は、応募者数が少ないことと、技術者確保の準備日数が短いこと、こういうふうにされておりました。ところが先ほどは、経営戦略局、知事の意向を踏まえてやむを得ないという気持ちがあったとこのように証言をされております。したがって、この日数の問題というのは、告示時点で当然わかりきっていたことで、この応募者数が少ないとか、技術者確保の準備日数が短いということは、私は正当な理由には当たらないというように解釈しますけれども、いかがですか。

小市証人 確かにもうスタートが、先ほど来も御質問がありましたように、いろいろ検討したものですから遅くなったということは事実であります。それから予算の関係で26日というような入札日になってしまったという、その事務的な経過はあるんですけれども。先ほど言いましたが、私どもとしては少なくともその15年度検討して、16年度に向けては新たな、いわゆるその仕様で入札をするということでやってきておりましたので、その期間は確かに押し迫ったけれども実施をしたんですけれども。現実的にやってみますと、そういう意見があ

り、なおかつ応札者が実態として少なかったということはやっぱり、もちろんそういうことを全然予測しなかったわけでもないのですけれども、少なくとも、私どもいろいろ検討する中で、県内の業者さんのいろいろな情報の中でそういう動きというものも察しをする上で、対応というものも可能かなという一方の思いもあったものですから実施をしてみましたが、現実的にはやはり期間が短すぎてこういう結果になったということでもあります。

宮澤（宗）委員 長野県における建設工事や委託業務などの場合、1者でも今まで実施している例というのは、私はあるというように思いますけれども。そういった例はございませんか。

小市証人 確認はしておりませんが、それはそういう1者だけでも入札をするということはあるとは思いますが。

宮澤（宗）委員 私、2月25日、公募締め切り直後に、入札可能と判断したものをしっかりした根拠もないまま中止をするということは、刑法の競争入札妨害罪に抵触をしないですか。

小市証人 そこまでは私もわかりません。

宮澤（宗）委員 16年2月24日に経営戦略局の野崎主査を通じて、午後2時30分、松野課長補佐に「流域下水道運転管理業務について」という知事からの指示、この文書はご覧になっておりますね。

小市証人 2月24日のそういう文書は、私は口頭で聞いただけで文書というのは記憶にありませんが。

宮澤（宗）委員 委員長にお願いをいたします。委員の皆さんにお諮りをいただきたいと思いますが。私どもの請求をさせていただいた第4回の請求記録の中にその文書がございますので、参考までに証人の方へお渡しをし、記憶をよみがえらせていただきたいと思いますが、よろしくお取り計らいをお願いいたします。

小林委員長 ただいまの御提案について、いかがですか。

（「異議なし」の声あり）

それでは提供してください。2月24日ですね。

（証人 資料閲覧）

小市証人 この電話記録簿は、私は見ておりません。

宮澤（宗）委員 いずれにしても提出されました資料によると、「知事から次の指示があったので、検討の上対応されたい」ということになっておりますので、当然検討をする上ではこれを見ているのではないかなというのが、普通のとらえ方だというように思いますが、記憶はございませんか。

小市証人 こういうことがあったということは聞きましたけど、この口頭記録簿は、私は見

ておりません。

宮澤（宗）委員 それでは、この用件の内容は、知事から指示があつて検討の上対応されたいという中で、1として「現在、下水道公社で公告している運転管理委託業務の入札については、諏訪湖流域も含め取りやめること」という指示が一つ。2つ目に、「16年4月から6月までの3カ月は、現在の受託企業と随意契約をすること」。3つとして、「16年7月以降翌年3月までの業務について改めて入札を行うこと」と。これらの経過を踏まえて、おそらくその業者の方は3カ月、6カ月ではだめだよということで、お断りをされているわけですね、後ほど。この「入札は5月末ころ行い、業務開始の7月までの期間を1月くらいは確保すること」。

そして、この知事からの指示の入札中止の理由として、「県内企業の数社から知事へ「入札実施日から業務開始日までの期間が5日間では従事する技術者の確保が困難である」旨の内容のメールや電話等があり、知事が判断し野崎主査が指示を受けた」とこういうことでもあります。そして、処理伺の中では、「小市土木部長、牛越監理課長、下水道公社田中専務、小林理事ほかに上記の内容を伝えた。2月25日が入札参加確認申請書の締切日であり、この状況により課題等を整理し、打ち合わせを行う。（打ち合わせ結果を受け、野崎主査は、再度知事に相談することを了解済み）」ということでもありますから、この内容に沿ってこの処理伺の内容、これは当然小市部長も中に入られて、課題の整理をされたということになっておりますが、この事実は認めますか。

小市証人 ですから先ほど24日にこういうことの指示が野崎主査からあったということは、松野補佐の方から私も聞きました。それは、今回の入札は中止について検討する。16年からは現受注企業で随意契約をするということで、今ここに書いてあるような細かいことも、当時、松野補佐からあったかもしれませんが、いずれにしろそういうことが野崎主査からあったということの報告は私の方へありました。だからこれについて、また課の方で検討することでありまして。私も、先ほど言いましたが、あったということは事実でございますが、この文書というのは、これは内部の文書でありまして、これまでそっくり私のところへこうだということというのはちょっと、これは見ておりません。ただ中身については、私の方へ口頭で松野補佐の方から伝えられたという事実はございます。

宮澤（宗）委員 そうすると松野補佐からは、土木部長に対して、知事からの指示があったということで検討依頼がございましたか。

小市証人 松野補佐が知事からと言ったのか、実際にあったのは野崎主査ですから、野崎主査の方からこういう話がありましたというふうに言ったのではないかと思います。実際、野崎主査の方から話がありましたからね。そう言ったのではないかというふうに思います。知

事からということではなくて。ただそれは、そこまではっきり知事からと言ったのか、野崎主査からと言ったのかは、はっきりそこまでは記憶の中ではあれですけども。

宮澤(宗)委員 いずれにしても、この資料の5 - 1、決裁日16年2月24日のものによりますと、知事からの指示がはっきりあったと。そして知事が中止をしるという方針を出したと、判断をしたということが明記をされておりますから、当然土木部も下水道課、もちろん部長を含めて、この処理伺に参加をされた小市部長や牛越監理課長、下水道公社の皆さん方、承知をした上で処理をされたというように私は考えざるを得ませんが、いかがですか。

小市証人 ですから経営戦略局の野崎主査の方から話は来ていますけれども、先ほど来言っておりますように、それは経営戦略局から来ることは知事の意向でもあるというふうに私どもは受けとめておりますので、知事サイドからこれは中止で検討するように、またはその後中止をするようにというのは、知事の意向だというふうに受けとめておりましたけれども。

宮澤(宗)委員 そして、この「2月25日が入札参加確認申請書の締切日であり、この状況により課題等を整理し、打ち合わせを行う。(打ち合わせ結果を受け、野崎主査は、再度知事に相談することを了解済み)」ということですが、この中では、どのように課題を整理され、打ち合わせを行ったのか、記憶にある範囲で詳細にお答えをいただきたいと思います。

小市証人 ですから25日に締め切りまして、その結果、諏訪については2者応札したけれども1者は失格であると。それからほかの方については、3単独1JVで4者ですけども、1社が実は今回の入札に合わせて本社を県内に持ってきた社で、ちょっと実績を積んだそういう社とは違うということが確定して、その状況についての報告が私にありました。

あとここにありますように、指示を受けて検討というのは下水道課の方でやっておりまして、その25日、26日も検討したと思いますが、その経過等については特に私にありません。それで27日にもう即再度野崎主査、これ知事サイドから中止をするようにということが課長に伝えられ、それで課長から私の方へ、もうそういうことも来ているし、私もこういう課題があるから中止をしたいということでしたのでありまして。この中で、検討する中でいろいろと経営戦略局の方とやりとりをしたかどうかというのは、私はその25日、26日の経過の中では承知をしておりませんけれども、いずれにしるこれがもとで検討をして作業をしたということはあると思います。

宮澤(宗)委員 時間がございませんので、あとは竹内委員の方へ回したいと思いますが、いずれにしても、この応募者数が少ないとか、技術者確保の準備日数が短いということは、私は正当な理由にはならない。あくまでも知事からの指示、あるいは知事が判断をしたとこういうことの上に立って、やむを得ずその意向に従わざるを得なかったという解釈でよろしいですか。

小市証人 先ほど来言っておりますように、知事からそういう意向を伝えられたということも、私どもとしては知事の意向であり、その意向を受けて、その内容としては今言ったそういう理由がありましたので、それともう一方の理由等を含めて中止をしたということであり
ます。

小林委員長 尋問の途中ではありますが、昼食のために午後1時45分まで休憩をし、続いて竹内委員の尋問から入りたいと思います。そこでお諮りをいたしますが、午後の証人を1時に要請してございますが、午後はそれぞれの証人を同席の上、尋問したいと思いますが、それでよろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではさよう決定をいたしまして、1時45分まで休憩をいたします。

休憩時刻 午後12時46分

再開時刻 午後1時45分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。引き続き、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する事項について証人から証言を求めます。

本日、午後に出頭を求めました証人は、元県土木部下水道課長田附保行さん、元県土木部下水道課課長補佐松野賢衛さん、元県土木部下水道課課長補佐兼流域下水道係長中野守雄さん、以上3名であります。

お諮りいたします。証人田附保行さん、中野守雄さんから証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

続いて、証人田附保行さん、松野賢衛さん、中野守雄さんから証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、お一人からは、撮影については背面及び首から下の撮影に限定をお願いいたします、あとのお二人からは撮影は後方のみをお願いいたします、との申し出がありましたが、報道の皆様にも特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いいたします。

これより、証人田附保行さん、松野賢衛さん、中野守雄さんの入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼申し上げますとともに、

調査のために御協力をいただきますようお願いする次第であります。

証言を求める前に、各証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げます場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨のお申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思うものであります。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め全員御起立を願います。

まず、田附保行証人、宣誓書の朗読を願います。

[田附保行証人、宣誓書を朗読]

次に、松野賢衛証人、宣誓書の朗読を願います。

[松野賢衛証人、宣誓書を朗読]

次に、中野守雄証人、宣誓書の朗読を願います。

[中野守雄証人、宣誓書を朗読]

御着席願います。

それでは午前中の本委員会で決定いただきましたように、小市正英証人を含めて、4名の方を同席の上で証言を求めることにいたしますので、ここで小市正英証人の入室を求めます。

[小市正英証人 入室・着席]

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また御発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のままで結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

これより、田附保行証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねしてから、次に各委員から発言を願うことにいたします。

まず田附保行証人にお尋ねをいたします。あなたは田附保行さんですか。

田附証人 はい。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

田附証人 長野県計量検定所技術幹でございます。

小林委員長 次に、松野賢衛証人にお尋ねいたします。あなたは松野賢衛さんですか。

松野証人 はい。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

松野証人 現在、社会部厚生課勤務でございます。企画幹でございます。

小林委員長 次に、中野守雄証人にお尋ねいたします。あなたは中野守雄さんですか。

中野証人 はい。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

中野証人 会計局検査課中信分室主任工事検査員です。

小林委員長 それでは、発言の申し出がありますのでこれを許します。

竹内委員 御苦勞様です。午前中に続きまして、尋問をさせていただきます。まず19日の田附氏の証言で、10月10日、9月定例会が終わったあと、新たに知事後援会幹部とお会いをしたということで、田附氏から証言があり、そしてきょう小市当時土木部長からそのことについて訂正がございました。その中で言われていることが、議会で陳情が採択されたのでその意向に沿ってやっていただきたいという趣旨と、技術支援についての話をしたということでございますが。ほかに入札について、入札制度そのものについて、知事後援会幹部の方から何か及んだような話があったのかどうか、その点お聞かせをいただきたいと思っております。

小市証人 私も最初の証人のときにも1回きりというふうに申し上げた経過もありまして、なかなか詳しい内容まで記憶があれなのですけれども。今言った議会の終わったあとで、今

言ったように県内業者優先ということでやってほしいと。要するにそういう方向でということでありまして、具体的にその入札で云々というような、そういうところまでの話はなかったように思います。特にその技術的なことは先ほどありましたように、技術支援というのですか、県内業者に下水道公社が技術支援をしてほしいというような話があって、それは先ほど言いましたように、技術的なことで田附課長の方からいろいろ応答するというような形で、当時はそんな内容だったというふうに思います。

竹内委員 そうしますと技術支援の話は、知事後援会幹部の方から話がされたという解釈でよろしゅうございますか。

小市証人 先ほど申しましたように、その会ったということの一番最初が当時の課長から話があって、私も記憶を戻したということでございまして。その内容につきましても、こういうことだったという話を聞きましたので、技術支援につきましても、私の方でという課長のお話もありましたので、課長の方で対応したというふうに思っています。

竹内委員 そしてその後、その足で下水道公社の方に行かれたと。これは田附氏と知事後援会幹部が一緒に行かれたと。その行くことについては、その3者の話し合いの中ではどんな形で、例えばその中で言われてそのまま行くぞということになったのかどうか、その点、いかがでしょうか。

小市証人 はっきりは覚えてはおりませんが、その技術支援という話がそこで出れば、その公社に対する技術支援ということなものですから、では引き続き公社の方へというような話の内容の流れでそちらへ行くという形になったのではないかというふうには思います。

竹内委員 そうしますと小市証人の、3者の話し合いの中でその公社へ行くぞという話になったのか、そこだけ確認しておきたいんですけども。

小市証人 その場でこれから行くぞという話が出たのかどうか、私はそこまではっきりと断言はできないような状況であります。

竹内委員 それから、16年2月24日、先ほど入札の中止にかかわる指示が小市氏のところへは松野課長補佐から、野崎氏から指示があったということで伝えられたという話でございました。そのことについて、田附当時の下水道課長も野崎氏から指示を受けて、先ほど来の話では知っていたという解釈でよろしゅうございますか。

小市証人 野崎主査の方からそういう指示があって、その指示を受けたのは当時の松野補佐が受けたわけですけども。松野補佐が、田附課長がそのときはいなくて、田附課長の方へ連絡する前に私の方へ来たのか、その辺、私は定かではありません。いずれにしろ松野補佐の方からこういうことがあったという話を聞いたということでありまして。その前に田附課長の方とそういう話があったのかどうかは、私の方ではわかりません。

竹内委員 その後、田附課長とも何度かこの問題についてはやりとりをされていると思うのですけれども、その中で経営戦略局からそういう指示があったというような会話をされたことはございますか、田附課長と。

小市証人 それは先ほど言いましたように、その27日にそういう話があって、そこで田附課長もそういう、もう中止だというようなことの話があって私の方へ来て、田附課長も中止をしたいということで27日に決めたということでありまして。先ほど言いましたように27日にはそういう話が田附課長の方からありました。

竹内委員 それと、先ほどの文書、口頭電話記録用紙、2月24日のものですが、これ「知事から次の指示があったので、検討の上対応されたい」という中身でございます。先ほどご覧いただいたものでございます。その中に、先ほど宮澤委員の方からも全部読んだわけですが、いわゆる「入札実施日から業務開始日までの期間が5日間では従事する技術者の確保が困難である」旨の内容のメールや電話等があり、知事が判断し野崎主査が指示を受けた」ということとございまして。ですからメールとか電話については、何か話題には当時にならなかったのかどうか、その点、お聞かせをいただきたいと思っております。

小市証人 松野補佐からあったのは、そういうその入札中止の指示があったということでありまして、私、当時その細かいことまで、そういうことの話があったのかどうかというのがあるのですが、そこまでは、要するにそういう意向が伝えられていると、それで中止だと。16年度は今回中止をして、その随意契約でというそういう内容で検討するようにと。そういうその話があったというふうに記憶しておりまして。細かい、今言ったような内容まで私の方には、そこまでそういうお話もあったかもしれませんが、その辺は、きょう松野さんおりますけれども。いずれにしろそういう、経営戦略局の方から今回についてはそういうことの声が寄せられているから中止で検討するようにとということと、16年度は引き続き今やっている社に随意契約でということの内容が伝えられたということとあります。

竹内委員 19日の証言で、田附当時の下水道課長は、メールなどがあったというような当時話が、何なりがあったということは聞いていたというふうに証言しております。それと同時に、業者に対して中止の説明に伺った折にも、そのメールの話も出ていますし、また業者から小市下水道公社理事長あてに、そのメールに対する判断あるいは内容について、質問書が出ているという経過がございます。ですから、言ってみればそのメールというものが大きなウエイトを占めたと、当時ですね。ということは、これは文書、私どもがいただいた記録上からは明らかになっているわけです。その点については、本当に御存知ないでしょうか。

小市証人 そういう話も含めて話があったかもしれませんが、詳細については、先ほど申しましたようにはっきりは覚えておりませんが、いずれにしろ、そういう声があったと。

今回は中止ということで検討するよという話は聞いたというふうに覚えています。その今言った業者から私あてのメール云々というのは、そういう話も経過の中ではっきりは覚えていません。

竹内委員 めったにない入札の中止ということだと思います。そのときになぜ中止になるのかということは、先ほどの理由をいろいろと述べていただいていますけど、5日間という中では技術者が選定できないというようなことが端的だという話でございますけれども、ただ、入札自体の公告をされて、公社です。そしてその結果、公に意見も寄せて、業者から疑問があればそれに対して答えるという仕組みが制度の中にあるわけですね。今回の場合、それ以外のところで中止が決まったという事態になっていますので。ですから本来であればその中止のその本当の原因と言いますか、もとというものを、当然ただ経営戦略局から言われたからということではなくて、正すと言いますか、本来聞くのが筋ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

小市証人 正すと言いますのは、経営戦略局の方へ正すということですか。確かに私も、経営戦略局の方からそういう話があって、それをもとにして検討し、先ほど言いましたように、その中止をするという理由の中に、先ほど言いましたように期間がなくてそういう声もある、なおかつ数が少なくて競争性というような話等もありまして、一方、先ほど来言っておりますように、県内本社を入札に合わせて移したという社が入っているというようなこと等を含めて、その大きな2つ、もう一方のそういう理由もありましたので、経営戦略局の方からも確かに言われていることについては、もっと業者が多く参画すると思たらふたをあけてみたら非常に少なかったということもありましたので。特に経営戦略局の方へ改めて私の方からそういう話はしませんでしたけれども、結果としてそういう話も来、そういう知事サイドの意向もあり、なおかつ一方でそういう先ほど言いましたような社が入ってしまったというようなことで、最終的に私の方で、これはやむを得ず今回中止をしようということで決めたという経過ではあります。

竹内委員 それで、私どもに出されています記録文書で、平成16年2月26日、下水道課と書いてありますけれども。その中に、流域下水道の処理施設運転管理委託業務についてというのがございまして、これがですから24日のあと、直後に出されています。その中に入札の取りやめについてという項がありまして、入札参加等確認申請書を提出している企業が6社あることから入札は可能であり、取りやめるのはしたがって申請している企業への説明が困難であると書いてあるんですね。ですからその指示を受けて、しかし下水道課内部では、そうはいつでもこれは難しいですよということを内部で検討しているという文書だと思うんですね。そのあと先ほどの24日付の文書のところで、最終的には課題を整理し打ち合わせ

を行うということで、そのあとおそらく打ち合わせをやられていると思うんですよ。その経緯については御存知ないですか。またそういう下水道課内部で、いわゆるそういう検討をされていたということはお聞きになっていないでしょうか。

小林委員長 小市証人、厚いから上着をとって、それでゆっくり思い出しながら記憶をたどって明確にお答えください。

小市証人 もちろん24日にそういう検討の指示がありましたので、当然下水道課の中では、その中止とか、随意契約等について、課の中で検討はしたと思います。課の中です。私は逐一課の中でやっている報告はございませんけれども、当然そういう指示があったものから、課の中で検討はしていると思います。25日にはその結果がありまして、それで27日には、知事の方からそういう話があって、中止をしたいという課長さんの意向もあり、私も先ほど来申し上げているように、知事サイドから中止ということも来ているし、その理由も確かに少ない云々、今回特に入札に当たって本社を移した社が入っているというような先ほど来理由で中止をしたということでありまして。多分課の中では、その指示に従って検討はしていたと思います。その中では今言ったようなそういう課題も、課の中で話題になっていろいろ検討はされたというふうには思いますけれども。

竹内委員 今までの、19日の田附証人の発言等を見ましても、議事録を見ましても、あくまでその田附氏が進言をして、土木部長に進言をしてやられている。ですから、要するに下水道課から部長の方にそのことで、今回は中止にしましょうという、言ってみれば働き掛けをしているわけですね。ところが内部で、こういう下水道課自体の中でいわゆる中止については異議を出している、申し立てている文書があるということなんですよ。ですからこの経緯というものが、何か今までの流れとしますと、本当の姿が見えてこない。ですからその記憶はございませんかということ申し上げて、そのことで打ち合わせをしたことはございませんか。下水道課内部にも意見とすれば、とても業者への説明、企業への説明は困難だというようなことも含めて。いかがでしょうか。

小市証人 その間で、私も下水道課職員とまじえて検討したという記憶はありませんし、ないと思います。ほかの仕事も入っていたという日程等から見ますと、それは課の中では行っていたと思いますけれども、私もまじえて云々というようなことはなかったと思います。

竹内委員 それから中止をしたあとに、これは関係する、いわゆる入札に応募した企業から質問書とか意見などが寄せられております。これは例えば、日本ヘルス工業ですが、本店が県内とした地域要件に関して生じた疑義とはどんなものが情報公開を求めているわけですね。これは公社の理事長小市様あてになっております。いくつもそういうもので大変、あとで田附氏のときにはまた伺いたいと思っていますけれども、ただ回答は理事長名で出してい

るものが、相手が説明責任を求めているのに、県の決定であるからということだけなんですよ、答えが。こういう文書を出すのに、回答するにつけて、理事長である小市氏はそれをごらんになって出しているのでしょうか。業者への回答について、いかがでしょうか。

小市証人 いや、私は下水道公社の関係について、私の方へ事前にそういうのがあってその回答をしたという記憶はございません。

竹内委員 そうしますと、これ公社の理事長としてかかわっているときの対外的に出す公文書というのは、理事長名で出す場合、決裁はいらないのでしょうか。

小市証人 すべてがすべて理事長のところへ決裁が来て、文書決裁がされているわけではないと思います。それは実質的には、当時、公社につきましては専務理事が筆頭で実務をやっておりましたので、私の決裁を受ける内容のものもあつたかもしれませんが、すべてがすべて私のところへ来てということではないと思っております、今言ったその26日ですか、応札した業者からそういう意見を求められたというのは、私の方へは特に話はなかったというふうに思っていますけれども。

竹内委員 なぜこういうことを聞くかと言いますと、どうも19日の田附氏の証言もございませぬ、それからきょうの中でも若干あるのですけれども、どうもその全容というのが、我々の記録の中からこれは明らかに小市さんの名前で、当時土木部長も小市さん、それから理事長も小市さん、両方同じなんですよ。そのやりとりがあつて、でも中止という重大な経緯の中で、例えば業者からそれに対してクレームが、訴えてやるというところまで実はある中身のものが、説明に田附氏が行かれたときに。そういう経緯の中で大変重要な問題であるにもかかわらず、その文書がどういう経路で出されていたのかということが極めてあいまいなのです。それだけ、そんなにこういう重大な問題について、対外的に出す文書とかそういうものが決裁いらないのかなという世界なのですよね。いかがでしょうか。

小市証人 いや、それは多分その決めた3月1日、3日から3日、4日、5日と各社へ回っているんですけどもね。その前にそういうことが公社の方へ質問として来ているということなんですけど、私はその経過の中ではそれは承知をしておりませぬし、そういうことは私の方へこうだという話が具体的にあつて、こういう回答をするというようなことは公社の方から聞いた記憶はないんですけども。

竹内委員 委員長、この記録について、本当に御存知ないかどうか、見た記憶がないか、小市証人に見せていただく配慮をいただきたいのですけれども。

小林委員長 ただいまの御提案ですが、皆さん、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

では異議なしと認めまして、そのものを証人の方にお渡しください。

(証人 資料閲覧)

思い出されましたか。

小市証人 これ、私はちょっと記憶がないんですけど、来ている日付というのは3月12日、19日ということでありまして。既にその3月8日に土木部から下水道公社へ中止の文書を出して、3月9日付で応札した各社へ中止という文書を出して、そのあとに各社からこういう質問書が、日付的にはそういうことですね。いや、私はもうその3月8日に中止という指示をして、それで公社の方でも3月9日ですか、中止という文書を出す。その前に3月3日から5日までの間に各社を回って、いろいろ話があったけれども県がそういうことならばやむを得ないという話を聞いていましたので、その後になんかこういうような文書が出て回答をしているというのは、承知はないです。これはないですね、記憶は。

竹内委員 わかりました。事実経過として確認をしておきたかったものですから伺いました。またあとでほかのところでお話をお聞きしたいと思います。それから3月3日に日本ヘルス工業長野事務所へ田附課長、矢島係長、公社の田中専務理事が行って、中止の経緯について説明しております。これについては、小市氏はその報告についてどのように報告を伺っているのか、お聞かせいただきたいと思います。

小市証人 3日、4日、5日と3日間で下水道課長、田附課長と、それから下水道公社の当時の田中専務で各社を回ったということではありますが。個々にその、個別にその経過をそれぞれ話が、3日の日本ヘルスに行ったときのという話でございますが。トータルで各社からいろいろと今回の入札の変更も含めて、いろいろな意見があったというふうには聞いておまして、先ほど言いましたように最終的に県の方でそういう方針ならばしょうがないというようなことだという、その大枠については聞いた、復命的報告で聞いたことがありますが。今言ったこの3日に行った日本ヘルスについてこれこれこうだということが、私の方に具体的に伝えられたのかなんですけども、私の方はその記憶がはっきりしておりません。3日にはあったのかどうかは。

全体、3日、4日、5日で回って、全体的にいろいろ言われたと、今回については。ただ県がそういう方針ならばしょうがないかなとこういうことであるということ、先ほど言いましたように、8日に文書でとこういうことになったんですけども。結果的にまた、最終的な文書を出したあとにこういう質問書等が来ている経過、ここに今示されたのですけれども。その3日、4日、5日についてはそういうふうに、今の時点ではいろいろあったけれども最終的には云々というような話が私に来たという記憶はありますけれども、個別にどうこう云々というのは記憶にありません。

竹内委員 時間になりましたので、最後に1点だけ尋問をさせていただいて終わりたいと思

います。いずれにしてもこれだけ、中止という重大なめったにない話が比較的真相が全部報告されないで何か決まっていたような、私は印象を受けます。その中で、先ほど宮澤委員の方から2月24日の知事からの指示に関する野崎氏から言われた松野氏の記録用紙に関して、知事からの指示があったということで、検討してほしいとこういう中身です。このことを、先ほど来のお話では知らなかったと、知事からということはずいぶんですね。その背景には知事からの指示があったということは知らなかったという答えですよね。ですからこのことの事実を、こういうメモが存在するという点について、どのように小市氏は受けとめているのか。当時の状況も思い浮かべて、最後にお聞かせいただきたいと思います。

小市証人 知事からの指示ではなかったと、今、委員から質問がございましたけれども、そうではなくて、松野補佐の方からは野崎主査の方からこういう話があったということだったと思いますけれども、当然、先ほど来、前からも言っておりますけど、経営戦略局から来ることは知事の意向と言いますか、知事の方針だという、それは我々そういうとらえ方をしておりましたので、それは野崎さんから来ればもう知事もそういうことで今回そうだろうと。その次にあったときも野崎さんから課長にありましたけれども、これは知事の意向であると。知事としてはもう今回こうだと、こういうふうに私は受けとめておりました。ただ、言葉のやりとりの中で云々と言ったものですから、野崎さんからあったから野崎さんからありましたという話で報告はあったのかなというふうに答えましたけれども、そういう方向であろうが、内容としては当然知事の方から中止を検討しろというふうにとらえておりました。

下村委員 小市証人、御苦勞様でございます。この24日のこの文書、不勉強で私もこの席で初めて見たわけでございますけれども。前部長もこれをきょう初めてということでございますけれども。この内容というものは、これに間違いのない方向で多分動かれたと思います。それで、この知事の指示ということは、間違いなく後援会幹部がここへ絡んでいるとこういう認識をお持ちだったのですか。

小市証人 いずれにしてもこの下水道のこの改革と言いますか、関係につきましては、前からその方がいろいろと関係をしてきている経過がございますので、私ども、先ほど指摘をされましたけれども、そういうことは、幹部の方のそういう意向とか、そういう接点とか、知事サイドにあったという認識はありました。

下村委員 ではこの判断は、私どもは知事イコール後援会幹部、それから経営戦略局、それで土木部とこういう感覚でよろしいですか。

小市証人 私自身、実際にその方がどこでどういうふうになったというのは、これはわかりかねるわけでございますけれども。その24日の時点であったのか、または云々なのか、その前なのかどうかはわかりかねますけれども。いずれにしても、下水道の今回の改革、特に入札、

県内業者優先ということに関しましては、かなりその方も知事の方へそういう話を申し上げてきている経過がありますので、そういう経過の中でその方のお話も知事サイドの方へはいろいろと届いているのではないかという、そんな思いはしておりましたが。即云々というふうに決めつけではありませんけれども、そういう思いはありました。

下村委員 ちょっとわかりづらいのですが、そういう意味もあったとこういう判断でいいですね。それでは次へ行きたいと思います。この3月2日の文書があるわけでございます。これは下水道課が責任を持って対応するように土木部長が指示をしたという文書の中に、この入札を取りやめる解決方法として、公告要件の不備によるものという理由をつけると。つけて入札を取りやめるとこういう指示を部長はしていると思うのですが、事実ですか。

小市証人 ちょっとその文書があれですけども、3月2日は、先ほど言いましたように、野崎主査の方から中止という確認がありまして、それで随意契約については、期間について検討するというようなことで、今後検討するからという話がありまして、それは下水道課の方へ伝えましたけど。私からこうだという、その文書というのはどうなのか、私もわかりかねるんですけども。

いずれにしろ、内容としてはその27日に田附課長と中止をするということを出したときには、一つにはその期間が短くて応札者が少ない。それからもう一つは、県内業者としてこの入札にかかわって今回本店を移した社がそこへ入ってしまっているというその2つが、今回ふたをあけてみたらそういう形になっておりまして、これは問題であるということで、その中止をするということにしたわけございまして。そこにあります、確かに条件は、うちの方の条件がきちんとそこまではっきりしなかったものですから、そういう社も一応条件からすると入札ができるというところへつながってしまったわけですから。それも今ちょっと中身は別として、そういうことも理由の一つであるということではありましたが。

下村委員 ということは、この公告要件の不備によることが中止の、説明して歩くときの一つの、土木部の方にも落ち度がありましたよという、これ一つの言いわけだと思っんですね。この公告要件の不備によるものとして今回の入札を中止するという文言があるわけですね。ところが正式な文書の方には、先ほどから言っている透明性が保てないということと、期間が短期間であるということの2つの理由のわけですね。この解決方法という、この文言はどういう判断でこれはなされたのですかね。

小市証人 ですから中止のときの理由の文書の一番最後にその表現をしてございまして。今言いましたように、私どものその条件の不備は、そうなったということもありまして、本店が県内とした地域要件に関して疑義を生じ検討の必要があると、こういう表現になっているわけですね。少なくとも私どもの方でそういう条件を出して、それが条件合致でもって応札

ができるのに、正面きってその云々というのが、きちんとした形で出すこと自身にやっぱりそういう問題も背景としてあったものですから、表現としては疑義を生じ検討の必要があるという、こういう表現になっているのもそこにあるわけでありまして。ただ実態としては、私どもとしてはそういう社を対象にしていなかったものですから、うちの方できちんとしたそういう条件設定を入札要項の中にすればそういう問題もなかったんですけども。県内本店ということだけで、その辺のところできちんとされなかったということでこういうことが起きてしまったということなものですから。表現としてはこういう形でしたということでありまして。

下村委員 先ほどの竹内委員の、3月3日に田附課長初め公社と業者のところを回っているわけです。この文書も当時部長は見えていないと。24日のものも見ていないと。こういう報告は受けただけでも見ていないと。細部についてはわからないとこういう判断であったと思うのです。それで、この3月3日に日本ヘルスへ行っている、ここに復命書がございます。この中に、先ほどから関連してくる部分で、特定の企業の都合によって、特定ということはせいぜい1社か2社、1社と私どもは判断しています。特定の企業の都合により入札を一方的に中止するのは、ルールに基づいていない。入札制度そのものに不信感を生じてしまうという、業者側からの問いかけがあるわけです。その点の報告は当時部長として受けていましたか。

小市証人 先ほど来申し上げておりますように、それぞれ回ってそういう経過について、そこに公社の復命と言いますか、資料があるようですが。私はその復命のところの資料は、私は見た記憶がありませんし、その細かなことまで、トータルの話で、先ほどありましたようにいろいろな意見があったと。なぜ云々というようなことがあったようですけれども。最終的には県の方針であるということでもって一応了解をもらったという、その結果を聞いたことはありますが、その細かいことまではそのときに個々に聞いたことはないと思います。

下村委員 今の言葉尻をとらえるようではいけないのですけれども、今、了解を得たようなお話を伺ったんですけれども、説明に行って。この復命書の最後には、業者側が、今回の話は打診なのですかと、納得をしたという文書ではないのですね、最後。これを見る限り。その点を部長はどう考えていましたか、当時部長は。

小市証人 今お話がりましたが、全体としては、応札した社から特に絶対云々というようなそういうこと、いろいろあったけれども。なものですから3月8日に、それでは文書を出して中止をしようということにしたわけでありまして。そこで今言ったような、先ほど、この後ほどの質問にもございますけれども、いろいろ問題とか出てくればまたそこでもっていろいろ議論するというようなことがあったのかもしれないけれども。特にそのことにつ

いて、再度また下水道課長等含めて云々とした打ち合わせをしたという経過もございませんので、私の方としてはそういうことでいけるということで、8日で文書を出したという、そういう経過でとられておりますが。

小池委員 大変御苦勞様でございます。それでは少し伺いたいと思います。平成15年2月17日、これは小市部長と近藤氏が話し、そのあと近藤氏が知事後援会幹部に確認をしたという日ですね。その中で、先日、近藤氏に私の方から質問をした中で、なぜ近藤氏が知事後援会幹部に確認をしたのかということを知りたいですね。その中で、彼が言うには、土木部長に言われたから、土木部長からそういう話があったので、知事後援会幹部にこの入札についての話を聞いたという部分があったわけでございます。平成15年2月17日ですね。この中で、彼が言うには土木部長に言われたということだったんですね。そして判断をしたということなのですけれども。土木部長は、その話の中で近藤さんにそういうことを頼んだことは、今までの答弁の中にも話があったわけでございますが。土木部長としては、例えば近藤氏とそういう話をした経緯は、流れは、私が今まで尋問の中で聞いている中ですと、2月14日に知事から土木部長に対して、知事後援会幹部に相談しなさいと話があったということで始まっているんじゃないかというように受け取っているわけでありまして。そういうことで、小市部長は近藤氏とそういう話になったのかなと思うのですが。そこら辺の経緯をもう一度、今度は小市部長の方からお話を伺いたいと思います。

小市証人 これは前回、前々回も御質問がございましてお答えしておりますが。実際に2月14日の朝は、私と田中当時の専務理事と知事の方へ、15年度については市町村の意向等を踏まえるととても無理だという話を、知事の方からはでは検討するという話がありまして。そのときにその知事後援会幹部の話があって、悪い人じゃないよというようなお話がそこであったと。これは私の記憶はあれなんですけれども、専務理事さんは確かにそういう話があったということですから、多分あったのだと思いますが。その後近藤さんの方から、その日のうちに知事後援会幹部と会ってほしいという話がありまして、日程等調整した中ではその日の午後、私もあいていると、それで向こうの方もいいということで、確か1時から2時の間ぐらいだと思いますけれども、初めてそこで会ったという経過がございます。

そのときに知事後援会幹部の方から、下水道を含めていろいろやっているという話があって、下水道についても今後改革しなければいけないもので、そういうことで私もいろいろ知事の方へも話をしているというようなことがありまして。そこで私もこの方が少なくともそういう、12月のいわゆる知事からの指示等も踏まえると、かなりその人の意向を踏まえてこうなってきたのかという思いがあったわけでございますが。そのときに打ち合わせがあった終わりの方で、15年度は当面随意契約でいいよというあの文書をいただきました。それをも

って下水道課の方へ、15年度はこれでいいということで、帰ったあと下水道課長にその文書を渡して話をしたということでありましたが。

それを受けて下水道課の方で下水道課長が、随意契約というけれどもちょうど3年で切れるところがあるので、それも随意契約なのかどうかという問い合わせで、それをまた再度、近藤さんに聞いたわけですが。そのやりとりの中で、私の方から知事後援会幹部に聞いてくれというふうに言った、言わないということが、その質問の中でございまして。私も直接知事後援会幹部に聞けというところで、そこですぐというふうなことを言ったというのはという話もした経過があると思いますけれども。正直言って、そういう思いはあるんですけども。とは言え実際に知事後援会幹部自身がそういうかわりをしているということが、お行き会いしそういう話を聞く、またはましてやそういう技術的なことの経過の中で多分知事サイドからそういうものが出るには、そういうことの意向がなければなかなかそこまでのその考えというのがまとまらないというようなこともありまして、そういう思いをしたわけですが。

ですからそのあと再度確認するときには、近藤さんに対して、言った言葉は直接言ったのは別として、実質的には近藤さんも多分その方の意向も踏まえる中で最終的に知事の考えとして、私どもの方へ指示が来るといふ、やはりそういう思いはありましたので。結果としてやっぱりそういうようなことはあったのではないかというように思いもありましたから、聞くニュアンスとしては、そういう、念頭の中でそういうことを聞いたかどうかわかりませんが、直接的に私が云々というふうに言ったかどうかというのは、その気持ちとして即その人に聞いてくれというような話を、その会ったあとに即というようなことでお話を申し上げましたが。

いずれにしましても、私の方から近藤さんに聞いた結果、次の2弾として15年度は6単独も含めて全部随意契約でいいよというそういう指示が来たわけで、あわせて流域については下請の条件も付加されてきたということでありまして。近藤さんも経過の中ではその方にお話をされているということがありますので、実質的にはその方がいろいろと知事サイドの方へお話をされて、そういうものをベースにしていろいろ検討されてこちらへ指示が来ているんだなということだというふうに思いますけれども。

小池委員 そうしますと、2月14日に知事から知事後援会幹部に相談するといふよという話があって、部長は今回の話の中に、知事後援会幹部を話の中の人物として位置づけるきっかけとなったのは2月14日の知事後援会幹部に相談するといふよというような話からということによろしいわけですね。

小市証人 実態はそうです。最初のスタートは、

小池委員 わかりました。尋問の中で長野県政としては、一般業者の方が名刺営業をしてはいけないというような中で今回の知事後援会の幹部の方の働き掛けは、平成15年2月14日に知事が知事後援会幹部を、県土木部長に対して知事後援会幹部に相談をしなさいということで、知事後援会幹部が県の職員の方々に意見を言えるような立場になり、そしてきょうもいろいろ話を伺ったわけでありますけれども、そういったいろいろな話の中へ参画することが、知事後援会幹部ができたというようなことであつたと、こんなふうに私は受けとめさせていただいたわけですが、そういうことでよろしいでしょうか。

小林委員長 簡潔で結構でございますのでお答えください。

○小市証人 大筋としてはそういうことであります。

○柳田委員 御苦労様でございます。かいつまんで何点かお聞きさせていただきたいと思えます。最初、先ほど来お話に出ています平成16年2月24日、松野課長補佐がつくったあの文書でございますけれども。こちらの方には、「知事から次の指示があつたので、検討の上対応されたい」というふうに書いてありますけれども。それをその、この文書はごらんになっていないけれどもこの事実は知っているとこういうことでございますが。この微妙な違いなんですけれども、この事実を小市当時部長、証人は検討というふうに言っているんですね、検討と言っているんですね。ただこれは、知事から検討の上対応されたいと、検討の上対応しろということだと思ふんですけれども。これはどうなんでしょうか。受けとめとして、人によって違うのかもしれませんが、小市証人は検討をする余地が実際にある状態だとお考えになつたという形なのでしょうか。命令ではなくて、検討をするという命令なのか、もう実際には中止をしろという命令であつたのか。次の27日には命令的なものが来るわけですが、24日の段階ではどういうふうな御理解だったのですか。

○小市証人 報告の中では、中止の方向で検討するよふにということで、その段階では中止ということで検討というふうにとらえておりません。

○柳田委員 わかりました。それは受けとめとかということで違うのかもしれませんが。それから、この検討の上対応されたいという松野証人のつくられた文書というのは、3点来ているんですけれども、小市証人のこのメモに関しては、のみ触れられているわけですね。3点申し上げさせていただくと、入札を取りやめなさいというのが1点。2点目が、平成14年4月から6月までの3カ月間は、受託企業を随意契約とすること。3点目は、それ以降は翌年3月までの業務、その残りですね、残りの分に関しては入札を行うことの検討がなされているわけですが、このことに関しては、どういうふうに対応されたのですか。

○小市証人 一つは中止の検討。それから当面16年度は、今やっている業者に随意契約ということですが、ちょっと書かなかつたんですけれども、随意契約の期間と言うんですか、

言うなら早く再入札をしてと言いますか、その次にということのいわゆる検討もその指示の中にあるというふうに、随意契約とだけ書きましたけれども、随意契約はするけれども随意契約の、要するにできるだけ早く次の入札を行ってという検討、その随意契約についての中身、その期間の。そういうことも検討の中にあるというふうに、そのときは内容としてあったというふうに思っています。

○柳田委員 このあと、結果的にはこの3カ月が6カ月への検討をして、結果的には1年の、結局1年間できなくなるというか、形にならないわけですがけれども。その、すみません、この辺のところちょっと、3月2日、3日から5日のところで業者の皆さんにお会いになっている段階で、ちょっと読みづらいところがあってわからないんですけれども、このこともお伝えに、入札が中止になると同時に、中止にしたいという考えと同時に、このことも説明をして各社回られているのでしょうか。部長自身が動いたわけではないかもしれませんがけれども、土木部としてはどういう対応を、そのとき一緒に回っているのですか。

○小市証人 3日から5日について回って、応札者に説明して回っているんですけれども。その中には、既にやっている会社も、今ちょっと名前は忘れましたがあるわけですね。16年度から、逆に言うと随意契約でお願いするという社が、応札者の中にもいるわけですがけれども。先ほど言った日本ヘルス、それについては、今回中止と同時に16年度は云々という話を、当時行った下水道課長、下水道公社理事が、そういう対象の業者には、中止とあわせて16年度は随意契約で云々というような話をされたのかどうか、当然関係すればそういう話はしたのかなと思いますけれども。ちょっと私が回ったのではないものですから、その辺は定かではございませんが。

○柳田委員 わかりました。それはまた後刻確かめたいと思います。それから2月24日の文書は、松野さんがおつくりでございますが、この文書に関しては、小市証人は記憶がないというふうなお話でした。ということは27日も、こういう文書をおつくりなのかもしれないと思うのですけれども。27日の文書、あるいはそれ以降、ここのことに関する書類というものを目にされたことはございますか。

○小市証人 先ほどの口頭記録文を、それは多分下水道課の中のものだったので、私のところでは見た記憶はございません。そのほかの文書は、今言ったその1日から3日、5日ですか、検討するその間について、特に私の方へ文書で云々というのは、ただ中止をする、伝える土木部長名の文書ですね、理由という。それは確か一度、私どもの、私のところで下水道課の職員の皆さんと打ち合わせをして、こうこうということをした経過がありますが。それで最終的にその決裁の文書は回っていましたが、その間には特にそういう文書で私のところへ云々というのは、特に記憶はありませんし、ないと思います。

○柳田委員 わかりました。そうすれば、実際に随意契約に関する話に戻りますけれども、この部分が3月3日から5日に関してははっきりしないんだと、実際に回られたわけでもないですし、どういうふうに対応したかというのははっきり覚えていないと。しかし、このことに関しては、この3月の場面ではなくて、違ういずれかの時期にこういった検討はなされると思いますけれども。その際に、小市証人自身はどうかかわりを持って、どういう指示が経営戦略局の方から出ていたのか、御説明いただきたいと思います。

○小市証人 随意契約をお願いする経過の中では、下水道課の方との話であります。下水道課の方では、その対象とする業者に文書が出ておりますが、いろいろ議論がありましたけれども、諏訪については1年、それからほかの3処理場については6カ月ですか、半年ということをお願いをしたいというのが下水道課の方からありまして。それで私の記憶では、いや6カ月でも受けるのかなというような、そんな思いがありましたけれども。とりあえずそういうことで業者へお願いをしたいということで文書を出したいという話がありまして。そしてあれは3月11日付で、対象とする業者の方へこれをお願いという依頼の文書を出したという経過でありまして。私が、その経営戦略局から随意契約について云々というような、その経過の中で話をしたことはございません。下水道課の方と話をしたということでありまして。

○柳田委員 わかりました。最初の、入札に関して中止を検討の上対応されたいということを知事が言ったと、こういうことでございますけれども、実際にこういった入札の中止であるかどうかということで、知事はこれをとめる権限というのは私はあるのだらうと思うんですね。ただ、実際に経営戦略局の皆さんがどういう役割をしたか、今後明らかにしていけないといけません。

経営戦略局の方々というのは、こういった入札をとめるべきである、とめるべきではないという入札の価値判断というものはされる能力はお持ちなのでしょうか。例えばそういうものを皆さんがレクチャーをしたり、そういったような場面というのはあったのでしょうか。

○小市証人 いえ、経営戦略局の方へ特に打ち合わせ、レクチャーということをしたことはないと思います。向こうから来たということでありまして。経営戦略局の方はそれぞれの担当がございまして、常に知事の方との、いわゆる政策秘書でございまして、知事にかわって各部局へいろいろその知事の意向を指示するというような仕事の流れになっておりますので。先ほど来申し上げておりますように、経営戦略局の政策秘書から来る指示というのは知事の指示という受けとめをして仕事をしておりまして、先ほど来の指示というのは知事の指示と、知事の意向であるというふうに分けておりました。

○柳田委員 つまりその入札に関しては、価値判断を行う立場にも、行う、言ってみれば情報的なものも、経営戦略局にはないというふうに分けて理解をしてよろしいのでしょうか。

○小市証人 経営戦略局のその政策秘書が中止をしたりする立場にないということですか。そうですね、その下水道ばかりではなくて、私どもずっと仕事をしてる中で、政策秘書の例えば土木担当に、知事の方からこれこれについては云々というような、そんな意向であなたの方で云々というようなことがあるのかどうかはわかりませんが。いずれにしろ、経営戦略局の方の意向は知事の意向というふうに受けとめておりまして、その人の独自で判断する、しないというのは、僕らは一体で考えておりますので。ちょっとできるか、できないのか、逆に言うとお前に任したから云々という話があるのかどうかということも含めて、それは一体的にその作業が行われて私どもの方に来るとこういうふうに受けとめておりますので。状況によっては、そのところが任されて判断をして云々というようなものもあるのかとは思いますが。下水道に関しては、知事の方等も含めて、そういうその指示があったというふうに受けとめています。

○木下委員 御苦労様でございます。引き続いてお願いしたいと思いますが。最初に8月19日の田附証人の証言と関連した問題について、尋問させていただきたいと思うんですが。16年3月8日の下水道の業務の管理の委託入札の取りやめについての通知が土木部長から出ているわけですが。この中に、取りやめる理由が2つ書いてあります。それでこの2つの理由について、先ほど2つの中には、トーヨークリエイトもこの数が少なくなった業者の中に入っているというようなことも、一つの理由だというようなことで言われておりましたけれども。大きくは2つの問題だろうというふうに思うわけですが。

この問題について、19日の田附証人お話では、あとの方のこの県内業者の地域条件についての疑義については、これは公文書の方が違っていると、間違っているということで、この資格がないということではないんだと。疑問のある業者がこの飛び入りで住所を変更して県内に入ってきたと。このこと自身が、そのことに疑問があるから検討を要するから取りやめにするという公文書になっているわけですね、この理由の中では、けれども、田附証人はそういうことではないのだと。これは、疑問があるわけではなくて、確実に資格はあったのだとこういうことを言っておりまして。そうすると、この公文書はどういうことなんだと言ったら、この公文書が間違っているんだとこういう証言をなされておりますが。このことについては、土木部長はどのようにお考えですか。

○小市証人 そのときの受け答えはわからないのですけれども。入札条件からすると、今回の公告後に、入札に当たって本社を県内に持ってきた社も、入札条件からすると参加するに該当するわけですね。ですから、そういう意味で、今回その社をもってしてこうだというふうには言えないという意味で言ったのではないかと思うんですよね。

私どもここに、先ほど言われていましたが、その疑義が生じというこういう表現にしたの

も、条件、私どもが、発注者がみずからつくった条件に該当していて、ここへ理由を云々というのは、一つの議論として、先ほど来のその中止にするという議論があるわけですがけれども。ただ実態としては、先ほど来言っていますように、県内で実績を積んで、そしてその経験を積んできた人を対象にして、その人たちが10社ほどいると。それで競争性が働いて参加できていけるから、それででは県内でもできるよということでこうやってきたわけですね。ところがそうではない人が参画できるような入札条件で、こちらが、言うなれば不備で入札を行ってしまった、公告して。けれども実際としては、私どもの目指していたものとちょっと違うものですから、表現としては、言うなれば条件からすると正面きって云々という形にはならないけれども、そういうその背景を含めて、ここに疑義を生じ検討の必要があるとこういう表現をしたわけでありまして。

その辺のところは今言ったように、課長はわかりませんが、要するにその社も条件からすると要はできるんですよと、現にできるわけですね。そういうことで言ったのではないかと思いますけれどもね。

○木下委員 明確にちょっと、どういうことかということよりも、ここに記載してある文書ですね。その前に入札条件というものが、要件というものが告示されているわけですね。その告示の中には、県内業者というのは県内に本社を有する者と、こういうふうになっているわけですよ。ですから時期がいつまでにならなくてはいけなくて、そういうことは何も触れていないわけですね。県内に本社があれば県内業者とこういうことになるわけですから。ですからそのことは全然疑義も何もないわけですね、その文書からいけば。それに疑義がある、ここに、取りやめにした理由の一つに挙げられているとそういうことについて、だから、それでこの文書をつくるには、3月8日ですから、先ほど言ったずっと2月24日、25日、27日等のいろいろな文書ややりとりがあって、経過があって、部内でも検討して、そしてその検討の結果、こういう取りやめの文書が出されたということだと思っただけですね。そういうことでいいわけですか、まずそのことを。

○小市証人 この理由等については、下水道課の中で検討して原案をつくって、私のところで職員も来ていろいろ検討した上でこうまとめて、それで部として出したわけでございます。

○木下委員 したがってすべて検討をした上で、この3月8日の中止の文書が出ていると。その中止の理由としては、ここに2つ挙げられていると。なぜその入札をやめるかというその理由が書かれているわけですね。その理由の一つは期間が短いということと、もう一つは疑義があるということなんですけれども。疑義があるから検討すると言っているんですけれども。要するに検討していれば、これはもう時期が過ぎてしまうわけですから、だから疑義あるからこれをやめると。だからこのことは、県としては非常に矛盾のあることを言っている

わけですよ。ということは、入札条件にはかなっている。かなっているのに疑義があると自分で言っているだけのことですよ、これは。前からの入札条件から言えば、疑義も何も無い。県内業者に間違いはないわけですよ。それをなぜこのようにしたかと。

そのしたかということもお聞きしたいんですけどもその前に、田附証人は、これは公文書が間違っていると。そうではなくて、これはもう、この問題の業者は資格があるのだとこういっているわけですけども。その辺は、部長としてどのように考えたか。そしてまたこの公文書が本当に間違っているものを出したのか、その点について確認したいと思います。

○小市証人 間違っているということではないと理解をしているんですけども。先ほど来言っておりますように、入札条件としてはその社も応札ができるわけですよ。ただ、ずっと同じことですが、本来私どもが目指していたのは、先ほどから言っているその県内で実績を積んだ社をやっぱり対象にして、この入札に参加してもらうということを前提にしてやってきたわけですよ。ところが、条件の不備がありましてこういうことになったわけですけども。これは県土木部から下水道公社の方へ、中止という指示を出すという文書でございまして、もちろん当然そういう中で、今回、当時の入札に当たっては県の方からこういう入札方式でということ、入札の前の入札公告の内容についても、県土木部の方から下水道公社へこういうやり方でやりなさいという指示を出して始めたことも事実ですよ。ところが、要するに指示も県内本社だけという内容の文書が向こうへ行っているものですから、もともとはこっちできちんとそこに条件をつけて公社に指示をすれば、公社の方はそれでやったんですけども。県の方でそういうことがなくて行ってそのとおりに行ったと。ところが結局こうなってしまったとこういうことなので。公社ではなく県の方に、要するにもとがあるんですけども。

そういう中で、ただ、結果としてこちらで条件を不備でやってしまったんですけども、それが、要するに気持ちとして、やっぱりそうではなくて、地域要件というものをきちんとしてやらなければいけなかったんだということの意思をここに表現をして、こういうことがあるから今回は中止をして、こういうことをきちんと今後整理をしてやるので今回は中止してほしいとこういうことで、ここへこういう表現で書いたわけございまして。趣旨はそういうことでありますので。

○木下委員 趣旨はそういうことと言っても、これだけの文書をきちんと書いて、入札条件も書いて、そして中止条件も書いて、公文書として出しているということと別の趣旨があるというのは、外部からは全然わからないわけですよ。それで、これ何か反省しているというような話もあったんですけども、反省しているとか、そういう問題ではなくて、機関決定

していることですよ、この公文書というのは、機関で決定しているにもかかわらず、違う力が働いて、そしてその機関決定したと違うものが実際には実行されてしまったと。そういう実態があったということについては、どういうふうにお考えになりますか。それはお認めになるのですか。

○小市証人 お認めと言いますか、最初からきちんとそういうことを、そういうことにならないように条件設定をすればこういう問題が生じなかったということは、さかのぼりますとそこに問題があったわけですから。そういうことは背景にあるんですけども、現実としてそうではなくて、こういうところまで来てしまったというのがあります。今回はそういうこともあるにつけて、今回は中止をさせて、中止をしたいというのが、私たちの、県のいわゆる考えであります。そういうことで、ここにこういうことを書いたのであります。もとは、先ほど言いましたように、こちらからこういう条件でということで、公告に当たっての指示もしてありますので。指示する方がきちんとしなかったということがありまして、公社に対してもこういうものが生じたもので、今回は、今後検討してやるもので中止をするということで、これも一つの問題点として、ここに明記をして、掲げて文書で出したということでありますので。

○木下委員 説明はちょっとすっきりしない、納得がいかない部分があるんですけども。時間がありませんので、次の問題へ進みますけれども。

これは、今の問題は、これミスとかそういう、ミスだと思っただけですよ、行政の。だからそういう気持ちがあるのならちゃんとそういう文書を出せばいい。そういう気持ちがありながら違う文書を出している、そういうことですよ。そうでしょう、この文書に書いてあることと違う気持ちが働いたということでしょう、趣旨は、もう一回その点について。

○小市証人 それは、先ほど言いましたように、私どもの方が条件不備だったわけですよ。だからミスだったわけですよ。そういうことですからこういうことで、そういうこと、今の条件だとあるんですけども、そういう不備があって、まず検討する必要があるということでここへ書いているわけがあります。

○木下委員 行政ミスがあったとこういうことでございますので、そのことはそれで次の問題に進みたいと思いますが。

17年度の入札のことでお伺いをしたいと思います。17年2月に行われました入札の関係でございまして。これについて、まずこのJVの組み方に問題があったのではないかと思います、その点はどんなふうにお考えですか、17年2月ですね。

○小市証人 私もう16年3月で退職しておりまして。私は、次のときにはおりませんでしたので。

○木下委員 すみません、間違えました。取り消します。私は以上で終わります。

○宮澤（敏）委員 それでは小市証人には、多分これが最後だと思いますので確認をさせていただきます。まず第一に、この下水道のあり方検討委員会、この委員会でございますけれども、これはだれの発案でいつからスタートした、またメンバーの選定はどのような経過で行われたか、お願いいたします。

○小市証人 下水道のあり方検討委員会については、土木部で所管しておりませんで、生活環境部の方で所管してやっておりましたので、私どもの方はその経過等については、詳細には承知しておりませんが。

○宮澤（敏）委員 わかりました。なぜそのような話をしたかと申しますと、実はこの5月20日に下水道公社あり方検討委員会のことにつきまして、経営戦略局で田附さんと近藤さん、それから幹部で打ち合わせした結果、これがあとでいろいろなところに出てきまして、これが不存在という形で、あとでこのことで文書、公文書毀棄、刑法の条文で問題になってくる、公文書等毀棄の問題、刑法第258条にかかってくるでございますが。

この文書の中で、細かい、非常に後援会幹部が指示をしている。この指示をしているところが問題になって、これを破棄しろということで。内容を見てみますと、これ田附さんが書かれたと思いますけど、非常に誠実ですね、誠実に書かれている。こういうような形の中で、下水道のあり方検討委員会の5月20日の段階ですが、その段階で9月には中間報告をする。それから平成16年3月を予定している、終わりがですね。それから下水道あり方検討委員会内にワーキンググループを立ち上げてメンバーの指定までしている。それから下水道公社は機械・電気専門技術員を数名採用しなさいと、こういう指示命令まで出ていますね。こういうようなことが、下水道課に後援会幹部が指示をしている、ないしは表明している。こういうことが、下水道あり方検討委員会は土木部ではないにしても、この関与についてはあまりにも異常だというふうに感じますが、土木部の責任者である土木部長どうでしょうか。

○小市証人 それは、私もその当時そういうことがあったということは、全く承知をしておりませんで。例の、先の2月議会等の総務委員会等でいろいろその経過等が議論されまして、そのところでその内容等を承知したり、また生活環境部の委員会に私も呼ばれまして、そのときにそういう資料を見て、初めて中身的には承知をしたということでありまして。

当時、細かいことまで私のところへそういう話がないものですから、ただ、一連の、今回の関係の中で、後援会幹部がいろいろな形の中でこういうかかわりを持ってきているというのは、今回いろいろの中でお話が出ておりますけれども、あとでそういう話を知って、経営戦略局の方がある程度中心になってそういう指示と言いますか、そういう経過がありますけれども、そういうことが行われてきたのだなというようなことでありまして。非常に、今、

思いますと、先ほど来石坂委員からも言われましたが、そういうことが、はっきりとそういう状況が私の方であれば、そのところでそれはということも含めてなければいけなかったという思いはございますが。当時はそこまで、私の方へ詳しくそういう情報が入っておりませんでしたので、経過としてはあとで知ったということでございますけれども。そんな思いはしております。

○宮澤（敏）委員 ずっとこの下水道問題に幹部のかかわり合いがして、4月23日の、これも復命書でございますけれども、要するにこれも破棄されたものでございますけれども。この中に、下水道事業については、落札額の30%、これはおおむね業務へ参入してきたので実現しつつあると。今後の課題はということで、特に広域での対応が云々こう書いてありまして。下水道公社がそのあとこの指示した方向で動き出したとしたならば、これでメリットが、利益誘導があったか、なかったかということがこの一番大きな問題になってくるわけですが、これが破棄された。経過はともかくとして、田附当時下水道課長は、これを申しわけなかったと知事におわびをしながら、要するに破棄を、毀棄罪、破棄をしているわけですね。そうしますと、田附さんがここにおいでになりますけれども、その罪がここで証明されますと、これは3カ月以下の云々ということで毀棄罪が成立すると退職という形になって、退職金も出ないということに田附さんがなるわけですね。そこまで危険を犯してやった経過があるわけです。

私、このときに、今のその資料5 - 1の2月24日の問題に入るわけですが。知事から次のような指示があったと。これはこのようなところ、長い40年の土木部生活の中で、過去にこのように、従来このような、知事から指示があって入札を取りやめたというのは、小市部長の長い経験の中で過去にありましたでしょうか。

○小市証人 いえ、私の勤務時代には、私の承知している限りありません。

○宮澤（敏）委員 40年の中で初めてのことでありますね。それで、これは田附さんにお伺いしますが。この問題のことについて、知事から指示があったと。これは部長にまた返りますので、この問題でちょうど証人がいらっしゃいますのでお聞きするんですが。知事から指示があったと。この5日間で技術者が困難であるとかいう入札を設定したこと。これは早い話が、田附さんにルールでというなら小市さんでいいですけども。こういうような入札を設定することということ自身は、これ土木部としては大変なことではないかと思うんですよ。過去にもこんなことない、知事から、今言われているように、途中でこういう理由で、しかも今、小市部長から言われればミステイクであったと。こういうようなことを知事から、トップから指摘されたということは、土木部にとっては大変な問題だと思うんですが。そこら辺の認識と、その当時のこのことについての土木部、下水道課も含めてですが、どんなよう

な内部対応だったのでしょうか。

○小市証人 まずその入札が2月6日公告というふうに遅れたということですが、それは先ほど来申し上げておりますように、いろいろな議論がありました。下水道課の中でも公社の中でも、県内業者優先ということを前提に検討してきた経過でございますけれども、一方では果たして一気に、諏訪は別として3流域についても、県内だけで云々というような議論もありました。ただ、知事サイドの方から県内優先というようなかなり強い意向がありますので、基本的にはそういうことを念頭にやってやっぱり検討しなければいけないということで、今言ったその資格の問題であるとか、それぞれの社の内容等も吟味する中で、10社は確保できるというような状況もありましたので、そういう方向に踏み切ったんですけれども、そこへいくまでも、そういうような内部の異論のこともあったものですから、どうしても遅れてしまったというのがあります。とは言え遅れたとしても、15年から来ているわけで、これ16年もいや実はというわけにはいかないし、そういう中で2月に公告をしてやったということでありまして。確かに言われれば、非常に押し迫った中でこういう大きな事業の、いわゆる入札をすることについては、スケジュールからすると問題なのですけれども、そんな経過があってやむを得ずスタートをしたというのがございます。

その、いわゆる中止ということに関しましては、先ほど来申し上げておりますように、こういうことは私も、正直言いまして一般の事業の中で、先ほど言いましたように、いろいろな談合とかそういうものがあって中止するということはありますけれども、こういう形で知事の方から来て中止というのはもちろん初めてでありまして。ただ、知事サイドからそういう意向が来て、今回は中止だというような指示なものですから、中身としても先ほど来そういうような、うちの方の、確かに言われれば非常に申しわけないんですけれども、そういう状況がありまして、やったということでありまして、非常にまずかったと思っておりますが、やむを得なかったというのもあります。

○宮澤（敏）委員 田附さん、事前にこの入札について、経営戦略局から何の指導も確認もありませんでしたか、これを出すときに。

○田附証人 出すときと申しますと、入札の要件の文書を出すときですか。そのときは、経営戦略局の方からは特に指示はなかったというふうに記憶しております。

○宮澤（敏）委員 そうしますとこれは、今回のこの下水道公社で公告している運転管理業務の入札についてということについては、一切これは、経営戦略局からこの一連の関係について、何の指示もなかったということですね。すべて、それでは下水道課、そして下水道公社でもってこれをお出しになられたとこういうふうに理解していいですか。

○田附証人 それは下水道課から出ております入札要件の文書ですよ。1月幾日付ですか、

30日ですかね。それにつきましては、これ、当然下水道課と、それから当然部長さんも含めまして、元部長さんも含めまして、土木部として検討したものを文書にまとめた。それは、最終的には公社の選定委員会になりますので、そちらの方へ資料を出したということでございます。

○宮澤（敏）委員 今、部長は3月3日から5日までの間の報告について、各会社を回ったことについては記憶がないと、どのような報告があったかという記憶がないということですが。特にどんなようなことを田附証人は復命されましたか。

○田附証人 いわゆる業者の方も何社か回っておりまして、全部個々に特にということはまずしなかったというふうに記憶しています。それで、やはり16年度の入札の条件としましては、今までは県外企業が含まれていたものが、いわゆる諏訪は別としまして、残りの3処理場は県内企業の単独または県内企業同士のJVということになりまして、完全に県外企業をいわゆる除外したということになるわけですね。それに対しては、非常にこれやっぱり、特に県外企業については非常に不満を示したということは事実でございます。その辺について、細かくはあれですけども、そういう不満があるということについては簡単な説明はしたというふうに記憶しております。

○宮澤（敏）委員 それでは、今、そのような内容、その不満と言いますか、そういう内容以外はなかったですか。回った会社から、こういうことで今回入札をやらないことになりましたと回ったときに。

○田附証人 ここのあれがちょっと記憶がありませんけれども、大方の企業は、県の方で入札の中止を決めたということであるならばやむを得ないかなというような話、いずれにしてもその入札の中止に関しましては、いわゆる納得をしたというものではなかったというふうに記憶しております。それで、いわゆる県の方でそういうふうに決めたのであるならばやむを得ないかなというような企業が大方だというふうに記憶しております。

○宮澤（敏）委員 そうしますとここの、業務開始までの5日間は、従事する技術者の確保が困難であるというふうに、知事の、経営戦略局からですか、これ言われたときに、おわびに回ったときに、こういう問題がありますよということを御指摘されたということは、企業はないということですか。

○田附証人 説明で回ったときは、一応その期間が短すぎて、いわゆる競争性が確保できないということの説明はいたしました。

○宮澤（敏）委員 小市部長、今のところは非常に重要なところなんですね。これだけの大きな、要するに4年お勤めになられて、今まで例がなかったと、知事から直接指示があって入札を取りやめたということはないということですね。そのなかったというところの理由

が、各それぞれで、田附さんが各それぞれのところへ説明して回ったときに、そういうような、だから多分小市さんは先ほど、要するにそういうような復命は、今のような復命だったと思いますからきっと記憶にないというふうにおっしゃったんですが。

要するにこのところで、5日間で従事する技術者が困難であるという、こういうことがもしなかったということになると、この真相はどこからなってくるかということが今回の大きな論点になっていくわけですね。どういう、だれからのことで、どうして知事が判断をしたのかと。この指示の判断をする根拠というものは一体どこにあったのかというようなことに、問題になってくると思うんであります。私は以上で小市証人に対する尋問を終わります。

○林委員 小市証人に1点だけ尋問をさせていただきます。先ほど小市証人から出されたメモですね、2月24日に経営戦略局から下水道課への指示があって、入札中止を検討するようというので、それを受けて2月27日には、今回の入札では本社を移した者も入っていることから、このまま入札を行うことは問題があるというふうに言われていたわけですがけれども、特に県外業者が入札要件を満たすために本社をわざわざ移して応札するということは想定外であったと。だからこの処理が不備であったということですね。木下委員が何回も聞かれましたけれども、期間がいつまでに本社があるということを書いていないから、入札要件を満たしているのではないかと言われましたけれども、そういう本社を移してまで応札するということは想定外であったと。だから問題があるんだというふうに考えるのでしょうか。

○小市証人 条件を県内本社とすれば、それで、私どもが考えている実績を積んでやってきたその維持管理会社であるというふうな、そういう思いでやっておりましたので、今、林委員さんから御指摘があったとおりでございます。

○小林委員長 以上で小市正英証人に対する尋問は終了したいと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

証人におかれましては、再度お越しいただき、まことにありがとうございました。以上で退席していただいて結構です。御苦労様でした。ありがとうございました。

[小市証人 退席]

ここで暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午後3時31分

再開時刻 午後4時32分

- 小林委員長 休憩前に引き続き、田附保行証人、松野賢衛証人、中野守雄証人から証言を求めます。
- 下村委員 田附証人にお伺いをいたします。まず先日、文書を確認していないという状況でしたが、その後、調査されていかようでしたか。
- 田附証人 16年度の随意契約の、いわゆる6カ月、1年のあれですね。私、ちょっと記憶になくてあれなんです、確認した後、間違いなく私も見ておりました、伺い文も確認していないのですが、多分私の印鑑もついてあって、これは間違いなく公文書として出ているというふうに思い出しましたので、訂正させていただきます。
- 下村委員 それについて、先ほどまた新たな事実が出てまいりましたので、尋問をする部分が少し変わるわけですが、結局このときの条件的なもの、随意契約をするについて下請業者に付する問題でございますけれども、これは経営戦略局の方から下水道課へ指示があったと、こういう判断でよろしいですか。
- 田附証人 2月24日の松野補佐の方で野崎さんから聞いた話を私も聞いておりました、当初は3カ月で検討したらどうかという話があったということは記憶しております。ですからその辺についても、経営戦略局の方から早くやれというような意思表示がされたというふうに私も認識しておりました。
- 下村委員 松野証人にお伺いいたします。この2月24日ですね、経営戦略局の野崎主査から指示を受けたと。これは間違いございませんか。
- 松野証人 間違いございません。
- 下村委員 この当初のところにはっきり言葉で、野崎主査から、知事から指示があったのでと文書にはありますが、知事からの指示ということで認識してよろしいですか。
- 松野証人 2月24日の時点で、野崎主査、何時ごろ見えたか記憶にありませんが、当時、田附課長が席に不在でありました。私が在席しておりました、野崎当時主査が私のもとへ見えまして、そこに記録してあるようなことを言われましたので、そのまま記録したわけです。
- 下村委員 ということになりますと、間違いなく知事から指示があったと。それから、再度お聞きしますが、知事イコール経営戦略局イコール後援会幹部というとらえ方でよろしいですか。
- 松野証人 野崎主査が言われたのは、知事がこういうふうに指示を、こういう判断で指示をしたよというふうに言われたので、そういうふうに記録したわけです。今、委員さんから言われました、知事イコール経営戦略局イコール後援会幹部、私はそういうふうにはっておりません。
- 下村委員 ということになりますと、知事からの直接の指示であったという判断にさせてい

たきます。それで、この24日の文書の中には、この下請要件であるとか、そういう細かい部分が入っていないわけですけども。これが3月11日ですね、この文書によると細かく指示をされていると。これはどういう判断でこの文言がついたわけでございますか。

○松野証人 今の下請の要件の件ですが、24日のときの野崎さんの話は、一つは今現在公告している、下水道公社で公告している流域下水道の入札を中止することができないか。それは、知事の方に電話やメールが下水道関係企業から来ていると。その内容は準備の期間が5日間では短いので、技術者を確保することが難しいというような内容だったと記憶しております。

それからもう1点は、16年4月以降は随意契約にすると、随意契約にできないかと。4月から6月の間の3カ月、当面それで随意契約できないか。それで16年7月以降は改めて入札することができないか。そういう課題を整理して検討してもらいたいと、そういう方向で検討してもらいたいという話でありました。下請の関係については、そのときは一切出ていないというふうに記憶しています。

○下村委員 ということになりますと、この県内企業の下請要件をつけて、これはいつの時点でその下請要件というのは出てきたわけですか。

○松野証人 委員さんから3月11日に下請の要件が云々というお話がありましたけれども。ちょっと私、実はそこら辺がよくわからないんですけども。この入札の中止に絡んで下請要件の話は特になかったと思うんですけども。ちょっとわかりません。

○下村委員 私の勘違いでした、これはもう2月14日の時点で、あれそうすると時系列的におかしくなってしまうですね、これ。失礼しました。ということになりますとあれですね、16年度の事業については、特にでは下請要件とか、そういうものは、それから6カ月にするとか、そういう検討をするということだけで、あとの指示というのは松野証人の方からは出ていないわけでございますか。

○松野証人 私が野崎主査から、2月24日に指示を私が受けましたので、そういう記録を、課長が不在でしたのでそういう記録を、非常に大事な内容だったので記録を残さないとはこれはまずいと思って記録をつくったわけです。そういう話がありましたので、土木部長に直ちに多分報告していると思います。こういう話があったよという話で、土木部長には話をさせてもらっていますが。課長も席にはいなかったもので、課長が戻り次第その内容を話して、記録も見てもらっております。

○下村委員 わかりました。それで、田附証人にお聞きいたしますけれども。この3月11日の文書のころから、この下請要件やら何カ月というような条項が入ってくるわけですけども。これはどういう指示の中でなされて、どこからそういうこういう項にしなさいというようなあれが出たわけですか。

○田附証人 3月11日付の文書は、これは16年度もいわゆる継続してお願いしたいという文書で、内容的には下請要件というものはなかったように記憶しております。

それで今の6カ月というものはもうその文書の中に入っておりますが。今、松野補佐の方からも言われましたとおり、当初、知事さんの方から指示を受けたのは3カ月の、いわゆる随意契約でどうだという話だったんですけれども。土木部の中でも話をして、とても3カ月では十分な期間をとって入札を、いわゆるやり直すと言いますが、やるというためには3カ月では期間が短すぎるということで、いくら何でも6カ月ぐらいは必要ではないかということで検討して、そういうような6カ月ということをお願いしてみようということになって、それで文書でお願いしたという記憶がございます。

○下村委員 入札取りやめにするという決定がなされて、3月3日でございますけれども、各企業へその説明に歩かれましたか。

○田附証人 関連する業者の方へ何社か回りまして、3日一日では回りきれないものですから、記憶によりまして3月3日から5日の間にほとんど回りまして、ただ1社、たまたまその一番の責任者が海外か何かへ行っておられて、その業者の方についてはその方が海外から戻られた時点で1社だけは少し、大分少し遅れてお話したという記憶がございます。

○下村委員 この3月3日に日本ヘルス工業長野事務所、こちらへ行っていると思いますが、間違いございませんか。

○田附証人 その企業は間違いなく説明に行っていることは間違いありませんが、いずれにしても3日から5日の間に行っていると思います。

○下村委員 このときに多分6カ月の随意契約をお願いしたいということで、日本ヘルスさんの方へ要請をしたと。しかしながら、この了解は得られたのかどうかお伺いいたします。

○田附証人 関連する、15年度の維持管理を受託されている業者に対しましては6カ月でお願いしたいと。それから諏訪については、1年ということをお願いしたんですが、6カ月ということをお願いはいたしました。いずれにしても実際には2社でございますけれども、6カ月ではとても無理だということで、1年ならば、どうしても最終的な決定は本社なり何なりの方へ上げてやらなければ決定できないということで、とても半年では上の方へ話もできないというふうに言われた記憶がございます。

○下村委員 その中に、特定の企業の都合により入札を一方的に中止したという文言があるんですが、これは記憶がございますか。

○田附証人 そのような言葉ははっきり記憶がございませんけれども。私どもの方では、入札を中止した理由は、期間が短すぎて競争性が確保できないということで説明をいたしまして。それでその中で、やはり県内企業の定義について、いろいろ検討もする必要もあるんだとい

うお話はしたと思いますが。今言った発言が実際にあったかどうか、はっきり記憶にございません。

○下村委員 これは、業者側からそういう投げかけがあるわけですね。そのときに、田附証人は何か感じたことはございますか。

○田附証人 多分同業者の中でいろいろなうわさと言いますか、そういうようなものもかなり飛んでいたのではないかというような受けとめ方はしておりました。ただそれが、どういう内容でそういうような、特に同業者ですから、いろいろなふうになんかそういう情報交換というのは結構されているのではないかと思います。実際はどういう、陰でどういうような話が進んでいたかということは、私の方では把握はしておりません。

○下村委員 この件、結構でございます。

○鈴木委員 松野証人に、簡単に。実は要求した記録の中に下水道公社の提出記録のナンバー14というところに、下請覚書の概要、それと覚書の原稿があるんですが。その中に下請額の算出根拠まで記されています。これはどこでつくられたか、記憶ありますか、あるいはだれがつくったのか、あるいは目にしたことがあるか、その3点。

○松野証人 書類が手元にありませんので、確認しないとわからないんですけども。

○鈴木委員 私も置いてきてしまったものですから。きちんと正式に請求した記録の資料の中にあるんです。だからそれを見ていただければ多分わかると思うんですが。どんな内容で、だれがいつごろつくられたのか、目にしたかどうか。今すぐ即答できませんか、だれかに相談しなくては、言ってもいいか悪いか。ではそれはいいです。

次、政策秘書室の近藤さんから証言いただいた中で、下水道課、下水道公社、それぞれの皆さん知事後援会幹部と何回かお行き会いしている機会の報告がありました。松野さんは何回ぐらい知事後援会幹部とお行き会いしていますか。

○松野証人 私、下水道課へ勤務したのが平成15年4月1日から翌年の4月30日までであります。1年1カ月おりました。着任して早々、4月17日というふうに記憶しておりますが、課長の方から会議をするので出てもらいたいという話がありまして、当時、田附課長と西澤技術専門幹、それに私と3人で県庁の中の西庁舎の会議室で打ち合わせをしておりました、そこへ出席しました。そのときに知事後援会幹部とお会いしましたが、それ1度限りです。

○鈴木委員 今、だから田附さん、それから松野さん、西澤さんとおっしゃいましたね。3人で打ち合わせをしているところへ知事後援会幹部がお見えになったということですか。あるいは知事後援会幹部が最初からあなた方3人とお行き会いするという約束で西庁舎の中で懇談したということですか、どちらですか、あとさき。

○松野証人 当時、経営戦略局の担当の、近藤さんだったと思いますが、田附課長の方へ会議

をしたいので出席をしてくれという依頼があったと思います。それで田附課長の方から、私と西澤技術専門幹、一緒に出るという話がありまして出席をいたしました。確か経営戦略局の近藤さんは、有識者ということで話があるので、下水道に対するアドバイス、提言だという気持ちで聞いてくれというような話があったかと思います。

○鈴木委員 有識者ね、なるほど有識者らしい見識を持っているし、本県の下水道行政のためにすばらしい提言をしてくれる人だと深く感銘をしながら話を聞いたんですか、どうですか。

○松野証人 15年4月に下水道課へまいりまして、下水道のことはほとんど、私、知識もありませんでしたので、知事後援会幹部の方からいろいろな技術的な内容の話がたくさんあったと思います。当時、私と西澤技術専門幹は、ただ聞いているだけであったと思います。受け答えは、田附課長がすべてやっていたと思いますので。私と西澤さんは発言したことはなかったように記憶しております。

○鈴木委員 関連して田附証人にお聞きします。その場で有識者と称する知事後援会幹部からどんな話があって、それで少なくとも下水道行政に精通しておられる大変御苦労いただいた田附さんとすれば、なるほどなと、おっしゃるとおりだと、私も努力しましょうというような雰囲気でお聞きになったのかどうなのか、その辺はどうですか。

○田附証人 話がありましたことは、この打ち合わせ会議の中にあるような話が出てきておりまして。私も維持管理の方に携わった経験がございまして・・・

(鈴木委員より「打ち合わせ会議ではなくて、あなたの証言を求めているんです。あなたの言葉で言ってください」という声あり)

私は今までの経験から提案に対して私の考え方を述べさせてもらいました。それで特に話については、やはりいろいろ知事後援会幹部の方の話は、今、下水道が抱えている問題だとかそういうようなことについては、やはりよくわかっているなというような感じをしておりました。

○鈴木委員 ですから具体的に、きょうは委員会で証人として証言を求めているのですから、当事者同士のあうんの呼吸の話ではなくて、下水道の抱えている問題点というのは、特にどういう発言があったかという部分も、つまびらかに教えていただきたいと思っています。

○田附証人 このメモにあるとおりでございまして、一番最初はメンテの関係、それから汚泥処理の関係、それから公社のあり方の関係、それからマンホールポンプの維持管理の体制の問題、それから処理施設の工事の単価が高すぎるというような内容で、そういうようなものにつままして言われまして、私なりの考え方で応対いたしました。

○鈴木委員 簡単に、私なりのどのような考えを述べられたか、紹介してください。

- 田附証人 私もまだ下水道課へ行って間もなくのころでございます、本当に、その汚泥処理につきましても、実際は計画的な基本計画があるんですけども、そういうものもまだ十分把握していない面もあったし、それから下水道公社のあり方についてもまだ十分理解していない面がありまして、私のそれまでの経験の中から答えをさせてもらったというのが実態でございます。
- 鈴木委員 それでは松野さん、有識者ということで、課長からお声がかかって西澤さんという職員と3人で行かれたと。そのとき経営戦略局の近藤さんが知事後援会幹部なる人を紹介してくれたわけでしょう、そうですね。
- 松野証人 会議室に入りまして、確か近藤さんが、この方が知事後援会幹部ですと言いました。私ども3人は名刺交換をさせていただいたと記憶しております。
- 鈴木委員 知事後援会幹部はいいんだけど、どこのどんな立場の知事後援会幹部、その名刺はどのような名刺だったのですか。
- 松野証人 今名刺は持っていないんですが。確か下水道の企業の名前が入っていたような気がします。ちょっとはつきりしませんが。
- 鈴木委員 ということは、御自身が関与している、もしくは経営している会社の企業の役職名等の入った名刺をいただいたということですね。どうですか、その辺ちょっと。
- 松野証人 名刺はいただいています。そこには企業の名前が入っていたかどうかはつきりしませんが、入っていたような気がします。
- 鈴木委員 では一般的に、通常の県の行政の職制の組織上、当時経営戦略局でしたか、政策秘書室に対しては、松野さん、どういう受けとめ方をしておりましたか。何か知事の特命事項とか、あるいは通常の土木部下水道課、それから下水道公社という、こういう下水道事業の正規のラインとは別に、何かほかの切り口で有識者なるものを近藤さんがお連れしていただいたという意味で、特別な配慮を持って迎えないといけないのかなとか、あるいはそういう思いで受けとめたのかどうか、その辺の感触はどうですか。
- 松野証人 私も下水道課にまいりまして、確か引き継ぎの中で知事後援会幹部の名前があったような気が、資料の中にあったような気がします。そういう中で、知事後援会幹部というお名前をお聞きしたときには、下水道の関係の企業の方で、いろいろな部門で県へいろいろ提言されている方かなという感じを受けていました。
- 鈴木委員 いろいろな部門ではわからないんですから、もっと直截的に言ってもらわないと。だから知事後援会幹部の名前を聞いていた、下水道に関していろいろ提言している人だと。それ以外の、自分でもきちんとこう何か受けとめなくてはいけないようなイメージとか、受けとめ方があったわけでしょう、はっきり言ってください。

- 松野証人 下水道事業を担当している課ですので、経営戦略局と言えば知事直轄でありますので、知事の特命事項を担当されている、その当時は政策チームというチームがありましたので、知事と一体の仕事をやっているという感じはありましたので、そのような認識でお話を承りましたけれども。
- 倉田委員 まず最初に2月24日の知事の指示文書でございますけれども。この知事文書の作成の前に、例えば下水道課として経営戦略局と、例えばこの16年度の受注の問題について情報交換をした、あるいは今こういう状況になっているんだという状況の報告をしたというような経過はございますか、これは松野証人をお願いします。
- 松野証人 私、直接、流域下水道の業務担当ではありませんので、流域下水道業務担当の係が、当時、中山流域下水道係長がおりましたが、中山係長のところで経営戦略局と、下水道のあり方検討委員会とか、入札の要件の関係についても打ち合わせをさせてもらったことがあるかもしれません。私、直接やっていないものではっきりしませんが。
- 倉田委員 同じ質問を田附証人、お願いします。
- 田附証人 私も直接かかわったという記憶は特にございません。
- 倉田委員 例えば経営戦略局の野崎さんとか、あるいは当時担当していたのは、例えば土木担当が羽生さんとかすれば、そういう方と、例えばこの2月24日前にいわゆる16年度の入札の問題について、今こういう状況だというような話は一切されていませんか、あなたの部下も含めて。
- 田附証人 私の方は、それまでもいろいろ、下水道課のいろいろ問題がありまして、浄化槽を含めていろいろありまして、それは羽生さんとはいろいろその辺のことについては、いろいろ話をする機会がありました。それでその後もそういうことについては継続してやってきておりましたが。今回の入札についてのあれについては特にありません。ただ、ほかの職員についてですが、今の経営戦略局の方とどういう打ち合わせをしたかということについては、私の方では把握をしておりません。
- 倉田委員 ちょっと聞き漏らしたので、もう一回お尋ねしますけれども。羽生さんとは、何の問題で何回ぐらい、下水道課長はお行き会いして、どういう話をされたのか、わかっている範囲で結構ですからお聞かせをいただきたいと思います。
- 田附証人 当時、いろいろ下水道課の問題と言いますか、経営戦略局とのかかわり合いは、当然あり方検討委員会も経営戦略局もいろいろ絡んでおりましたし、浄化槽の関係もあるし、負担金の問題等もいろいろありまして、羽生さんとはその辺のいろいろ細かい少し話し合い等はした記憶がございます。
- 倉田委員 例えば羽生さんと話をした経過なんかについて言えば、例えば経営戦略局の方で

すから、例えば議事録なり、いわゆる打ち合わせ議事録、そういうものはございますか。

○田附証人 話の内容は特に本当に事務的な話が主体でしたので、特に記録も残す必要がないということで、特に議事録は残していないというふうに記憶しております。

○倉田委員 そういう点では、今もお話をお聞きしますと、経営戦略局と下水道課との関係で言えば、いわゆる下水道事業のあり方だとか、下水道のあり方検討委員会との関連なんかを含めて相当何回もお話し合いをしたとこういうことですよ、基本的には。

○田附証人 そのとおりでございます。特にあり方検討委員会につきましては、事務局長の上田さんという方がおられましたので、あり方検討委員会に関してのことは、上田さんの方が主体でやっておられましたけれども、やはり下水道課も関係がありましたので、いろいろな話はさせていただきました。

○倉田委員 それでは、ということは羽生さんと上田さんともよくお話をされた。いわゆるあり方検討委員会のことを含めて、こういう理解でよろしいですか。

○田附証人 はい、そうでございます。

○倉田委員 きょうの時点でなくていいですけども、できたらどうい話を、事務的とおっしゃいますけれども、どうい話をされたのかということ、できたらあとで記憶を呼び戻していただいて、メモ等で提示していただいたらありがたいというふうに思います。この問題はあとそういうことをお願いします。

それから2月27日に、改めて野崎主査から下水道課長に中止するように指示があったとこういうことでございますね。これは2月24日と同じように、言ってみればこうい文書の、指示文書みたいなものはなかったのですか。

○田附証人 そのときには特に残しませんでした。特に話があったのは、話の内容につきましては、知事さんの方から前からもうそういう指示がされておまして、それで、野崎さんも当然土木部の技術屋でございまして、いろいろ入札等の経験もあるというふうに私は理解しておりましたが。そういうようなことで、野崎さんとすれば入札を中止にした方がいいのではないかという言い方をされたというふうに記憶しております。

○倉田委員 ちょっと待ってください。2月24日は、知事のいわゆる指示文書が、松野さんがお受けして、そしてそのさっき記載されたような内容でそれを文書として残されて、そしてそれを田附課長に報告されたのですよね、松野さん。

○松野証人 知事からの指示文書は特にございません。野崎当時主査が私のところへ来て、口頭で説明があったものを私が記録いたしました。

○倉田委員 その記録した文書に基づきながら田附課長に説明されたんですけれども。今の田附課長の証言をお聞きしますと、2月24日に知事から、ある意味では指示があったというこ

との関連で証言をお聞きしますと、そうすると2月27日は、野崎さんの方からは、そんなにきつい口調で何としても中止しろという話ではなかったような言い方をされたんですけども。この小市さんのメモを見ますと、これはもう最後通告だという形で中止の指示を野崎さんはしているわけですけども。野崎さんはどういう言い方をされたのか、詳しく田附証人お願いします。

○田附証人 私の記憶では、知事さんから、いわゆる入札を中止する方向で検討したらどうか検討してくれということの指示をされたというのが24日のあれでございまして。それを受けて、野崎さんとすればやはり入札は中止した方がいいんじゃないかというような言い方をされたことを記憶しております。

○倉田委員 そういう点では、認識の持ち方が私は違うと思うんです。相当やっぱり知事の命令ということ、2月24日の松野さんがつくった文書を見ますと知事から指示があったと、具体的な指示事項も全部書いてある。それを田附課長に報告したけれども、田附課長は2月24日のレベルの松野証人からの報告を、いわゆるこの文書どおりには受け取っていないということですか、2月24日、おかしいではないですか、それだと。

○田附証人 2月24日の文書が手元がないからあれですけども。内容的には、知事さんから指示されたのは、いわゆる期間が短すぎるということで、中止をする方向で検討をするようにという指示がされたというふうに私は記憶しておりますが。

○倉田委員 いずれにしてもニュアンスが違いますけれども。それと、この、そういう点では25日に打ち合わせをして、打ち合わせ結果を受けて、野崎主査は再度知事に相談することを了解済みということが24日の文書に、松野さんがつくった文書にあるんですけども。この野崎主査とは、例えば25日の段階でいうと、相談をされて再度知事に報告を野崎さんにしてもらうという内容は、どういう内容を野崎さんに言われたのか、検討された結果言われたのか、これは松野証人ですか。

○松野証人 2月24日に野崎さんからそのような話がありまして、まず下水道課の中で課題を検討しようということで、課題を整理しました。既に公告された入札でありますので、非常に難しい問題だというふうには思っていましたけれども。

一つは、その公告した入札に応募したいという企業が、当時6社出ていたというふうに記憶しています。既に6社申請しているので、そういった企業の方に中止をとということになるとどういう説明をしたらいいのか、なかなか説明が難しいなということが一つ。それから随意契約の関係、16年4月から6月の3カ月の随意契約の関係。それについても、3カ月という非常に短期の随意契約になりますと、受託される企業の方が技術者の確保あるいは従業員の確保、そういったものについて非常に雇用上不安定で、そういうことは果たして企業の方

が受け入れられるかどうか、そういう心配があるなというようなこと。それから期間をとるといような課題もありまして、予算上債務負担行為を設定するようなことも検討したらどうかとか、年度の中途の契約をしたらどうかとか、というようなその検討項目をみんなで出し合って、課の中で打ち合わせをしたというふうに記憶をしております。

○倉田委員 それで打ち合わせをされた案を、最終的に、例えば私は下水道課案というのがあると思うんですね。下水道課案というものを、逆に言えば知事サイドに示して、これでどうでしょうかという話があって、筋から言えばしかるべきだと思うけれども。野崎主査にはそういう、例えば検討した内容をお伝えはされたのですか。

○松野証人 下水道課の中で整理したものを、多分田附課長を通じて野崎さんの方へお渡ししてあると思います。

○倉田委員 その案については、田附証人、文書記録として残っておりますか。

○田附証人 今の下水道課の中で検討した文書ですよね。これは、あるとすれば生活排水対策室に残っていると思います。

○倉田委員 わかりました。それから、さっき下村委員の質問のときに、もう一つの案で、16年4月から6月までの3カ月間は現在の受託企業と随意契約することということについていうと、さっき田附証人は、下水道課の中で検討をして最初に6カ月の案をつくったというふうにおっしゃったけれども、そういう証言をされましたけれども。この知事文書の中にある3カ月という問題をどういうふうにとらえて、その下水道課内で勝手にその6カ月という案をつくって、知事の許可も得なくて、知事のそういう指示と言いますか、そういう考え方があるにもかかわらず勝手におやりになったということですか、田附証人のところで、6カ月に。知事部局にそれも報告したのですか、その辺、イエスかノーかでお答えください。

○田附証人 3カ月、いわゆる知事さんからの方の検討の内容は3カ月ということで来たわけですが。先ほども言いましたが、とても3カ月ではそれだけの期間、いわゆる期間が短くて入札を中止したわけですから、中止するわけですから、だからそれだけの期間をとるためには3カ月ではとても対応が難しいということになりました。これは土木部の中でもそういう方向で検討して、3カ月は難しいということになったわけでありまして。それで、そういうことで3日から回った企業の説明の中では、当初から6カ月ということをお願いいたしました。

それで、その6カ月になったことについては、私の方から野崎さんの方へその旨を伝えた、いわゆる3カ月では無理だということで6カ月にするような方向になりましたというようなことは、野崎さんの方へは伝えたというふうに記憶しております。

○倉田委員 それは野崎さんにいつごろ伝えたのですか。そのいわゆる業者のところへ説明に行く前に伝えたのですか。

- 田附証人 日付がはっきりしませんが、業者の方へ回る1日か2日前ぐらいだったと思います。
- 倉田委員 それに対して経営戦略局では、例えば伝えたということ言えば、下水道課としては、言ってみれば6カ月でやりますよとこういう伝え方をされたということで、野崎さんの方では何も言わなかったとこういうことでよろしいですか。
- 田附証人 そのときには3カ月では無理だという説明をいたしまして、それで6カ月ということで、これやむを得ないのではないかというような説明をして、それに対して特に野崎さんの方からは、それは3カ月で来ていますので多少のことは言われたかもしれませんが、特にどうもおかしいというような言い方はされなかったと記憶しております。
- 倉田委員 それから、3月3日から3月5日に説明に歩いた業者名をすべて明らかにしてください。
- 田附証人 ちょっと業者名があれですけども、説明に歩きましたのは、当然入札の、2月25日が資格申請の締め切りでございまして、その資格申請のあった企業は全部回りました。それからあと、その中でJVにつきましては、JVの代表の企業だけを回りました。それからそれと平成15年度のいわゆる運転管理業務を委託している業者も回らして、それもJVにつきましては、その代表となる企業の方だけ回って説明をいたしました。
- 倉田委員 その後援会幹部が関連している会社であるトーヨークリエイトへは説明に行かれましたか。
- 田附証人 確かトーヨークリエイトはJVで資格申請をしてきておりまして、トーヨークリエイトの方が主体企業と言いますか、JVの中でも主体企業というようなことで、トーヨークリエイトも説明に行きました。
- 倉田委員 トーヨークリエイトに中止になった経緯を説明したときに、トーヨークリエイト側からはどういう反応がありましたか。
- 田附証人 説明に行ったときは、今の知事後援会幹部はおられなくて、従業員と言いますか、そちらの方がおられて、やはり中止については、中止になったことにつきましては、不満と言いますか、おかしいではないかということは言われました。
- 倉田委員 おかしいではないかということと言われるのですけれども、ただおかしいではないかという話ではなくて、そのおかしいではないかと言った主要な理由については、どう言っていましたか。
- 田附証人 いずれにしても資格申請をしているということは、当然落札をした場合には、それを4月1日から事業開始するわけですから、それなりの当然準備もしてきているわけですので。ここで中止というのは、やはりいろいろその準備自体がむだになってしまったり、い

ろいり多少経費的なもので余計かかるとか、そういうような面で苦情と言いますか、そういうようなものは聞いた記憶がございません。

○倉田委員 それから、3月8日の11時に、長野県の下水道公社の専務理事室において、長野県土木部田附下水道課長より、下水道公社立ち会いのもとに、日本クリーンアセス株式会社の専務、営業部員が理由についてお話をいただいたと。その入札の中止理由については、一般競争入札参加資格申請書を出した県内の一業者より、3月26日入札4月1日業務開始では技術者確保が困難であるため、入札の延期をしてほしいとの申し入れがあったことというふうに説明をしているのですけれども、その内容はどういうことですか。その一業者というふうにここには、日本クリーンアセスの質問書には書いてあるんですけれども、そういう内容の説明をされているはずなんですけれども、その一業者というのはどういうことなのか、お話をいただきたいと思います。

○田附証人 今のクリーンアセスは、確か社長さんが海外か何か行っておられまして、それで説明が多分遅れたと思うのですが。その中で、先ほど言いました1社というものは、いわゆる入札の公告後に住所を県外から県内に移されたという、その企業のことを多分言っているんだと思います。

○倉田委員 もう一回、わかりやすく説明してください。

○田附証人 3月8日の11時に中止の説明をしているときの話ですね。それは、今の向こうの方から話のあった1社というものは、これは前から話が出ております環境テクノサービス株式会社で、これが公社の公告後に住所を県外から県内へ移した会社のことを言っていると思います。

○倉田委員 私の質問しているのはそのことではなくて、いわゆる一般競争入札参加資格申請書を出した県内の一業者より、県内の一業者より3月26日入札4月1日業務開始では技術者の確保が困難であるため、入札の延期をしてほしいという申し入れがあったことを説明しているわけです。だから、その環境テクノサービスが、本店がこっちへ移ったという話ではないのですよ、田附証人が説明しているのは、そのことを私は聞いているのですから、そのことに明確にお答えをいただきたいと。

○田附証人 ちょっとその辺の説明があれば。あくまでのその入札の中止を決めた理由というのは、先ほどから言っているとおり、落札日から業務開始の期間が短すぎたということで説明をしているわけでありませう。

○小林委員長 私から申し上げますが、今、倉田委員の質問は、その一業者というのは具体的にどうなのか。技術者の確保が困難だからと言ったその業者はと、そういう質問です、お答えください。

- 田附証人 もう一度確認しますが。期間が短すぎるということで苦情なり何なり来た業者ですよね。それにつきましては、今の2月24日に経営戦略局の方から聞いているわけでありまして。具体的な会社名等は、私とすればそのときは把握しておりませんでした。
- 倉田委員 そうすると、ある一つの業者というふうに証人が説明をしたというのはどういう根拠に基づいて説明したのですか、お聞かせください。
- 田附証人 苦情なり何なり、いわゆる期間が短すぎてどうのこうのということについてのあれは、私の方もそのとき何社あるかもはっきりしていないところがありまして、その辺の言い方が多少、24日の文書を見ますと数社かというふうになっていますけれども。私の方もその辺の言い方がちょっとはっきりしないということで、何社かということについては、あいまいな多分説明をしたのではないかというふうに思います。
- 倉田委員 答弁があいまいなんですね。そして、その業者さんは、書類による質問及び意見が提出されていないため再度確認すると、田附証人は経営戦略局にメールで申し出があった業者であったと説明を受けたことを言ったと、こういうふうに言っているんですけども。あいまいではなくて、田附証人がとらえている、言ってみれば技術者の確保が困難だという業者の名前をもう一回お聞かせください。
- 田附証人 今のその期間が短すぎて入札が困難だということにつきまして、そういった苦情は下水道課の方へは直接来ておりません。ですからその辺は経営戦略局の方を通じてそういう話を聞いておりますので、具体的な会社名は私の方では把握しておりませんでした。
- 倉田委員 それでは改めてもう一回お尋ねしますけれども。1社というふうにあなたは説明しているのですけれども、その経営戦略局から1社という話は聞いているわけですね。
- 田附証人 その1社かどうかもその辺の、私も1社であったかどうかということをちょっと説明したかどうかははっきりしないところがありますが。その辺はあくまでも根拠とすれば、経営戦略局の野崎さんの方から言われたことに基づいて説明したということでございます。
- 倉田委員 これは、説明の根拠になった1社だというふうに説明をされていることは認めるんですよ。だってそういう説明をされたから、日本ヘルスでは、言ってみれば村上専務と営業部員がそれをお聞きした形でまた質問をしているわけですから。そうすると、田附証人は1社だということは、文書に残っているんだけど明確ではないのですか。せめて1社だということだけ確認をして、私は終わりたいと思うんですけども。
- 田附証人 そのときの説明が何社かということについては、私も明確な記憶がございません。それであくまでもそれは経営戦略局の方から言われたことで、経営戦略局の方へもそのあと聞いてみたのですが、何社かははっきりしたことはわからないので、その辺を含めて、説明の方は多分その辺はかなりあいまいな説明をしたのではないかと思います。

- 小林委員長 田附証人に申し上げますが、一業者という言葉を使っているわけですね。そのことは、ではあいまいだったわけですか。一業者ではないということですか。
- 田附証人 その辺につきましては、どういうちょっと、具体的に何社かということについての説明は、何社かということについては私も明確に記憶しておりません。
- 倉田委員 それから、もう1点だけ確認しておきますけれども、そういう点では、先ほど経営戦略局、どなたにどういう確認のされ方をしたのですか。
- 田附証人 私の方で一応確認したかったのは野崎さんですけども。野崎さんの方からは、具体的なそういう回答と言いますか、そういうようなものは聞きませんでした。
- 倉田委員 聞きませんでしたというよりも言わなかったんですか、野崎さんが。それとも証人が聞かなかったのですか、どっちなんですか、そのところだけは明確にしてください。
- 田附証人 一応私の方でお聞きしました。けれども、いわゆる向こうの方からは、どこどこで何社というようなことまではっきりとした、いわゆるその辺についての説明は一切されませんでした。
- 小林委員長 尋問の途中でありますが、議事の都合により暫時休憩をいたします。証人の皆さんお休みください。

休憩時刻 午後5時32分

再開時刻 午後5時42分

- 小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。あす9月1日、出頭を求める証人の出頭要求についてお願いいたします、御発言を。
- 柳田委員 明日午前中におきまして、宮津雅則さん、野崎真さん、羽生昭広さんまででございます。それで午後でございますけれども、田中邦治さん、松沢克典さん、岡部英則さん、そして本日に引き続き田附元課長、以上でお願いしたいと思います。
- 小林委員長 ただいま御提案されました証人出頭について御異議ございませんか。
(「異議なし」の声あり)

それではさよう決定いたしました。それでは証人の入室を求めます。

[田附証人 入室・着席]

引き続き尋問を続けます。

- 服部委員 証人の皆さん、御苦労様でございます。引き続き尋問させていただきますが、まず最初、さっき倉田委員の方から最後にお聞きしたことでございます。平成16年3月12日付の、下水道公社理事長、小市理事長の方へ日本クリーンアセスの社長から出ている文書の

件でございます。この県内の一業者より、入札を延期してほしいという申し入れがあったということでございますが。これは田附課長より経営戦略局へメールで申し入れがあったと書いてありますけれども、田附課長は先ほどからわからないと、こんなような話ではっきりしませんが。

これはあれですか、同じ下水道課にいらっしゃった松野証人、または中野証人は、実際にかかわらなかったかもわかりませんが、このことについて、その一業者の延期を申し入れたことによって、その入札を中断したというふうにこの日本クリーンアセスの代表取締役は言っておりますけれども、これらについて、何か心当たりがある点がありましたら、その一業者ということですね、これに絞ってお聞きしますけれども、思い出していただいてもしわかることがあったらお話していただきたいと思います。

○松野証人 私、2月24日に当時野崎さんからお聞きしたときには、知事の方へ電話やメールが何社から来ているというような話がありましたので、1社というのは考えられないのかなというふうには思います。

○中野証人 今の質問に対しまして、私は在籍しておりませんので、ちょっと発言は。

○服部委員 その件はその件であれしますが、今まで尋問されたことについて、疑問の点だけかいつまんで確認と言いますか、尋問させていただきたいと思っております。

まず23日の、これは田附課長が会議に、ホテル信濃路に行かれたということの件でございます。これは今までの証言を聞いておりますと、歓迎会を開いていただいたとこういうことでございますが。今までの証言の中では、公社の方からお誘いがあって知事後援会幹部と関係を結んでいたということでございますが。これはきちんとあとで復命書を書いていただいている。これはもちろん公文書ですよ。ちゃんと公文書としてあとあときちんと出していらっしゃると思いますけれども。それに間違いはないですよ、田附証人。

○田附証人 4月23日のメモにつきましては、これは私の個人のファイルにもございまして、これが、出ている内容のものと相違ないということで、間違いありません。

○服部委員 これは田附課長さんが、御本人が書いてございますね。きちんと整理していただいているとこういうことでございます。それで、しかも知事後援会幹部からいろいろの依頼のあったことについてもきちんと答えている。マニュアルをしっかりとつくってやらなければいけないとか、内容もきちんと出ております。ですから私がお聞きしたいのは、歓迎会を開いていただいたということですが、歓迎会を公文書として残して、それできちんと整理をするということも考えられないと思うんですよね。そんな話で、23日の件についてはきちんとした、公社の方で開催をいただいたかわかりませんが、お誘いがあったということですからいただいたんだと思いますが。知事後援会幹部ときちんと会合のようなふうに見

えますけれども、きちんとした公の会合だと、公文書できちんと整理しておありますから。公の会合だとかいうふうに考えさせていただいてよろしいのではないかと思いますけれども、どうですか、その辺は。

○田附証人 これは、4月23日は私の歓迎会ということで、公社の方から、当時は小林理事だと思いますが連絡があつて、私も出席しないとまずいと思って出席させてもらいました。それで、これは当然歓迎会ということでございまして、当然アルコールも入っている会議でございまして、時間的にはもう5時15分を過ぎた時間から始めて、当然アルコールも飲む中でこのような話が出てきたというふうに記憶しております。

○服部委員 わかりました。しかし、あとあときちんと公文書として残して、これを公開していますよね。ですから私は公の会ではないかとかいうふうに思っております。

それでこの前の証言では、きちんとお支払いは割り勘できちんとやったとかいうことでございますけれども。ここに領収書がございますが、ホテルの。これは一括して支払っているようなふうにとれますが、どういふふうに田附証人はそのときの費用をお支払いをきちんとしたのかどうか、それについて。

○田附証人 この23日の歓迎会が終わったあと、いわゆる請求金額と言いますか、それを見まして、それは割り勘と言いますか、実際の取りまとめは公社の方でやっていただいて、各人がみんないわゆる割り勘で計算した分を現金で渡して、それで公社の方でまとめて払ったというふうに記憶しております。

○服部委員 それで結構でございます。次に、この前の証言では16年1月30日付の文書が、このしっかり入札要件を決めた、16年度の。こういうふうに証言がございました。その16年1月30日の文書を見ますと、ずっといろいろ入札条件ですから細かく、入札公告に出せるようなものが全部出ていますね。ここでもう細かいことは聞きませんが、そこへ一抜け方式もきちんと明記しておりますよね。諏訪流域以外は一抜け方式で行くんだといこともきちんと出ている。これはもう16年度のころから一抜け方式をやるうというふうに入札方式の中であつておりますけれども、それは決めたのですか。

○田附証人 それまでは、当然県外企業も含めた指名競争入札でやってまいりましたが。いわゆる県内企業を優先とした入札ということで、諏訪は結晶化炉がございまして、それは非常に技術的にトラブルがあつたりして、やはりこれは県内企業では無理だということで、これは県外と県内のJVとして諏訪だけは別の入札と言いますか、そういう形にしまして。あと残りの3処理場につきましては、今、委員さんの方で言われましたとおり、一抜け方式でという条件をつけまして、なるべく県内企業の方に広くやっていただきたいという、私とすると、多くの企業でやっていただきたいという考え方もありましたし、それからもう一つは、

やはり一つの企業が、県内企業が2カ所も3カ所もとられても、果たしてそれで事業がうまくいくのかなという考え方もございまして。これは土木部の部長さんも含めて検討したのですが、いわゆる一抜け方式ということになりまして、それを文書にまとめたわけでございます。

○服部委員 わかりました。意味のある発言ですから聞いておきたいと思います。それからもう一つさかのぼりますけれども、矢澤課長から、その前の前任者から申し受けを受けていると思いますけれども、矢澤課長の時代は、すべて知事後援会幹部の指示を仰いで、知事のきちんとした後援会の幹部であるからということで、随分そのくだりがあったわけですね、証言の中にもありました。ですから私はそれもきちんと引き継いでいると思いますけれども、そんな中で、必ず県内業者への発注で行くんだと。JVは知事も、一切JVは認めないということやってきたわけですよ。それが15年度はやむなく随意契約になりましたけどね。ですから、今度はJVも入れているわけですよ、JVも考えていると。県外と県内のJVあるはまた県内同士のJV。これJVをやめるという方針が変わっているわけですね。その辺はどうなんですか。どの辺で変わったのですか。

○田附証人 JVにつきましては、15年度も4処理場のうち3処理場がJVで委託しているはずでございます。それで、やはり県の方針としまして、JVは談合の温床になるというようなことで、やめるということだったんですけれども、やはり県内企業は規模も小さいし、なるべく多くの県内企業に参入していただくためには、やはりJVというものもこれは認めた方がより多くの県内企業も参入できるし、それから県といたしましても、小さいところが1社でやるよりは2社なり何なりが協力して、しっかりとしたそういう維持管理をしてもらうという考え方も、私とすればそういう考え方もしておりまして、やはりJVということについては仕方ないのではないかとこの考え方はしておりました。

○服部委員 ですから方向が変わったわけですね、15年から。15年はもうJVはやめなければいけないということであつたわけですよ。経常JVについてはある程度やむを得ないところの話がありましたが、変わったということでございます。それはいいです。

それからもう一つお聞きしたいと思います。発注して、入札をして受注してから、契約を断行してから仕事が始まる4月1日までの間で、不足している技術屋さんをそろえればいいと。これを入札の要件に入れたということでございますね。ただ入札の要件を見ても、入札公告の内容を見ても、それは一切出てきませんね。それはどの時点で決めて、それでどの時点で説明をして、それをやったのか。

私は疑問に思いますのは、松野証人も中野証人も関係があつたかどうか分からないからあれでございますが。契約をしてから、予定価格の積算をして、それでどういう技術さんを

何人抱えるからこれだけお金がいりますよということで落札するわけですよ。それも全然技術屋さんの数も決まらない。それで落札をして、その落札金額に合わせて技術屋さんを探さないといけない、こういうことになるわけですよ。そんなことが、私も技術のことを随分やってきた人間でございますのでわかりますけれども、とてもじゃないけれどもそんな不安なことで、私は落札なんてできないと思うんですね。そんなことを、本当は土木部幹部が会議をやって決めたと言いますけれども、その決めた内容については、私は非常に疑問に思っておりますが。その辺についてどういう認識で、つまり落札してから仕事が始まるまでに技術屋を探せばいいんだと、そろえればいいんだと、こういうニュアンスですね。ですから委託業界でも、トーヨークリエイトがAとかBとか、みんなランクがございますよね。そのランクを決めるには、大体そういう技術屋さんがどのぐらいいるとか、そういうことで決まるんですから。それまでみんな壊してしまうわけですよ、そういう資格要件まで。そこまでやって県内業者に何としてもやらせないといけないとこういうことで始まったわけでございますが。

それらについて、土木部幹部で決めたと言っていますよね、決めたとこの前も証言がありました。どういう会議で決めたのか、私はおそらく経営戦略局なり、そちらからの相談なり指示があったのではないかとこう思うんですが、そんなことはないでしょうか。土木部の幹部の会議でどういうふうに決めたのか。これはかかわっていれば、田附課長はもちろんですが、松野証人あるいはまた中野証人はかかわっているかどうかわかりませんからあれでございますが、もしかかわっている方がわかったら話をさせていただきたいと思います。

○田附証人 1月30日付の文書をつくる時に、これは土木部内で検討いたしましたものをまとめたものが1月30日の文書でございます。それで、そのときにどんな方がその検討に加わったかと申しますと、土木部長さん、当時の。それから監理課長さん、あとは下水道課の係長以上の職員が同席しまして、その中で検討してそういう形になったと記憶しております。

それで、先ほど、今の技術者の関係でございますけれども、必要となる技術者というものにつきましても、これは特に減らすとかということは一切しておりません。だから、ただ変えたのは、本来ですと、例えば諏訪湖ですとかなり10何人必要になるような数になっておりますけれども、これについては当然事業開始までにはそれだけの技術者は確保しなければいけないという内容にしてあったわけでありまして、たまたま土木部で検討する中でいろいろな話が出まして、県内企業はなかなか技術者がそれだけ備わっているところが少ないということで、なかなか参加したくても県内企業は参加できないようなことがありましたので、それで、その話の中で、この間も説明いたしました、例えば県外企業が、例えば技術者が30人いるとか50人いるというような業者さんもいます。それで、そういうことにつきましては、

実際は技術者がいても、その方というのはほかの処理場にも専属として配置されているわけですから、だから実際は30人いても、では30人がみんなこっちの、長野県の流域下水道の方の落札をしたからと言って、すぐ技術者をこっちへ持ってこられるかということそうではなくて、やはり県外の場合でも結局は新たにまた技術者を雇わなければ実際はできないわけですので。そういうような話が出まして、そういうことであるならば、むしろやはりより多くの県内企業が入札に参加しやすいように、いわゆる業務開始のときまでにそれだけの技術者を確保すればいいという内容にしようということで、そういうふうにしたと記憶しております。

○服部委員 ではそれはそれであれしますが、県内業者の活性化汚泥の関係の業者さんは9社か8社しかいませんよね、今までやっている。県内業者、実際に19社あってもしっかりお仕事ができるような、ここに出ている、皆さんの予想を立てていますが9社ですよ。主には8社ですよ。その中のうちのもう6社が応募したわけですよ。ですから応募した業者が少ないと理由に挙げていますけれども、そんなに県内に業者なんか生まれてくるわけがないんですから。9社か8社ですね、そのうちのもう6社が応募していると。環境テクノはちょっと急に来たとは言いますものの。ですからこの応募した業者が少ないから入札できなかったというのは、私は疑問ですが、その点はどうなのですか。県内業者は9業者のうちの6社が応募しているわけですよ。

○田附証人 県内の企業の、その当時のリストでいきますと、格付がA級の業者が8社ございます。それでB級が1社でありまして、全然そういう格付がされていない業者が4社ということでございますが。その資格申請と言いますか、その申請があったのはそのうちA級のところが4社、これはJVも含めてですけれども、4社のみ申請でありました。それからもう一つは、議会の方へいわゆる陳情という形で、3人連名でされた中で、3人の方がそれぞれ別の業者なんですけれども、その3人のいわゆる所属する3業者のうち資格申請をしたのはたった1社だということで、そんなようなことから企業数が少ないというような判断をしたわけでございます。

○服部委員 17年は、結局は一抜け方式ですから、16年度だって一抜け方式を皆さんねらっていたと。4社あればいいわけですよ。17年度、結局4つでやっているではないですか。ですからそんなことは理屈に合わないと思いますね。

それからもう一つは、3月26日に入札をして4月1日業務開始とこうなりますね。それを2月24日の時点でもう集まらないだろうと。はるかひと月向こうですよ、入札が始まるのは、実際に決めたのは2月24日でしょう。経営戦略局から下水道課へ入札はやめた方がいいと来たのはそうです。しかし実際の入札は3月26日ですから。ずっと向こうですよ。そのずっと

向こうなのに、ひと月も向こうなのに、おそらく技術者は集まらないだろうと、こういう予想を立てたということですよ。それは不合理ではないですか。

それで、先ほどの日本クリーンアセスの、先ほどの文書のくだりの方に、私どもは十分時間があつたと、1カ月以上の準備期間があり確信を持って技術屋を集められたとこう言っているんですよ、この文書の中では。私はこっちが本当だと思います。なぜその1カ月も前から、皆さんは必ず県内業者は入札してから集めればよいということで、わざわざそういう条件までつくってやっておいて、しかもその1カ月も前にもうだめだと、入札をやめたと、集まるわけがないとこういう見通しを立てたわけですね。この辺は非常に私は矛盾を感じますけれども、その辺はどうか。

もう一つ、環境テクノサービスは、急に県外から県内に移したと。これで私は驚いたのではないかと思います、それはいつ知ったのですか。2月24日に入札をやめましたけれども、そのすぐ前かどこかだと思いますけれども、それはいつ知ったのですか。

○田附証人 まず環境テクノサービスが入札の資格申請をしてきたというのは、締切日が25日でしたが、2月24日に会社から聞いたように記憶しております。それからもう一つ、その1カ月先にどのぐらいの業者が来るかということですが、この入札は、2月25日までにまず資格申請をしていただきまして、その申請に基づいてチェックした上で条件が整っている企業と言いますか、業者のみがいわゆる入札に参加できるということですので。2月25日までに申請がされていない業者さんについてはもう入札の参加資格がありませんので、いわゆるどのぐらいの何社が入札できるかは、2月25日時点で一応わかったということでございます。

○服部委員 そうしますと環境テクノさんが申し込んで、下水道公社から連絡があつたのは24日ごろだと。そうしますと環境テクノが県外から県内へ移したと、これがわかってすぐに経営戦略局から入札は中止になったとこういう連絡が来たようなふうに読み取れますが、時系列から言えば、そんなふうにとれますけれども、それでよろしいのか。

それから、先ほどのくだりの、2月25日に経営戦略局から入札をやめというような話が来ましたが、実際の入札は3月26日ですから。まだずっとあるわけですよ、ひと月も向こうで。そういう予想を立てて県内業者では技術屋を集められないとこういうふうにとったわけですよ、結果的に。ですからそれが、その件について、もう一度松野証人にも聞きたいと思いますけれども、お願いしたいと思います。

○松野証人 その技術者がなかなか確保するのが困難という問題ですけれども。入札の、先ほどから委員さんが言われていますように、処理場によって大小がありますので、処理場の規模によって技術者が何人必要という要件を流域下水道係が中心になって検討してもらって

きておりますけれども、私の段階ではお答えをちょっと、私は技術屋でもないので、あれなんですけれども。

先ほど田附証人が申し上げたように、確か入札参加をするには事前に申請を下さいという形になっておりまして、確か2月下旬ごろの締め切りだったと記憶しております。その締め切り後に、それぞれの企業が入札に参加できるかどうかチェックをして審査をして、条件の整った会社だけが3月26日の入札で札を入れることができるという形になっているわけです。ですから1カ月前ではありますが、そういう話が来た以上、そういう方向で下水道課とすれば、どんな課題があるかどうか検討して、その課題を整理した上で経営戦略局の方へこういう課題がありますよということを申し上げていると思います。

○服部委員 入札公告を受けて、2月25日に締め切り、申し込みますね、申請する。申請したときに、業者の中の技術屋さんとか、どういうふうに積算してその入札価格になったとか、何かいろいろなことを、随分書類をそろえるようになっていきますね、申し込みするときに、申請するときに。ですからその申請した書類をチェックする期間があるわけですよ、2月25日に来て。そういうチェックもしないで、もうすぐに入札をもうやめろというような経営戦略局の話が来てやめたとこういうことになるわけなんですけれども。あまりにも唐突で短編的だと思います。それでしかも入札は1カ月も向こうなのだから、そんなに慌ててやらなくてもいいわけなんですけれども。その辺についてもう一回田附課長から御説明いただいて終わります。

○田附証人 中止に至った経過については、いわゆる知事さんの方から指示、検討するような指示だとか、それから野崎さんからも入札は中止にすべきではないかということが言われまして。特にやはりもし中止にするなら早く対応しなければいけないというやはり問題がございました。特に15年度は、県外企業さんが、県外企業と県内企業のJVもございますけれども。県外企業さんが主に受注をされておりましたので、入札要件を見ましたら県外企業さんは参加できないということで、流域下水道の維持管理というのはもう委託をできる可能性がないということで、今までの県外企業さんもそれなりの対応を取り始めていたものですから、やはり今の随意契約にして期間を延長してお願いするにしても、早く対応しなければ困ると。特に維持管理というのは本当に1日でも休むことができないわけでありまして、そういうような必要から早く判断して、早くそれだけの対応をしなければいけないということで対応したわけでございます。

○木下委員 それでは関連と言いますか、中野証人においでいただいておりますので、少し尋問させていただきたいと思うんですけれども。平成15年10月17日までですか、下水道課におられたわけですので、そのころの下水道課における公文書の保存と言いますか、保管と言いますか、そういうことについてお伺いしたいと思うんですけれども。公文書については保存

する規定があって、分類にしたがってやっていたと思うんですけども。そういうことでやっておられたかどうかということと、それでその保存の仕方は、この業務用の文書、そして私文書もあるとすれば私文書等は分けてファイルされていたのではないかなと思うんですけども。その辺の実態はどうだったでしょうか。

○中野証人 通常、公文書というのは、職務上関係があるのを作成して、当然各組織的に用いるという定義になっています。課長がもし、今ここでよく問題になっているんですが、作成して、流域に関係あればその各係の方で大体保管しているのが一般的でございます。それではプライベートな個人的なものがあるかということ、原則的にはそんな個人的なものを役所のところに保管するということは普通あり得ないと思います。

それで今回問題になっているのは、間違いなく特に入札とかいろいろありますよね、今問題になっているのは。そうすると、後援会の幹部が絡む、絡まないの関係にしても、一応知事の方針に立って、県内業者優先なら、多分矢澤課長もここでおっしゃったと思うんですが、そういう方向で進むべき努力は課員全体がやったはずですよ。

それでいいですか、ちょっと。入札のやつもいろいろ今話になっているんですが、一番最初というのは、平成14年12月25日に知事から公社の改革、これが一番の発端なのです。これは何かというと、公共下水道の、要するに市町村が公社から広域管理で委託している処理場を、流域に比べて規模が小さいものですから、これは何か県内業者に、建設工事が非常に減っているものですから、一部でもそちらの方へ参入できればということで努力したのですが、なかなか広域管理といっても規模の大きいところがございまして、そしてそこを県内業者がとるには大きすぎて分割しろとか、そういう話がございまして。それで特に上伊那とか北佐久は2つに割るとか。それで町村の理解が得られなくて、結果的にこれが平成15年2月ですか、知事も話したのですが、いろいろ問題があって、それであとを引き継いで田附課長がその後着任しまして、3月のものが8月まで一応タイムリミットが延期になりまして。それで町村から理解を得られないということで、流域下水道の維持管理でこういうぐあいになったわけです。まず町村がだめなら、施主である町村の意見を聞かなくて勝手に入札制度をするのではなくて、それなら流域で県内業者の実力を拝見して、それでうまくいくなら、市町村もしてあげますという話になったのが一番の根本のいきさつなんです。

それでさっきから、2月25日に要件の締め切りがあってどうかということですが、これは一般競争入札なのですよね。それで一番もとは、さっきも松野補佐の方から言われたように、普通の工事なら契約して、10日ですか、10日以内に着手するとこういう規定があるんですが。維持管理業務だと、やっぱり予算が翌年度だと2月県会で成立しないとその契約ができないんですよ。こういう問題がありまして、それでいろいろ聞くと、今年は債務負担行為でや

っていると。それで業者にしてみれば、早く契約できるかできないかわからないと、やっぱりそこに従事する作業員の確保が非常に難しいんです。工事なら一部を下請だとかとできるんですが、維持管理というのはもう1年間なら1年間ずっとそこに常駐雇用していると、ある一定の作業員を確保するとそんなようなことなんですけれども、ちょっと、よろしいですか。

○木下委員 いろいろと当時の、明確にお答えをいただきまして、本当にありがとうございます。それでいろいろとお尋ねはしたいんですけれども、時間の関係もありますので、今の文書の関係についてだけまず絞って尋問させていただきたいんですが。そうすると、10月6日に公開請求があって問題になった文書は、業務用のファイルにファイルされていたというふうに理解してよろしいですか。

○中野証人 そのとおりでございます。

○木下委員 それと、その破棄した文書は、いくつくらいあったかというようなことは御記憶にあるでしょうか。

○中野証人 ちょうど、この前の総務委員会でも大分話題になったのですが、私の異動時期が非常にそこに時期が重なったような状況なものですから、次の異動だとか、引き継ぎがいろいろあったものですから、そこまでしっかりと理解していないんですけれども。この4通とか3通あったというのは、新聞とかマスコミの方で確認できたような状況でございます。

○木下委員 少なくとも1つではなくて複数以上は、複数以上という言い方はないけれども、複数はあったというふうに理解してよろしいですか。

○中野証人 公開請求がありまして、それであとやったのは、今4日分ですか、最初のやつが何だか二通りあるという話ですが。それは当然入札の関係だとか、業者の要件とかいろいろ絡むものですから、課長を経由したのか、大概係長以上にはそういう資料を配付されるのですが。この前の再調査のときも言ったのですが、大概そういう場合は、ここにいます松野補佐がコピーされて、それで係長以上の担当に配って、それで会議に臨んだような状況で。そんなものですから、3部、4部は確実にわからないですが、複数の多分3通ですか、はありました。

○木下委員 それと、私的メモだから破棄しろと、課長からそういう命令が出たというふうに理解しているわけですがけれども。私的文書なら公の立場から破棄しろとか、保存しろとか、それは個人の文書ですから、個人の自由にできるとこういうふうに思うんですけれども。その私的、個人の領域に反するそういう文書について、破棄しろという命令が出されたら、これは事実ですか。

○中野証人 私に対してはその破棄しろということは一切ございませんでした。これは、公開

請求があったのが10月6日にごさいますて、それで下水道課にしたら、たまたま土木委員会が6日、7日が土木委員会だったんです。それで委員会で、そっちがいろいろと立て込んでいたものですから。多分あれは監理課の方から来たと思うのですが、8日に私、初めて課長のところへ集まりまして、この対応をどうするかという議論をしたわけです。それであとは、先生方皆さん、マスコミ等で御承知のと通りの経過なのですが。

私は当然仕事に、もう内容を見ると明らかに仕事にかかわることですよね。それで私はもう、これはもう公文書であるから、当然公開請求があれば公開しないと後々また、結果的にはこういう事態になってしまったんですよね。こういうことを私は想定したのです。当然マスコミが公開請求するということは、何らかのそういう情報なりを入手してあるのではないかと。それでここにいる松野さんも、当然事務屋さんなら公開請求の、その目的だとか定義だとかそのくらいわかっていて、課長にぜひ説得しろという話があったのですが、課長は当時確か見ると退席なんかをして、多分裏でだれかが動いているということは、課員のみんなが大体想像できたことだと思うんですけれども。それなもんですから、これは私的なメモだと、そういうふうに理解していた課員はだれもいないと思います、はっきり言って。

○木下委員 どうしてそんなことをお聞きしたかと言いますと、生活環境委員会の席で、2回目の請求がありました段階で、17年2月ですか、このときに、どうして公開したかということについては、その理由として業務上必要とするファイルにつづられていたこと、これは業務上、職務上取得した文書であるというふうに思われるからということと、それから複数発見されたこと。それで組織的に用いられているというふうに思われると。この2つが公開、あと出てきた公開請求に対して公文書だというふうに判断した根拠だということで、生活環境委員会の方ではそういう説明がなされているわけですが。

今、お話をお聞きしますと、そのことは15年10月の最初の請求のときにも業務用のファイルにちゃんとつづられていたということですし、複数あったということですから、そういう点からいきますと、17年2月のときと、15年10月、最初に請求があったときと同じ状況であったと、こういうふうに今の証言からわかるわけでごさいますけれども。そういうふうに、そのあとの方のことは中野証人はわからないと思うんですけれども。当時はそういう状況にあったとこういうことによろしいかどうか、もう一度お願いしたいと思います。

○中野証人 当然普通に考えますと、2人のファイルから出てきたという話なんです。それを具体的に言うと、管理係長と私のファイル。しかも私は後任者がいまして、後任者も5カ月ですか、異動しまして、3代、もう3人かわったわけです。それで、総務委員会で総務部長ですか、当時の小林総務部長が責任を持って再調査をするということで、今の生活排水対策室ですか、係長以上と担当と分かれて聞き取り調査があったんです。それで、そのときに松

野さんも全員に配ったと。そうすると、課長の破棄に応じた技術専門幹と松野補佐は、課長にその日に返しました、処分するからくださいということで返却したようです。それで、私と当時の管理係長はそのままファイルにつづったままで、そしてもう1人はもらったかもらっていないというような記憶だということで、多分再調査の結果はこちらへ出ていると思うんですが。

それで当時の私が担当したファイルにつづったのが本物かどうか、二通りあったのは問題になったものですから、ではそれを確認しろと言っても、当時私がやったのより、また代がかわって、大分私が保管したときはファイルが厚かったものですから、次の担当が分冊したり、私は当時忙しかったので時系列に、日付順にずっと種別しなくてつづってあったんですが、これは主に公社の今の改革に関係するやつだけ同じファイルにつづっておいたわけです。入札の要件だとか、これは14年からは大分公社を交えて議論したものですから。それをもう一回では確認しろと言って見させてもらったときに、順番は違うんですが、同じファイルにつづってあったと。やはり後任の係長、次の係長もそのままに保管されていたということだと思います。

○木下委員 明解なお話をいただきまして、納得が이었습니다。ありがとうございました。私の尋問は終わらせていただきます。

○高見澤委員 私は平成16年度の下水道処理施設運転管理業務委託の入札等について、中心に尋問をしたいというふうに思います。まず最初に田附証人に、きょうの証言の中でもそうでありましたし、以前の尋問の際の証言でも御自分からおっしゃっていましたが。維持管理業務については、前には下水道事業団にもいた経緯もあり大変詳しいという証言がされていたわけではありますが。やはり下水道としてのプロ意識というものはお持ちであったのか、まず最初にお尋ねをいたします。

○田附証人 プロ意識というところまではございませんが、もともと下水道課は土木部に属しております、土木の技術屋さんはかなりおられまして、下水道の仕事に携わっている方もかなり多いわけですけれども。私はどちらかと言いますと機械が専門でございます、機械の関係で多少、私も水質の方も多少は知識がありまして、そちらの方の分野で下水道の維持管理の、実際に私も下水道公社に3年お世話になりましたが、そういう経験がある職員というのは、まず県の職員の中でも、そんなに多くはないという考え方でございました。

○高見澤委員 ということは下水道の維持管理業務については、ほぼ理解ができていたということによろしいですか。

○田附証人 ほぼということまではいっていないと思いますが。いずれにしても機械とか水質に関してのある程度の知識を持った職員が少ない中で、その辺についての知識がある職員

は少ない中で、一応私はそれなりの経験もあったという認識ではおりました。

○高見澤委員 中野証人には、その当時はいなかったわけでございますけれども。中野証人は下水道係長という形で維持管理業務を担当されてこられました。そこで、先ほど来て出ておりましたが、流域下水道の入札の中止を受けてから、いろいろの話の中で3カ月という随意契約の話が出てきた。それらについて、実際のところ維持管理業務というものはどういうものであるか、3カ月でいいのか、6カ月でいいのか、1年なのか、その辺のところ、自分が下水道係長として携わってきた中でどういうふうにお考えだったでしょうか。

○中野証人 今、問題になっていることではなくて、一般論でお話申し上げさせていただきます。これはすべて入札制度の改革ということで絡んでいるんですが、非常に一般の方が誤解されているのは、工事と下水道の維持管理というのは全く違う性格ということだけ御理解してもらいたいんです。工事というのは、多少その粗悪な工事をして手直しとか、竣工検査までにだめなら手直しというのがききますよね。ところが維持管理業務というのは、もうそこで変な運転管理だとかをやってしまっても、変な水を流すともう、下水道法だとか水質汚濁防止法で、松塩水道用水で問題になったように、要するに罰せられてしまうんです。それで一番問題になるということで。

それで一般論で言うと、長野県もかつては5年に1回の入札をしまして、あとの4年間とか2年間は随意契約したのです。他県もどこでもそうなのですが、それはなぜかという、普通は工事だと工事の内容さえ把握すればだれでもできるのですが、維持管理というのは、年度が切りかわれば、3月31日午前0時で作業員というのは全部引き上げて、それで焼却炉とか、そのすべての管理をしている、正式な名前は忘れましたが主任技術者とか、そういうレベルの方だけは1カ月、要するに引き継ぎ業務ということで、これ全部要件でうたっているわけなのですが。そうすると、頻繁に1年で変わるということは非常に大変なことで、特にその運転管理が適正にできないと、10年もつやつも、8年しかもたないとか、そこは前の矢澤課長も盛んに言ったわけです。

特にその流域下水道の場合は、普通の町村の、非常に運転管理が簡単なやつが今オキシデーションディッチ法、略してOD法と言っていますが、これがほとんど、県内の中小の公共下水道の処理場は占めているのですが、流域だとか市だとか、そういう規模の大きいところはほとんど標準活性汚泥法だとか、諏訪みたいだと高度処理までやっているものですから、非常に難易度が高いということで。これを、今言ったように3カ月だけ随意契約で延ばせといっても、そこに働く人はほとんど地元の採用なのです。上に立つ場長さんとか、それは県外の手先だとかよそから来ても、そういうことを考えると、通常3カ月なんていうことは普通あり得ないと思います。雇用を確保するのも。

○高見澤委員 同じことを田附証人、どうぞ。

○田附証人 基本的には、今、中野補佐の方から言われましたとおりでございます。さらにつけ加えますと、いずれにしても維持管理というものはやはり技術者だけそろえればすぐ何でもかんでもできるかというところではなくて、やはり標準法何なりのそういう実際の作業を経験する中から、やはり技術的なノウハウというのは身につけないと、実際のところは運転ができないわけです。それでもし何かあった場合には、何の対応もできなくなってしまう。

特に下水道というのは、どちらかという受け身なんですね。だから例えば下水道に流す水質もこれ以上、これだけの水質でなければいけないという一応基準があるのですが、それを超えて入ってくるとか、あるいは重金属が入ってくるとか、そういうようなことは、そんなに頻繁にあるわけではないのですけれども、やはりそういうことも当然あり得るのです。だからそういう場合にも、どういう、そうかといってでは入ってきたから、それを重金属が含んだものを排水で流していかかというところ、そういうあれにはなっておりません。そういう場合にどうするかということが非常に求められるわけでありまして。それはやはり実績のある、特に長野県の場合だと、県外企業はそれなりの対応なり何なりのノウハウは十分持っているわけでございますが。

やはりその辺を、特に県内企業が入るとなれば、その辺のいわゆる技術的なサポートをいかにするかということが非常に重要で、その辺をしないと、はっきり言って私も実際は経験の少ないところにやらせたくなかったということで、この間お話ししましたが、これはやはりみんなが同じだと思います。それで、それは県という立場だけでなく、それは当然市町村の下水道の担当の方も、なれないところでやれというのは嫌だということで、私がもう下水道課へ来る前に、もうかなりの市町村からの猛烈な反対と言いますか、反発があったということも聞いておりまして。それはやはり立場は全く同じだというふうに考えます。

○高見澤委員 要は、先ほど中野証人が前の下水道係長という立場のときの経験からしての証言をいただきました。3カ月では考えられないことだということでありました。田附証人も基本的にはそうであるというお答えをいたしました。そのことを私はお聞きしたのですが、もう一度その辺を確認いたしますが、いかがですか。

○田附証人 当然、当初は3カ月ということで指示がされたのですけれども。とても3カ月では無理だと。けれどもその中で、実際は半年でも無理だという考え方はありました。けれども、やはりとりあえず半年で一応お願いしてみて、もし受けられるものなら受けていただいて、半年後には入札をやり直したいという考え方を持っておりまして、それでお願いしたような経過がございます。

- 高見澤委員 先ほど来言っていますように、やはり3カ月では無理だ、6カ月では無理、これは1年でなければこの業務はやっていかれないと、継続性があるんだよということをおっしゃっているながら、なぜ6カ月という数字が出てくるのですか。最初の3カ月ですら本来おかしいはずなんです。それをなぜそのときに野崎主査に、これは1年でなければだめですよと、即、下水道のある程度の知識を持っていると認識をされている田附証人は言わなかったのですか。
- 田附証人 一番最初の指示が3カ月でございますので、それから一挙に1年というのは非常に、話をするにもしづらいうような雰囲気はあったというふうに私はとらえております。それで、とりあえず6カ月でということで、3カ月は無理だということは、これはもう土木部の中でも話が出ましたので、当面は6カ月でお願いしてみようというのが実態でございます。
- 高見澤委員 だから私は冒頭に、あなたの維持管理業務についての認識をお尋ねしたわけがあります。その認識がありながら、そういった6カ月でも無理の話を受け入れようとするのが私は不思議だなということなんです。これはだれかに気兼ねをしていたのか、あるいは6カ月、本当にやむを得ない譲歩案なのですか。いかがですか。
- 田附証人 その6カ月につきましては、一応土木部の中でも検討はいたしました、いわゆる当初が3カ月で来ているものですから、やはり6カ月ぐらいのあれで対応せざるを得ないかなという、暫定的なあれとしてやったというのが現状だと思います。
- 高見澤委員 ただいまの証言に私は納得できませんが次に進みます。田附証人は応札者の状況について、小市部長にあまり報告されていない。通常いつもそうであったのでしょうか。
- 田附証人 応札者と申しますと、当然入札の関係ですよ。これは25日の締め切りでありまして、何社申請があったかということは、25日か26日の朝一番では部長の方へ報告いたしました。それから、その後のいろいろな経過も2回ぐらいやりまして、それで27日には、先ほども言いましたが、野崎主査の方から入札を中止にした方がいいのではないかとことを言われまして、それもすぐ部長の方へ報告をさせていただきます。
- 高見澤委員 私の尋問の仕方が悪かったかと思いますが、応札者の状況について、先ほどの小市部長の証言からしても、あまり当時の下水道課長からは報告がなかったということがあったわけです。そういうことは、このときばかりではなくて、通常もそうであったのかという、私は尋問しているのですが。
- 田附証人 特に私の下水道課の業務を進めていく中で、特にやはり部長の方へ報告なり、承認なりをとる必要があるものについては、もうその都度早目にお話はしていたと記憶しております。
- 高見澤委員 とすれば、この応札者の状況等についても、もっともっと小市部長に、これは

大事なことでございますから、報告して指示を仰ぐというのが、上司の部長に対しての礼儀ではないかと思うのですが、いかがですか。

○田附証人 当然そのとおりでございまして。それで今の、特に入札の状況につきましては、情報が入り次第その都度部長の方へは報告をしておりました。

○高見澤委員 その辺のところも、先ほどの小市部長との証言の食い違いがありますが、これは後ほど委員の皆さん方に御判断いただきたいと思いますが、田附証人は、そういった土木部長にあまり相談されていないんですが、では経営戦略局には相談をされていたのですか。

○田附証人 特にその入札の関係でですね。入札の関係につきましては、今、24日に松野補佐の方へ話があったということで。そのあと、いわゆるメールなり電話が来たというものについて、内容がどんなふうになっているか、内容をお聞きしたということにはございます。それで、そんなことをしている中で、27日に入札の中止をした方がいいのではないかという話があった程度の連絡と言いますか、話に来ております。

○高見澤委員 松野証人は、そのときは田附課長がいなかったから、松野証人がそのときに受けたんですね、経営戦略局から。ということは、通常は課長が受けているはずなんですよ。それを今お尋ねしているのです。いかがですか。

○田附証人 当然そうございまして。私もどういう用で席をはずしたかはわかりませんが、あとで聞いておりましたし、それから松野補佐の方でも部長の方へもう話はしてあるということで、その件については特に私の方からは部長の方へは話はしてございません。それ以外のことについては、情報が入り次第、全部情報は部長の方へは伝えていたと記憶しております。

○高見澤委員 というのは、経営戦略局のどなたとそういう通常相談をしておられたのですか、報告をしたり、相談をしたのですか。

○田附証人 相談的なものは経営戦略局の方とは特にしていたという記憶はございませんが。今のその期間が短すぎるということで、電話なりメールが来たということについての照会はしておりましたが、結局は明解な回答が得られなかったわけでございます。

○高見澤委員 先ほどは羽生さんとはよく話をしているとかという、話したことはあると。入札の件など羽生さんとは話したことがあるという、その辺のところをもう少しはっきりしてください。

○田附証人 それではもうちょっと明確にお答えいたしますが。入札に関しましては、羽生さんとのやりとりはやった記憶はございません。それで、入札に関してすべては、野崎主査と私はやっておりました。それで羽生さんとのやりとりは、浄化槽の問題とか、下水道のあり方検討委員会の問題あるいは負担金の問題、そんなようなものをやっていたと記憶しており

ます。

○高見澤委員 では入札の件は野崎さん、そのほかの件については羽生さんということでしょう。しいわけですね。

それでは尋問を変えますけれども。先日の証言では、中止した理由に対して、田附証人は、平成16年度の下水道処理施設運転管理業務委託入札が中止になった理由として、先ほども言いましたから、できるだけ重複はしないようにしますけれども、流れの関係でお許しをいただきたいのですが。3月26日入札、4月1日業務開始では、技術者の確保が困難であるためだけであると、先日は何回もこのことについて証言をしておられました。そこで、県内に本店を移転した業者は疑義があっても欠格要件には該当していないという理由、これはどういうことなのでしょう。

○田附証人 先ほど木下委員さんからも、発言が、多少この間の私の説明が不足だったかなという気がしておりますが。入札の中止は、この間も説明いたしましたとおり、いわゆる落札日から業務開始の期間が短すぎたために技術者の確保が難しいということで中止をしたわけでございます。それで、3月8日の文書におきましては、理由の欄に、いわゆる県外企業が住所を変更したという旨のことで、県内企業についての疑義があるということで、今後の入札については、その辺の定義づけなり何なりをやはり検討する必要があるということでつけ加えてあるわけでございます。その文書の中で、その理由の欄へそういうものを書いたということは、非常に誤解を生む原因になったというふうに、今、反省をしているところでございます。

○高見澤委員 そのときの、技術者の確保が困難であるということを証言して、県内に本店を移転した業者は疑義があっても、それは公文書が間違っているという、だから問題ではないということを行ったのです。だから私は今、その欠格要件に該当していないという理由は何ですかというお尋ねをしているのですが、その辺はいかがですか。

○田附証人 ですから整理いたしますが。いわゆる今回住所を移されました企業につきましては、条件的には欠格的な内容はございません。ただ、3月8日付の文書を施行するにつきましては、土木部内でも話し合っただけなんですけれども、その文について検討したんですけれども。あくまでも公告後に住所を長野県内へ移して、それが県内企業だというのはちょっと不自然だと。私自身も不自然だというふうに感じておりました。ですから、あくまでもあそここの1行をつけ足したことは、県内企業についていわゆる疑義があるために、今後については検討をして、その辺の条項なり、例えば県内企業としての一つの条件をつけるとか、そういったことについて検討をする必要があるということで1行を書き加えたという、そういう内容でそういうものを書き加えたという記憶がございます。

- 高見澤委員 とすると、それは公文書として間違っているということではないわけでは
ないですか、いかがですか。
- 田附証人 特に公文書として間違っていると言いますか、内容的には問題ないと思うの
ですが、やはり一番、文書として適当でないということにつきましては、そういうようなものを、
その今の1行の項目を、理由の項目の一番最後につけ足したということがまずいということ
で私は理解しているし、この間もそういう説明をしたというふうに記憶をしております。
- 高見澤委員 適当でないと思ったのはいつ思ったのですか。
- 田附証人 これは木下委員さんから言われまして、気づいた次第でございます。
- 高見澤委員 問題を変えます。実際今の、県内に本店を移転した業者に疑義があると、これ
については欠格要件には該当しない、けれども疑義があると。実際のところ入札公告が遅く
なって、しかも県内に本店が条件となったわけです。入札公告を見て初めてそれがわかった
んですね。しかしこれは昨年までは、その要件と違ってきているわけなんです。だから業
者は、当然今までもその維持管理業務に下請として経験されている業者なのですよ、名前は
違ってはいますが。そうすると、企業としてもやはりこの長野県の中で私どもはやって
きたし、これからも仕事を続けていきたいとなれば、本当はお金をかけてそんな本店の登記
を移転したくないのだけれども、そうするという事は、企業としては当然やっても不思議
ではない行為だと思いますよ。その辺はいかがですか。
- 田附証人 確かに委員さんの言われるとおり、それは当然のことだし、当然移転してまで入
札に参加したかったと言いますか、希望があったということは、これは認めるところでござ
いますけれども。やはり県内企業というものの定義につきまして、非常にその公告のあとに
住所を県外から県内に移したということは、今までの下水道課も含めて取り組んできた姿勢
の中で、本当にそれが県内企業と言えるかということの疑問は、当然土木部の中にもありま
したし、私自身も思っておりました。
- 高見澤委員 実際にはその業者は県内の仕事をしていたのです。そういったところで、たま
たま本店が移転したというのは、それは入札の公告が遅れたからなのですよ。あらかじめも
っと早くお知らせをしてあれば、そんなことをしなくてもよかったですよ。もっと早くに
移転していたかもしれない。そうすると、そんな急にという話にはならなかったのですよ。
これは入札が何らかの形で遅れてきたのが要因なのです。その辺はいかがですか。
- 田附証人 今、その原因が入札の手続が遅れたということでございますけれども。先ほども
言いましたが、落札日が3月26日というのは、今言ったいろいろな制約が入ってくるので
すが。一番はやはり県の予算が承認されないと、結局入札ができなかったということのあれが
一番でありまして。その前の、県外企業を対象と言いますか、含めた対象の指名競争入札に

おいては、実際には大体同じ日付ぐらいで入札日は設定されていたと思います。

ですから、いわゆる土木部の中で、そういう技術者の確保は業務開始までに確保すればいいというふうに内容を変えたときに、それだけの、実際には期間がとれないんですけども、それからその辺の日程の無理というものがやはり来ていたというのが実態だと思います。

○高見澤委員 尋問を変えます。平成16年3月8日付の入札の取りやめについての通知、その中の理由に、5日間という短期間に、今もお話がありました技術者を確保しなければならず、比較的規模の小さい企業にあってはこの困難さから入札参加ができなかったのではないかという推測がされるというふうに記載されております。証人は、今までの証言や提出記録の中で記載されておりますけれども、比較的規模の小さい企業とは、これはだれを指すのですか。

○田附証人 これは県内企業と、今までは県外企業も対象にしてやってきたわけですが、どちらかと申しますと、そういう表現をしているのは、県外企業と比較して県内企業はと。県内企業でも規模がやはりある程度の規模のところもございましてけれども、全般的に比べた場合には、やはり県内企業は規模的には小さいという認識でございました。

○高見澤委員 ではこの推測されるという根拠、これはその当時、なぜ経営戦略局に聞かなかったのですか。

○田附証人 推測されるとは、3月8日付の文書の中ですね。推測されるというのは、期間が短すぎて、本来ならば入札、例えば期間が十分とれれば入札ができる業者が、たまたま期間が短すぎて入札を見合わせたと言いますか、そういうようなことがいわゆる懸念されるということのあれでございまして。それについては、2月24日の知事さんからの指示の中にも、そういう期間が短すぎるということで、苦情なりメールが来ているということでございまして。その辺の考え方については、経営戦略局も同じ考え方をしていただいたのではないかとこの考え方はしていたと思います。

○高見澤委員 次に移ります。3月2日付の、日本クリーンアセスの代表取締役の川瀬信夫さんから下水道公社小市理事長あてに、入札が中止に至った経緯についての質問書が、先ほど来の尋問にも出ているわけですね。そのときの一般競争入札参加資格申請書を出していた県内の一業者よりと、これはやっぱり5日間という今のお話の、その入札の延期をしてほしいという申し入れがあったと、それが理由でありましたと言っていますね。田附証人は、先ほどはこれ知らないと、先ほど証言されているんですよ。それでまた次には、今度は経営戦略局から聞いているとか言っていますが、どちらが本当なのですか。

○田附証人 ですから、期間が短すぎて云々につきましては、これは経営戦略局からも聞いておまして。当然2月24日の話の中でも当然出てきているわけです。ただ、たまたま1社か

何社かと、それが実際にどの業者かといった場合には、それは私の方では経営戦略局の野崎さんの方に聞いたんですけれども、具体的な名前なり企業数については答えていただかなかったということでございます。

○小林委員長 尋問の途中でありますが、7時40分まで休憩をいたします。

休憩時刻 午後6時58分

再開時刻 午後7時41分

○小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。

○高見澤委員 先ほどの続きですが、田附課長に確認したわけでありましてけれども、一業者の声ということ聞いたというわけでございますけれども、これはだれから聞いたのでしょうか、あるいは下水道課ではなかったのでしょうか。その辺のところを確認させていただきます。

○田附証人 その一業者というのは、いわゆる期間が短すぎてという苦情と言いますか、それですね。これは、先ほど言いましたが2月24日に野崎さんから松野補佐の方へ話がありまして、それを聞いたわけでございますが。そのあと私もその内容とか、業者等のあれにつきまして内容を知りたいと思ひまして、野崎さんの方へも照会したわけでありましてけれども、それに対する明確な回答はありませんでした。

○高見澤委員 松野証人は、先ほど、お答えしたかどうかわかりませんが、今の同じ尋問でございますが、松野証人はどういうふうにお考えですか。

○松野証人 2月24日に野崎さんから話があった内容は、知事の方へ電話やメールがいくつかの企業の方から来ているというふうに言われましたので、複数のいくつかの企業からそういったような要望があったというふう聞いております。

○高見澤委員 その話は中止をしてからですか、中止前の話ですか。

○松野証人 中止する前です。

○高見澤委員 入札手続フローでは、2月25日が配置技能者の組織表を提出する期限であったわけでありまして。それが24日にこの経営戦略局から入札中止の指示があったわけでありまして。その辺のところはおかしいとは思わなかったでしょうか、田附証人。

○田附証人 松野補佐からそういう話を聞きましたが、内容が、いずれにしても期間が短すぎるという苦情が来ているということでございまして。実際はそれによって中止も検討しなさいという指示でございますので、その辺の理由等からしますと、順序なり何なりからいきますと、特に不自然とは感じませんでした。

- 高見澤委員 田附証人は、このクリーンアセスの関係者が再度確認したところ、田附課長より経営戦略室、これは多分局の間違いでしょうが、メールで申し入れがあったとの説明を受けたとこういうようにそれも記載されているわけでありまして。そこで、そのメールで受けたと言っておりますが、メールは見たのでしょうか。
- 田附証人 私は、それは見ておりません。
- 高見澤委員 それではメールで申し出があったと伝えた職員はどなたですか。
- 田附証人 それは野崎さんからでありまして、それは松野補佐を通じて聞いたわけでございます。
- 高見澤委員 そのメールは野崎さんから聞いたということですが、中身について、中の内容についてはそのときお聞きしましたか。
- 田附証人 中身、内容まで細かいことにつきましては、特に話は聞いておりません。
- 高見澤委員 これは大事なところなのです。田附課長に再度確認したところ、田附課長より経営戦略局、さっき言ったように説明を受けた。このことはその質問書を提出した業者の役員が、先ほど田附証人も言った外国へ行っていた方なんです、社長でなくてその役員さんです。役員さんが戻ってきたときに、下水道公社で、公社の理事長室で、田中専務理事、田附証人、それと外国から帰ってきた業者の役員、それとそこの業者の営業マンの4人の中で話し合いをしたと。その中でその話が出たと言っているんです。全員が聞いているとのことなのです。いかがですか、田附さん。
- 田附証人 ちょうど海外へ行っておられて帰ってきて、なるべく早目にお話をする必要があるということで、向こうの方で公社の方へ見えて、そのときに私の方から話をした記憶がございます。
- 高見澤委員 それでは内容は知っているわけではないですか。
- 田附証人 内容と言いますと、その1社ということですか、1社からあったということの内容ということでしょうか。今言った苦情があったということにつきましては、もう経営戦略局の方からは、松野補佐を通して話を聞いておりまして。ただその1社かどうかということについては、私もはっきりとしたことがないんですけれども、記憶がないんですけれども。その内容について、先ほども言いましたが、経営戦略局の方へ内容を、どんな内容、苦情の内容だとかそういうようなことについて、もう少し詳細に聞きたいということで野崎さんの方へお聞きしたんですけれども、明確な回答はありませんでした。
- 高見澤委員 野崎さんはいずれ証人として来ていただくわけですが、また改めて野崎さんにはお聞きいたしますけれども、その辺については、あなたはお聞きしていないということでもよろしいんですか。今、そのメールの中身ですね。それでそのメールの中身というのは、入

札の延期をしてほしいという申し入れがあったことの原因なんです。これはそこまでもう書いてあるんですよ。いかがですか。

○田附証人 いずれにしても、そのメールのそれを私が直接見たという記憶はございません。

○小林委員長 田附証人に申し上げます。高見澤委員の尋問に対して、明解にはっきりとお答えください。委員の方で戸惑っておりますのでお願いいたします。

○高見澤委員 それでは、この問題については、いずれ野崎さんから改めてお尋ねをすることにいたします。

次は、証人は技術者確保が困難だと言っていたわけですが、他の業者にも当たって見たのですか、田附証人。

○田附証人 ほかの業者なり、そういうところに照会をしたという、あるいはこちらの方から聞いたということはございません。

○高見澤委員 なぜそういった苦情が来ているというところへ確認しなかったのですか、田附証人。

○田附証人 そのときは、一般競争入札でも既に公告された経過がある中で、特定の業者にそういったものを聞いて、場合によっては入札を中止するとか、しないとかということを決断すること自体がやはりまずいという、公平性と言いますか、そういうふうなことの配慮から、特に業者の方へ聞かなかったという考え方をしていたということは事実でございます。

○高見澤委員 さっきから1社ではないとか、たくさんだとか言って、今は特定業者と言っている。これはどちらが本当なのですか、田附証人。

○田附証人 その辺の、1社なり、あるいはその内容等につきましては、そのときは1社というふうにしたかどうか、私も記憶がはっきりしません。いずれにしても、そういう苦情があったということは申し上げた記憶がございます。それでその内容なり、それが本当に1社かどうかということについては、結局は経営戦略局の方へ内容なりそういうことを確認したのですけれども、いわゆる何社だとか、内容的にはどういう内容の苦情で、もうちょっと細かい苦情だとか、そういう苦情の内容と言いますか、そういうことについても一切説明はありませんでした。

○高見澤委員 それは1社と書いてあるから尋ねているのですが、それはまたいずれわかると思います。それでは、2月3日に下水道課長あてに、公社専務理事から管理業務の入札方法についての問い合わせが来ているんですね。その中で、事務手続上の検討ということで、配置技術者の確認だとか、申請提出時に総括責任者、副総括責任者の予定者の経歴を提出させてよいかという、やはりこれは疑問を持ってお尋ねしているんです。これに対して課長は、事務手続上の検討事項は協議内容で実施のことということで出さないという指示を出し

ているんです。これは田附課長として、技術者に対して公社が不安と思っているから、よろしいですよという、そういう形で指示をしたのでしょうか。

○田附証人 公社の方とそういう入札要件的なものは、しばらく前から検討が始まっていたことは事実であります。その公社の方との、そういう照会等につきましては、下水道課の中でも、課の中でもそれを検討して、そういうものについての回答等も、回答と言いますか、公社の方と検討する機会を持ってそういうような打ち合わせをしたというふうに記憶しております。

○高見澤委員 ちょっと言っている、証言の意味がわからないんですが。いずれにいたしましても、その一業者は技術者が間に合わなかった。だから県へメールや電話を送って入札の中止のお願いをしているわけなんです。そういうふうにつながってくるんです、これは大事なところなんです。だから田附証人に今それをお聞きしているんです。いかがですか、もう一度答えてください。

○田附証人 今の、2月3日付で公社の方から文書が下水道課あてに送られているということでしょうか。ちょっと私もその内容を十分把握していないんですが、もし差し支えなければ資料を見せていただければと思います。

○高見澤委員 委員長いかがでしょうか、これを見ていただいて。

○小林委員長 思い出されましたか。

○田附証人 これは公社の方から下水道課の方へ照会がありまして回答しているわけですがけれども、この内容につきまして、下水道課として中で検討して、このような回答をしたという記憶があります。

○高見澤委員 ではそれは、やはり技術者としての不安があったから、そういうふう配置表を、一覧表を出した方がいいよというふうにお答えしたわけですか。

○田附証人 その辺の理由までは、はっきりわかりませんが、やはりそういうような考え方で回答をしたのではないかというふうに思います。

○高見澤委員 その日にちは、入札の公告をする前の日にちなんです。その辺のところやはり不安があったからではないのですか。

○田附証人 多分その辺について公社の方も、今言った心配ということで、下水道課の方へもう一度照会をした方がいいということで多分やったと思います。それで、これについても下水道課の中で検討してこういうような回答をしたというふうに思います。

○高見澤委員 では結構です。小市部長は、下水道課の田附証人から、先ほどの経営戦略局の野崎主査から中止の指示があって、今回の入札で本社を移動した社も入っていることから、このまま入札を行うことは問題があり中止したい旨、打ち合わせがあったと。それで入札が

中止となっているわけでありまして。これは、2月27日に田附証人が小市部長にそういった形で言っているわけでありまして、これで入札が決定されるわけでありまして、これで間違いがあるかないか、イエスかノーかで結構です。

○田附証人 その辺の、内容的にはそういうような・・・

○小林委員長 イエスかノーかで。

○田附証人 ちょっと内容的にはそういうことで、一部言い方の強さと言いますか、それはちょっと違います。

○高見澤委員 ではどこが違うんですか。

○田附証人 私が言われたことは、知事さんの方から、期間が短すぎるという理由で入札の中止を検討するということと言われまして。そのようなことの原因をもって、入札は中止した方がいいのではないかと。さらにそういう、入札後に県内へ移したという企業があったということにつきましても、これはやはり県内企業としてふさわしくないのではないかと、そのような言われ方をしたように記憶しております。

○高見澤委員 それは私の言っている2月27日のことではないんですか。

○田附証人 はい、2月27日に言われた内容はそのような趣旨です。

○高見澤委員 これはどなたが偽証しているかわかりませんが、小市部長は、2月27日は本社を移転した社が入札に入っているということと言っているんです。2月24日は、その県内業者より期間が短く準備が困難な声があるということと言っているんです。それでよろしいんですか。

○小林委員長 よく整理をしてお答えください。

○田附証人 多分、部長の方へは私の方から報告をしたと思いますけれども。私が聞いて報告をしたわけですが、野崎さんから言われたことは、知事さんの方からも入札の中止について検討しなさいと言われていた。それで、そういうこともあるし、それから今言った1社は公告後に住所を変更していると、これもやはり県内企業としてふさわしくないのではないかと、入札を中止にした方がいいのではないかと、この言われ方をしたように記憶しております。

○高見澤委員 この今の証言は、先ほどの小市部長の証言と今の田附証人の証言はまるっきり反対なのです。どちらかが偽証をしているということだけをここで確認をさせていただいて次に移ります。

ということは、田附証人はいわゆる県外から県内に移転をした業者、はっきり先ほどもお名前は出しましたが、環境テクノサービスであります。この環境テクノサービスは、疑義はあっても欠格要件には該当しないとしながらも、小市部長に入札を中止すべきと進言した

わけであります。これは間違いございませんね、いかがですか。

○田附証人 特に、今の県外から県内へ移した企業がたまたまあったことについては、これは県内企業として果たしてふさわしいと言えるかどうかということの話はいたしましたけれども。特にそれが、いわゆる入札を中止する理由ではないというふうに私は考えていまして、そのようなことを部長の方へ伝えた記憶がございます。

○高見澤委員 いや、これ部長がそういうふうに言っているんですよね。問題があり中止したい旨、打ち合わせがあって入札の中止をしたと言っているんです。その辺のところをもう一度確認します。

○田附証人 入札について、私も野崎主査の方から言われまして、私も競争性の確保については、やはり問題があるということで入札を中止にした方がいいのではないかということの説明は、私の方からもいたしました、部長さんの方へ。ただし、県外から移したことについては、これはあくまでも入札、それを理由として入札を中止するのではなくて、いずれにしてもこういった企業があったことについては、これはやはり県内企業とは言えないのではないかという、そういうようなことについてはお話をいたしました。

○高見澤委員 ということは、いずれにしても疑義はあるものの、入札要件が整っていた業者を不当に締め出したことになるわけであります。これは競売等妨害の刑法第96条の3、「偽計又は威力を用いて、公の競売又は入札の公正を害すべき行為をした者」に該当すると私は考えます。それだけをお伝えをして、次に移ります。

私は、入札に参加した企業に、一業者にお伺いしてまいりました。入札公告を見て参加資格申請書を提出するまでの状況を尋ねてまいりました。その業者は、公告してから、技術者が2人不足していたために、新たに技術者を確保した上で申請をしたというふうに言っていました。中止によって、その技術者は解雇するわけにもいかずに現在も苦労しておりますとも言っていました。入札に参加しようとする企業は、通常、当然資格要件を満たした上で入札参加をしているわけであります。証人が証言しているように、5日間で技術者確保は困難だということにならないはずであります。証人は一業者の手助けをしたことになるのではないですか。その業者が知事後援会、もし幹部であったとするならば、一連の働き掛けに手を貸したことになりますが、状況から判断してお答えください。

○田附証人 私としますと、経営戦略局の方から期間が短すぎるということで苦情のメールなり電話が来ているということで、それでそれを知って、それで私も、実際は5日間で技術者の確保というのは難しいというふうに私も思いました。それで、その旨を部長の方へも進言いたしました、最終的には入札の中止ということで最終判断をいただいたわけでありますけれども。

その辺のある1社の、特定の1社については、今言った経営戦略局の野崎さんの方へ内容なり、企業等のあれを確認するためにお聞きしたのですけれども、結果的にはその辺の苦情の内容、それからまたどんな企業からあったということについては、一切答えがありませんでした。

○高見澤委員 企業というものはそんな甘くないのです。大変皆さん、まじめにやっている企業は、しっかりと技術者を集めて、整えた上でもって入札参加されているのが通常ですよ。それだけを伝えておきます。

それから参加資格要件に掲載されている、専門技術職員の人数を配置することとした配置技術者要件の件で、証人は、先日、技術者の配置は落札後契約までに表の人数をそろえればよいと証言されました。入札参加申請書にその周知をどのようにしたのかという尋問に対し、一般競争入札公告の文書の一部を変更したと証言しております。入札公告を読む限りでは、落札後に技術者を集めればよいという解釈はどのように読んでも出てきません。実際に入札参加を申請した業者に確認をしても、そのようなことは説明もないし、入札公告の中からは読み取れなかった。当然技術者は確保した上で、落札後すぐ契約し維持管理業務ができる体制をつくって入札参加をすることが当然であるとも言っておられました。どうしても聞き入れなければならない一業者の依頼のため、そのような指示を下水道公社にしたのではないのか。しかも記録提出を求めて提出された口頭電話記録用紙に掲載されている要件は、下水道課と下水道公社との暗黙の了解だけで、そのことを入札参加申請書に周知しなかったことは、官が一業者に特別に優遇したこととなって、これも公正な入札を妨害したことになるということになりますが、田附証人いかがですか。

○田附証人 最終的な公告は下水道公社の方でやっていただいているんですが、請負業者の選定委員会をやりまして、その中では、説明といたしましてはそういう方向で説明を私がいたしました。ただ、その公告の中身まで、その辺のことまで十分私もチェックはしておりませんでした。

高見澤委員 それは田附証人、あなたの証言、今までと食い違っていますが、もう一度よく考えてお答えください。

○田附証人 ちょっと私もあれですみませんが、選定委員会ではそういう説明は一応させていただいた記憶があるのですけれども。その入札の公告がそういう内容になっているかどうかの確認まで、私の方はしてありませんでした。

○高見澤委員 今の件は、田附証人、1月30日に公社の松沢さんから下水道課の中山当時の下水道係長に行っているんです。当然これは、課長も承知をした上で決裁されているはずですよ。人数を配置することは契約までに表の人数をそろえればよいのか、そのとおりと答えている

んです。いかがですか。

○田附証人 その多分一番の質問のあれは、1月30日付の維持管理業務にかかわる入札方式についてということの文書の中でのことだと思いますが。そこには配置技術者要件としまして、その に、次の専門技術職員の人数を配置することということになっておりまして。それまではそれだけの技術者数の人数が、いわゆる確保されている、表現がちょっとはつきりしませんけれども、技術職員の人数が確保されている業者ということの条件だったものを、いわゆる人数を配置すればいいという、これはあくまでも業務開始までにすればいいということのあれで変えたという記憶、そういうふうに表現を変えてありまして。その変えたということは、その業務開始までに技術者職員の人数を確保するというで表現を変えたという記憶しております。

○高見澤委員 大変苦しい証言をされていますけれども、いずれにいたしましても、技術者の配置は落札後契約までに表の人数をそろえればよいということは、今これと同じなんです、そっくり同じようなことを言っているんですね。ということは、一般競争入札公告の文書の一部を変更したと同じことなわけです。いかがですか。

○田附証人 変更したと申しますと、途中か何かで変更したということの意味合いですか。

○高見澤委員 これはあなた自身が、田附証人が、先日の委員からの尋問にあなたがお答えしているんです、証言しているんですよ。しっかりと答えてください。いいですか、自分が、技術者の配置は落札後契約までに表の人数をそろえればよいということを先日証言したと。これは、入札参加者すべてに、皆さんにこういう形で周知をしていけば、あらかじめ周知していれば、これは平等でいいのです、公平なのです。そうでなくて、周知をされないで、一業者にそれだけをお伝えしてあるとするならば、これは公平を欠くことにならないですか、いかがですか。

○田附証人 この1月30日付の文書も、これも土木部長も含めて土木部内で検討して、こういう内容にまとめたものでございますが。これについては、下水道公社の選定委員会にもこの資料を提出しまして、このことについて説明をいたしまして。それで、特にこの技術者の人数の確保については、これは特定の企業にだけ周知したということとはございません。

○高見澤委員 それではそのことを、周知をいつどのようにどこで、入札参加申請希望者に周知されたのですか。どうぞお答えください。

○田附証人 これは、手順から行きますと、県の方で入札要件につきまして検討した、これを1月30日の文書にまとめてあるわけですが。これに基づいて、下水道公社の請負人選定委員会にかけて、この県が考えた内容で承認をいただいて、それで公告の運びになったわけでありまして。それで、それについては、いわゆる人数を配置する、事業開始までにそれだけの技

術者を確保すればいいということの説明をしたという記憶もあるのですけれども。それについてはそういう、県といたしましてはそういう手順で、そういう業務開始までに技術者を確保すればいいということで説明してきて、入札の方の公告に入ったという手順でございます。

○高見澤委員 それは口頭だけでやったのですか、周知は。

○田附証人 それは、いわゆる選定委員会ですので、選定委員会の場でそのような説明をいたしました。それで、当然そこで入札要件等が承認と言いますか、決定されたものが入札の公告になるわけですけれども、その場でそういうように説明をしたと記憶しております。

○高見澤委員 選定委員会にどんなに説明しても、例えば選定委員会がそれを認めたとしても、少なからず入札の公告には書かれていなければおかしいではないですか。いかがですか。

○田附証人 その今の公社の方の入札公告の中身まで十分精査していなくて、その辺のことを確認していなかったことは事実でございます。

○高見澤委員 田附証人は先日の証言の中で、御自分の口から、自分がこの間持っていたメモの中でこういうふうに書いてあります、これは字句が変わりましたということ証言されております。それだけでもって、この今の技術者の配置は落札後契約までに表の人数をそろえればよいというのは、これでわかると言った。そのことは覚えていますか。

○田附証人 わかると言いますか、土木部の中での検討の中でそういうふうに変えたわけでありまして、それをそういう表現に変えたということでありまして。わかると言いますか、そういうことで表現を変えてあって、審査会の中ではその旨の説明をいたしました。

○高見澤委員 委員長に申し上げます。田附証人がただいままでずっと証言されていること、全く私の尋問に対して的確な証言をしておりません。委員長からきつくその辺のところを申しつけていただきたいと思います。

○小林委員長 私から一つ申し上げますが、高見澤委員の質問は、業者の皆さんにどんな方法でどう伝えたかということ尋問しているわけでありまして。もう一度明確にお答えください。

○田附証人 入札の要件につきましては、下水道課から業者の方へその内容を説明するということはしておりません。それで、あくまでも入札公告も、これは下水道公社が行う入札でございます。この再入札と言いますか、民間企業の方への入札も含めて下水道公社へ全部一括委託してございますので、この入札自体も、下水道公社の方で全部手続をしていただきまして、当然、この入札自体は下水道公社が行うものでございますので、業者に関しての、業者に対する周知なり何なりはもう下水道公社の方から行っているわけでありまして。

○高見澤委員 それは、田附証人は今また間違ったことを言っていますけれども。公社は確かに入札行為を執行する立場であります。従来からずっと証言をされてきておりますけれども、公社は下水道課、県からの指示に従って執行していますということなんですよ。ですか

ら、今の入札の公告についても、いろいろ私どもへも記録提出いただいてその中にみんな書いてあります。その中でも、こういう形で入札を行ってください、あなた方が入札公告を指示しているんです。知らないということはないでしょう、田附証人、どうですか。

○田附証人 下水道公社は、県に限らず市町村も含めて、いわゆる発注者側の考え方と言いますか、それを最重要視して入札を行っていくということはもう、公社の方は明確に言っているわけでありまして。当然この流域下水道は県が管理しているわけですので、県の意向を最重要と言いますか、最重視してそれに従ってやっているということで、当然これはことごとくでございまして。それで、その中で今言った県の方の意向としましてはこういう内容だということで文書にまとめて、それを下水道公社の方の請負選定委員会の方へかけて、公告という運びになったわけでありまして。

○高見澤委員 証言になっていないんです。ということは、いいですか、1月30日に下水道公社理事長あてに下水道課長名です、下水道課長です。平成16年度の流域下水道維持管理業務の入札方式について。このことについて、別紙のとおり流域下水道の維持管理にかかる入札参加要件を決定しましたので、これに基づき流域下水道各処理場の平成16年度入札手続を行ってくださいと、あなた自身がこういう文書を下水道公社に送っているんですよ。それでもまだそんなことを言っているんですか。田附証人どうですか。

○田附証人 下水道課の方からは、今言ったその1月30日に文書を送って、それで審査会にかけたということでありまして。審査会にかけたその内容で、公社の方は公告をしているわけでございますので。その辺のやりとりと言いますか、いわゆる1月30日付のこの文書も、これはあくまでも県の考え方はこうですよという意味での文書でございます。当然そうですね。それに、いわゆるこれに基づいて審査会で、実際はこの内容で承認をされたわけでありまして。

○高見澤委員 委員長にお諮りします。田附証人、先ほどから証言しておりますけれども、非常に的確に証言されておられません。実際に、証人が御自分で公社にこういう入札方式をとってくださいということで、その入札方式の中には参加資格要件、業者登録に関する要件から始まって配置技術者要件、判定基準、すべていろいろたくさんの、何ページかにわたる入札公告の原案を下水道課から公社の方へ提供しているんですよ。その中に、私が先ほど来から言っている、証人が御自分の口から証言された、技術者の配置は落札後契約までに表の人数をそろえればいいと言った証言の内容が書かれていないということ。だから、私はそれを先ほどから証人にお尋ねしているところなのです。いかがですか。

○小林委員長 高見澤委員の質問は、過去の証言に基づいて、下水道公社は下水道課の指示にすべて従っているという証言のもとに、また証言を繰り返しているわけです。そのことを踏まえて明確に説明をお願いします。あまり食い違いますと、偽証という言葉も出てまいりま

すので、心してお答えいただきたいと存じます。

○田附証人 2月3日付で下水道課から公社へ文書が出ているということですね。その2月3日付の文書が、今手元になくて、できたら確認をさせていただければと思います。

○高見澤委員 2月3日でも何でもいいんですよ。要は、下水道課が公社に入札のすべての行為について、こういった形で入札をしなさいという形を言っているんですよ。それはわかりますね。一つ一つ、ではお聞きしましょう。その行為は毎年やっていることなんですよ。田附証人の課長のときだけやっていないとか、やっているというそういう問題ではないんですよ、いかがでしょうか。

○田附証人 私も当然そのように心得ております。記憶していると言いますか。ただ、県のいわゆる入札要件については、1月30日付の文書が、これがいわゆる審査会でも一番のたたき台と言いますか、これに基づいて審査会で審査されたわけでありまして。それでこれも先ほど言いましたとおり、この中にはいわゆる人数を配置するということの表現になっているので、そこが今までのものは、これだけの技術職員の人数がもう確保されているというような内容の表現を、人数を配置するということで表現を変えたことが、これによっていわゆる業務開始までにそれだけの技術者を確保すればいいということの意味合いで表現を変えたということでございます。

○高見澤委員 もうこれはやめますけれども、少なくともきょうのこの委員会の委員の皆さん方は、私が田附証人に求めている内容は理解されていると思うんです。それで、一番大事なことは、入札公告をする内容はすべて下水道課が公社にこういう内容でやりなさいよという指示をしたにもかかわらず、田附証人が、先日の証言の中で、技術者の配置は落札後契約までに表の人数をそろえればよいという証言をした。けれどもその内容が、その入札公告の中に示されていない。ではその示されていないものを口頭で周知したのか、それもお答えがない。ということは、すべての入札参加された業者が、平等にそのような技術者の配置が落札後でいいのか、契約までにやればいいんだという、そういったことが周知されていなかった。これは公平、公正な、平等な入札行為とはならないということ、これだけを申し上げておきます。

それともう一つ大事なことは、通常この程度の入札行為は、担当部署で条件がかなっていれば入札を執行することになっているはずだと思うんですが、これ田附証人どうですか。

○田附証人 もう一度お願いいたします。

○高見澤委員 通常の入札行為ですね、入札行為。これは通常は担当部署でそれぞれ条件が整っていれば、入札行為は執行することになっているはずであります。どうですかという尋問です。

○田附証人 そのとおりでございます。

○高見澤委員 ということは、公社がこれを執行できなかった。これは下水道課から、これは入札してはならない、中止をしますよということは、なぜこれ執行できることがそういうふうになったのでしょうか。これは田附証人が、経営戦略局からそういった指示を得たから、そういう入札の中止の行為に入ったわけでありまして。本来この決裁は、知事まで行かなくてもいい入札行為なのです。いかがですか。

○田附証人 確かにこれは下水道公社が行った入札を中止したわけでありまして。これは公社の方からもはっきり言われていますけれども、これは中止というのはあくまでも県がそういう方針、中止という方針を決めたわけだから、当然それなりの中止した、理由を書いた文書をもらいたいということも言われましたし、それから業者への説明も、これは下水道課と言いますか、私が特に中心になって説明をいたしました。

○高見澤委員 いずれにいたしましても、私はこれで尋問を終わりますけれども、きょうの田附証人の証言は、今の入札行為一つ見ても、本来ならば下水道課が公社に指示をして、通常その公社の中で判断して入札行為が執行できるものを、下水道課でなく、土木部だけでなく、経営戦略局からの指示によって入札の中止の行為が行われた。先ほどの証言の中にもありましたが、経営戦略局からの指示は知事からの指示だということをおっしゃっていました。そういったことが行われたということは、やはりこの入札の中止になった一連の行為は、少なからず通常の中止ではなかったということ、私はここで改めて皆さんに判断の材料としていただき、尋問を終わります。

○石坂委員 証人の皆さん、遅くまでお疲れ様でございます。時間も押しておりますので、私は3人の証人の皆さんに、今、この委員会が問題にしております元知事後援会幹部の方、知事後援会幹部の働き掛けの問題に絞ってお尋ねをしたいと思います。

最初に松野証人にお尋ねいたします。先ほどの証言の中で、名刺交換をされ、初めてお会いになったときに名刺交換をされたらと、多分業者の肩書きの名刺であったという御証言でしたけれども。私のお聞きしたその証言で正しければ、これはほかの方にもお聞きしてきたことですが、当時というか、今もそうだと思いますけど。県はいわゆる利害関係者、業者との癒着を生まないために、名刺営業は禁止をしているという方針のもとで県の行政が動いていると思います。そういう時期に、そういう利害関係者の方と名刺交換をしてお会いすることは、本来あってはならないことと思いますが、その辺の受けとめはいかがでしょう。

○松野証人 委員さんがおっしゃられたように、当時、今現在もそうですが、名刺営業の禁止という形でありまして、そういう会議に出席したことは不適切だったというふうに、今、思います。また、こういう会議は設定すべきではないのではないかというふうに感じており

ます。

○石坂委員 それでは、記憶にある範囲で結構ですけど、松野証人が下水道課のお仕事をしている期間に、この元後援会幹部との接触は、先ほど御証言いただいたその名刺交換をした折以外に、どのような形でどのくらいあったのか。つまり、直接会うという形での懇談以外にもお電話、メール、手紙というのはあまりないかもしれないんですけど、そういう接触、いわゆる働き掛けが直接・間接的に松野証人に対して、元後援会幹部下水道業者の知事後援会幹部からどの程度の頻度であったのかということをお伺いしたいと思います。中身についてもお伺いしたいと思います。メールなのかお電話なのか、お会いしたのかということについてお伺いしたいと思います。

○松野証人 お会いしたのは4月17日1度だけでありまして。電話とかメールは、一切いただいておりません。

○石坂委員 そうしますと松野証人は、この知事後援会幹部から1度お会いになった以外に、今入札のこととか、県の下水道の管理運営業務の委託の事業をどうしていくのかということに関するこの方の働き掛けのことが問題になっているわけですが。松野証人自身が、今お話になった4月の日以外に、そういう事業に関し、直接的な、間接的な働き掛けをこの方から受けたことは、松野証人とのかかわりではそれ以外にはなかったというふうに確認させていただいてよろしいですか。

○松野証人 4月17日以外は一切ありません。

○石坂委員 それでは中野証人にお伺いいたします。同様のことをお尋ねしたいと思います。この知事後援会幹部と直接・間接的にお会いになったり、連絡を受けたり、働き掛けを受けた事実がありましたら、それはどのような中身でどのような頻度か、下水道課に在任期間中ということで結構ですが、お伺いしたいと思います。

○中野証人 元幹部と私は接触した機会は一切ございません。面識もないものですから、今お会いしたとしてもわからない状態です。ただ、いろいろ進める中で、上司が当然知事の意向だということで聞いているなということは承知しておりました。直接はないです。

○石坂委員 では直接・間接的に、中野証人自身への働き掛けはなかったということによろしいですか。

○中野証人 全くございません。

○石坂委員 そうしますと、ほかの角度からお伺いをしたいと思います。総務委員会でもお尋ねはしているんですけど、私が正確に把握していないということもありまして。中野証人が下水道課に勤務された期間、何年何月から何月までか、それから、確か年度途中の急な人事異動であったと承知しておりますけれども。その人事異動の理由、原因についておわかり

でしたら、証人の感触と言いますか、どういうふうに受けとめているかということについてお伺いしたいと思います。

○中野証人 在任期間は平成14年4月1日から平成15年10月16日まででございます。それで、もう一つの人事の件ですけれども、この前の総務委員会でも発言しましたんですが、マスコミ等だと、この公文書公開があつて、それで異動させられたのではないかと、それはこの前、委員長さんの前で訂正させてもらったのですが、これだけは、事実関係を申しますと、私の後任は、たまたま係長級に格下げになったものですから、通常2週間前の内示だったわけです。これが10月3日、私の後任はもう決まったのですが。それで某新聞社からの公開請求が10月6日だったんです。私のもう後任は、私はどこへ行くかはわからなかったですが、下水道課にはいられないということはもうそれ以前のことで。

それでこの前も、ここにいる竹内委員さんがメール等でいろいろ、マスコミ等で私もわかったんですが。それ以外の問題で異動させられたということは、まぎれもない事実であります。その一つは何かというと、今、特に私は守旧的だと言われたとかいって新聞等に載ったんですが、維持管理の関係が一番大きく原因しているのではないかと。それは、前の課長も言ったように、難しい処理場というのは、ある程度JVで経験を積んで、技術移転を図ってやらないと早急にやらせるのは無理ではないかという意見を、公社とやっている中でも結構私は申し上げたものですから、それが一つと。

これも間接的ですが、事件案の関係が2点ほどございまして、先ほども当時の田附課長が申し上げました、犀川安曇野流域に卵形浄化槽という施設があるんですが。これは4月に下水道事業団と仮協定を結びまして、6月県会にかけのべき知事のところへ決裁が行った中で、いろいろなかなか了解、理解いただけませんで。では9月まで延ばしたらどういうデメリットがあるかとそういうお話もする中で、9月議会にやらないと、もうどんどん現状が厳しくなるものですから、それも結構、私の意見を通し過ぎた原因があるんですけれども。その2点だと私は理解しております。

○石坂委員 ただいま何点が御証言いただいたんですが。確認できると思いますことは、中野証人の年度途中の急な人事異動の理由としては、総務委員会でももちろん参考人として御意見いただいたことですが、公文書公開のことではないと。違う理由であると思われると、違う理由である。その理由について、今2点お述べになりましたけれども。それを簡単にまとめて確認させていただきますと、県の下水道課にかかわる、中野証人が担当されていたお仕事にかかわる知事との意見の違いということによろしいでしょうか。

○中野証人 知事と直接お話する機会は、ございませんでした。今、維持管理のその発注、その要件ですか、これ一番問題になっているんですが。これは本当に平成14年の、田附課長の

前任者のときからずっと検討してまいったわけです。それでこういうように、最終的に入札、公告までしてから知事に決裁まで行ってだめだということ、非常にもう年度末の、年度末という年度が切りかえになりますよね。それにもう間に合わないと非常に支障を来すということで、逐次知事の意見を聞きながら進めるということをやったのはまぎれもない事実なんです。それが、知事がたまたま後援会幹部に相談しろと言われたから、それは、私、直接接触していないものですから、課長とか部長が接触しているものですからわからないのですが。一応組織の人間なものですから、課長がそういう方針でいくということならば、私どももそういう方針でみんな動いていたということです。

○石坂委員 ちょっとお尋ねの仕方が悪かったと思いますが。この間の何人かの証人の方の証言をお聞きしまして、はっきりしてきたこととして、なるべく下水道の維持管理業務の委託に当たっても、以前は100%県外の大手業者であったことを、できる限り県内業者の参入を実現できるようにしていこうと。その大きな目標や方向については、私たち自身も議会でお願いをしたこともあり、悪いことではないわけですが。ただしあまりにも技術力や県内業者の育成が伴わないために、現実が伴わないというかなりの無理があったと。そういう中での試行錯誤の中で、いろいろなあつれきや無理が生じたというふうに、私はこの間の何人かの証人の方のお話をお聞きして思っております。

そういう一連の流れの中で、ただいまの中野証人の、先ほどお尋ねしました年度途中の急な人事異動は、むしろそういう角度から中野証人が、実情に合わない無理な点が無理であると御意見を、指摘をされたと、意見を述べられたということが、当時の県の方針とでは、知事との直接の接触ということはないということですので、県の方針としっかりこなかったと言いますか、そういうことが原因と思われるということによろしいでしょうか。

○中野証人 ただ端的にそういう結論をするというのはなかなか難しいんですが。知事の方針がどうこうではなくて、現状はこういう問題があって、その最善の方法がありますよね。何でも県外業者が悪いで、県内業者がいいではなくて、やっぱりそのある程度の業者というのは、格付とかその技術力とか、言われますよね、配置技術者の確保だとか。そういうことを考えると、急激な変更というのは、非常に工事と違うというのは、先ほど申し上げましたように、そこだけは知事にも理解してもらいたいのは、私一番願ったわけです。工事と違うものですから。それは痛みを伴った急激な改革はいいかもしれないですが、やっぱり維持管理というのは、本当に処理場で勤務している、公社は県から受託していますよね。課長はよく、田附課長は言っていたのですが、公社が実際にリーダーシップをとって指導すればいいのではないかといっても、下水道公社に、運転管理が本当にできる技術者というのは皆無なんです。電気屋は発電のプラント等をやっているのですが、機械については全く長野県の機械担当の

技術者というのは、要するにプラントは全くやっていないのです。市町村だと、処理場なんかへ勤務している機械屋さんでも結構プラントをわかっている方がいるのですが。そういうことを考えて、私の性格もいろいろあると思うのですが、そういうことを私は主義主張をしたのが結果的になったのか、それはわかりません。ただ、私の想像だけなものですから、そういうことです。

○石坂委員 事実としておわかりになれば証言をお願いしたいと思いますが、その年度途中の急な人事異動に後援会元幹部の関与があったと思われませんか、いかがですか。

○中野証人 私、当時はそこまで知事が、私みたいな、常日ごろ課長とか部長というのは、知事が直接指名と言いますか、決めていたのはわかったのですが。その下の課長補佐とかそこまではあり得ないと私は思っていたのです。それは何かというと、同じ土木部の職員の中でも、課長や課長補佐あたりが自分の主義主張を課長に申し上げて、本当にその実務能力があるかどうかというのは、やっぱり知事は課長なり部長を見て、そういう評価をするのではないかと。私もそういうことを信じて、自分の正しいと思って仕事をしていただけでございます。

○石坂委員 いずれにしても真実は、証拠とかわからないというふうに、今の証言は一応受けとめさせていただきたいと思いますが、年度途中の急な人事異動だったということと、中野証人は、御自分のお仕事にいずれにしても誠意を尽くし、正しいと思うことを主張されて頑張ってきたという点では、総務委員会で参考人として御意見いただいたことですが、不本意な人事異動であったということは事実でしょうか。

○中野証人 そのとおりでございます。

○石坂委員 それでは田附証人にお伺いしたいと思います。前回の御証言の中で、15年9月県議会が終わったあと、元後援会幹部が田附当時課長のところへおいでになり、今後の問題について、小市当時土木部長と懇談を持たれ、その結果、技術支援の問題などを中心に下水道公社へも、田附当時課長が元後援会幹部とおいでになったということですが。

先ほどからもお伺いしておりますけど、県の方針として業者の名刺営業もお断りするという方針のもとでは、業者のいろいろな声を聞いて県政に生かしていくことは、それそのものは否定することでもありませんし、大事なことではあります。しかし、その利害関係者である業者の意見を特別扱いで聞くのみならず、その方を伴って公社まで御一緒に行って、かなり具体的なその技術支援の問題について話し合うということまでして差し上げるのは、かなり異常な特別扱いではないかと、お伺いしておりますが私は受けとめました、その辺についてはいかがでしょうか。

○田附証人 確かに10月、県議会が終わった前後ぐらいに、私のところへ最初電話がかかって

まいりまして。部長さんとも会って話をしたいということで、それで伝えておきまして。それで、たまたまあるとき知事後援会幹部が見えて、それはもう部長さんの方で会って、私が呼ばれたときにはもう部長室へ入っておりました。その中で9月県議会で陳情が採択されたり、それから一般質問もされる中で、そういう経過がある中で、ぜひ県内企業優先とした入札にしてほしいという話があって、そのときに、これは私がもう前から言っていたのですが、いわゆる県内企業は非常に技術的なノウハウが乏しいということで、いずれにしても下水道公社の技術的なサポートというのはもう欠かせないということは、私が前から主張して、そういう話を申し上げました。

それでその部長との話が終わったあとで、特に部長との話も、私が主に、知事後援会幹部に対する話に対して私が答えたわけですが、そのあと知事後援会幹部の方から公社へも行って話をしたいということで、私も一緒にということ言われて、私も同行いたしました。それで、公社の方へは技術支援についての一応話を再度して、公社の方へも技術支援に対する協力をお願いした次第でございます。

確かにこれは、業者を伴って公社まで、外郭団体でございますけれども、同行したということは非常にまずいことだと思いますけれども。私としては、ある面、断り切れなかったというのが現状でございます。

○石坂委員 利害関係者、いわゆる名刺営業禁止という県の方針のもとで、先ほどからもお話がありますように、公社は外郭と言いましても、ずっとお話があるように、下水道課、土木部の指示によって実質は動いていると。その下水道課の課長が、利害関係者である業者を伴って公社へ行くということは、公社はまた断れない立場にあるという、そういう関係を総合してみましても、いずれにしても利害関係者と部長室で懇談するのみならず、その方を伴って公社まで課長が出向くということは、非常に不適切と私も思います。今、不適切でありよいことではないとそういう御証言だったので、それは確認させていただきたいと思いますが、それを断れない事情があったと言いますのは、前回おいでいただきまして御証言いただきましたときに、例の4月23日、ホテル信濃路での田附証人の、当時歓迎会が催され、そこに元後援会幹部が同席するというので、出たくないと思ったけれども、出ないと不利益になる。不利益というのは人事権を持つ知事の人事権などで自分に影響が及ぶかもしれない、そういう気持ちも働き、断れなかったと。その元後援会幹部の同席の場所であることを知りながら出てしまった、出ざるを得なかったと、そういう御証言があったんですけど。それと同じと受けとめてよろしいでしょうか。

○田附証人 そのとおりでございますが。ただ、技術支援につきまして、公社へ行ってそういう技術支援についての依頼をしたということにつきましては、これはもうそのときは、既に

もう下水道課とすれば県内企業を優先とした入札にもうせざるを得ないもう状況に、ある面追い込まれていた、これはこの間お話ししたと思いますけれども。そういった中で、いずれにしても公社の方の技術支援というのは、やっぱりお願いしていかなければいけないということでの、同行してそういう公社の方へお願いしたということでございます。

○石坂委員 今の御証言の中に、証人自身のお考えとしても、公私混同と言いますか、問題がごっちゃになっている受けとめが、残念ながら御証言の中にあるというふうに、私は今もお聞きして思いましたけれども。確かに元後援会幹部に限らず、まだまだ業者数も少なく技術力も残念ながら成熟していないというように、この間の何人かの方の御証言で、私もわかりましたけれども。そういうことがある中で、当事者である業者のいろいろな御要望や意見を広く聞くこと自身は、別に否定することではないと思います。それは、下水道課長で当時あられた田附証人が、御自分がお聞きして、それは下水道課の中で検討されたりし、また下水道課の公社への指示や指導の中身として生かせばいいことであって、直接その方を伴って公社に行く必要は全くなかったのではないのでしょうか。その辺はいかがですか。

○田附証人 その辺につきましては、いずれにしても県内企業優先としたもう入札というものはもう動かすことができない状況にあったわけですけども。やはりそういう方と同行したということにつきましては、これは知事後援会幹部の方の要請と言いますか、それに基づいて私も同行したんですけども、これはもう不適切だったということは重々私も感じております。

○石坂委員 結局そういう一つ一つの混同やけじめのなさというのが、結局、先ほど中野証人にも御証言いただいたんですけど、いろいろな意味で、私ももちろん全く専門家ではないようなものですけども、むしろ県の技術職の職員、能力も持ち、知識も持ち、力も発揮できる方の力が本当の意味で生かされない結果に残念ながら、地元業者優先は、県民も含め私たちも願っていることではありますが、その中身が実情に伴わない無理なものになれば、結局改革とは逆行するというふうに、残念ながら思うんですね。

そういう点で、確かに人事権や大きな権限を持つ知事のもとで、断りづらい、なかなか言えないということはあったにしても、非常に本来進むべき方向からは、かなり残念な方向に結果として行ってしまったように思いますが。そういう点につきましては、田附証人の当時の、そういう意味では一番の責任のあった課長さんでありますので、短い期間ではあります課長さんをお務めになったという立場から、今振り返って結構ですけど、どんなお考えか伺いしたいと思います。

○田附証人 前にも申し上げましたが、私とすれば、はっきり申しまして、県内企業優先とした入札というのは、私個人の本当の考え方からいけばやりたくなかったんですよ。これはも

うお話したと思います。それで、けれどもやはり上の方なり、議会の陳情等も採択されている中で、もうやらざるを得なかったと。それで、本当にそういう、私も本当にそういう苦しい中で、非常にこの下水道公社の技術支援ということをお願いを、苦しい中から何とかこの問題は、いわゆる技術的なノウハウが県内企業はあまりないということで、この問題を何とかしてでも何かの形で補てんすると言いますか、それを補う、そういう問題を解決することを何か考えないといけないという中で、非常に苦しい中で私は、今言った公社の技術支援というものを私が言い出しまして、お願いをしてきたわけでありませう。

非常に、下水道課の中も、今言った補佐とか、それから各係長さんも御苦労されているわけでありませう。私としてもある程度そういう厳しいと言いますか、立場の中で私としてもできるだけのことをやったという、その中でやはりいろいろ考え方の違い等も生じたことも事実でございます。

○石坂委員 最後に1点だけ、田附証人にお伺いしたいと思いますが。田附証人は前任の矢澤課長から引き継ぎを受けられ、それからまた次の課長に引き継ぎをされるわけですが。次の下水道課長に引き継ぎをされるに当たり、その前年からずっと、知事の例の下水道公社の改革についての方針が出されて以後、非常に試行錯誤と御苦労が、田附証人ばかりではなく、下水道課や公社の関係職員の方に無理難題が実情に合わない中で提起をされ、大変御苦労されたということは、今の御証言からも非常にうかがい知ることができたわけですが。

そういう意味で、県内業者をできる限り優先するということは大事な目標ではあるけれども、現状においてはかなり無理があると。この無理はこれとこれとこういう中身であるということ、当然後任の課長に引き継ぐ中身として、私は重要な一つのポイントではないかと。本当の意味の改革を進めるためにもそれは大事なポイントではないかと思うわけですが。引き継ぎにおいて、その点を留意されたでしょうか。

○田附証人 特に私の今言った個人的な考え方において、県内企業というのはあまり入札、県内企業だけの流域下水道の維持管理というのはいろいろ問題があるということは、私のはっきり言って、ただ引継書の中にそういったものを記載するということは、私としては記載したい気持ちはありましたけれども、実際のところ記載はできませんでした。

ただ、特に一番引き継ぎで細かくやったのは、今のその入札が中止になりまして、それで期間だけは十分とってやっていただきたいという内容については、少しその辺についての細かい引き継ぎは、引継書の中にその辺を細かく詳細に記載した記憶があります。

○石坂委員 そうしますと、引継書にはいくつか詳細に記載した部分もあり、右往左往したり試行錯誤の下水道改革の問題については、一定の引き継ぎはされたけれども、文書で引き継ぐことを含めて、本当の正確な引き継ぎはできなかったということではないですか。

○田附証人 正確な引き継ぎとはどういうことかというのは、私もあれなんですけれども、いずれにしても、仕事上の課題とか、懸案事項とか、そういうものはもう全部文書にして引き継ぎをいたしました。ただし、ただ私の個人的な主観と言いますか、そういうようなことについては、はっきり申しまして、個人とすればこう思うんだけれどもということについては、はっきり申しまして、それは引継書の中に文面としてそういうものは書けませんでした。

○石坂委員 先ほどからも御証言がありますように、技術力を含め県内企業の育成が間に合っていない状況の中で、苦肉の策として技術支援と、公社の技術支援の力を強めるということとで何とかフォローできないかという田附証人自身が苦肉の策の提案をして、何とかそのフォローをしようと御苦労されたという御証言が先ほどありました。そのことも含めまして、かなり実情がその改革というものに伴わない実態があるということになれば、それは解決すべき課題ということになるのではないかと、改革をしていく上での解決しなければならない課題ということで、本来は引き継がれるべきではないかと、私は考えるんですけれども。

そういう中で、本音の引き継ぎと言いますか、解決すべき課題が文書で引継書に残すことも含めてできなかったということの中に、多少繰り返しになって恐縮ですけど、4月23日に心ならずも会いたくない元後援会幹部が同席の歓迎会に出ざるを得なかった。それから9月議会が終わったあと、その元後援会幹部と土木部長室で同席したのみならず、下水道公社にその幹部を伴って行かざるを得なかった。そのせざるを得なかったものと同じものがあり、引継書に本当の思いや正確な記述、課題というのを明記できなかったということはないのでしょうか。その辺はいかがですか。

○田附証人 証言を変えますけれども、いずれにしても、下水道課長としてやはり今までのそういう業務の中で、やらなければいけない業務、それからまた解決しなければならない懸案事項というものは、これは個人的な主観でやりたいとか、やりたくないにかかわらず、これはもうやらなければいけないわけで、これは当然引継書の中にはもう明文化いたしました。

それからもう一つは、その下水道公社の技術支援ということでございますが、これは確かに私が言い出したこととございますけれども、これはある面、そんなに私が無理やりと言いますか、本当に筋の通らないことをお願いしたという感じはないんです。と申しますのは、下水道公社には、流域下水道の維持管理を一括してすべて委託しているわけです。それで、そこからさらに民間の業者に実際の運転業務を再委託しているわけです。ですから当然一般の土木工事で言いますと、いわゆる元請で受けたところがある会社を下請に出したと。そうすると当然その下請がきちんと仕事をしているかどうかの監督責任なり、管理監督責任というものは、当然これは元請があるわけで、そういう面からすれば、下水道公社とすれば、やはりそれは再委託している以上は、例えばもし県の意向で県内企業優先としてくれというふ

うになった場合に、技術的なノウハウがあまり十分でない、乏しい業者が参入、委託したとすれば、当然その業者がきちんと業務を実行しているかどうか、これはやはり管理監督しなければいけないというのは、決して筋の通らない話ではないと思っております。それで、私とすれば、いずれにしても公社がそれだけのことをやるということは大変なことでございます。けれども、やはり私とすればそういうことをお願いしても、決して筋の通らないお願いではなかったという認識ではおりました。

○石坂委員 証人のお考えはわかりました。そこから先はもう見解の違いになりますので、この委員会としては、お尋ねはとどめたいと思いますが、ありがとうございました。

○小林委員長 ここで委員長としての議事整理上のお諮りを申し上げたいと存じます。

中野証人の帰宅の交通事情がございまして、9時30分にここをお出になれば間に合うという状況であります。それを見逃しますと23時、ほとんど遅くなってしまうものですから、ここで中野証人に関する尋問がありましたら、手短にお願ひしたいと思いますが、無理でしょうか。残っているところは、あおぞら、県民協働ネット、県民クラブ・公明。無理でしたらここで休憩を入れます。時間的にもう、それが最終なんです。4人ですね、ちょっと無理ですね。無理ですね。中野証人には恐れ入りますが、もうしばらく申しわけありませんが、本当に申しわけありません。

それではお疲れでございましょうが、ここで10分間休憩をいたします。

休憩時刻 午後9時7分

再開時刻 午後9時24分

○小林委員長 休憩前に引き続き、尋問を再開いたします。

○宮澤(宗)委員 大変お疲れのところでございますが、それぞれ3人の証人にお聞きをしたいと思っております。少しさかのぼりますが、平成15年8月を中心にされて、下水道公社の見直しについて、土木部ではヒアリングをされております。小市部長や牛越監理課長、田附下水道課長、西澤専門幹、松野課長補佐、中野流域下水道係長、矢島管理係長、西澤企画員、公社の田中専務理事、白鳥総務部長、小野田技術部長、松沢管理係長等が出席をして、この見直しのヒアリングをされておりますが、これらの中で出された意見と言いますか、方向と言いますか、そんなことを記憶にある範囲でそれぞれの証人にお聞きをしたいと思っております。

○田附証人 8月のいわゆるこのあれですか、事業見直しの報告ということによろしいでしょうか。

○宮澤(宗)委員 19日ころ。

○田附証人 これは下水道公社の事業見直しの報告書、これは知事の方からそういう指示がありまして、下水道公社の事業見直しについて検討委員会を設けまして、検討をしまいいりまして、それが8月5日付で報告書にまとめてございます。この内容について、8月中だと思いましたが、知事の方へ報告をしてございます。そのときに当然私も同席をいたしました。

それで内容につきましては、知事の方からありました技術支援、いわゆる技術に関しての一体その責任はどこにあるのかということで、これは内容的には技術については公社が負うべきであるという内容になっております。それからあと技術支援料につきましても、これも10%値下げして、もう既にこのときはもう10%値下げしてあったんですけども、それを継続するというところでございます。それから、市町村等への技術支援のあり方、これは責任を持ってやるということでございますが、あと適切な入札方法ですね。これについて市町村の意見を聞いて、公社が入札を実際していくということでございます。それから維持管理業者の意見等もいろいろそこにまとめてあります。大体内容的にはこういうことでありまして、このほかに、特にこの検討に使いました資料をこの後ろへ添付して、それも含めて知事の方へ報告をいたしました。

○松野証人 今、田附証人が言われたような内容だったと記憶しております。下水道公社の改革というようなことで、15年4月から8月にかけて下水道公社の業務見直し検討委員会というものが設置されていまして、私もその幹事になっておりましたので、何回かその幹事会には出席して、コスト縮減とか、支援料のあり方、それから適正な入札方法の関係について検討した記憶がございます。

○中野証人 この一番の最初のスタートは、平成14年12月25日のあの公社の改革からずっとスタートしたんですが。それで、知事が言ったのは、県内業者になるべくシフトして雇用の機会を多く与えるということで、規模の小さい公共下水道をずっと主に検討してきたわけです。それは結果的に市町村の理解が得られないということで、知事の方から、矢澤課長の在任期間にだめで、8月まで5カ月ですか、猶予期間をいただいて、それで8月までに市町村の意見を聞いたり、メンテ業者の意見を聞いた中でまとめるという方向で、今、課長とか、松野補佐が言いましたように、公社の事務事業の見直し検討委員会のその幹事会、幹事会というのは要するに下水道課の職員、役付以上なんですが。それと下水道公社の係長以上ですか、それとあと各流域の担当をしています建設事務所の流域下水道課長が幹事になりまして、これが構成メンバーでずっと検討していたんです。それで、その上に委員会を設置しまして、これは公共下水道の大きいような市町村の課長さん、小諸市の下水道課長さんとか、伊那市の課長さんとか、木曽福島町の下水道の課長さんとか、そういうメンバーで検討したんですが。

それで、具体的に一番、そのときは確か知事の方から改革があったのは、下水道公社の職員の人員削減とかいろいろあったのですが、一番大きなネックになったのは、どうやれば市町村の理解を得て、市町村の公共下水道に県外大手がとっているところがあるんですが、そこへ県内の中小のメンテの維持管理の業者がとれる方法はどんな方法かということで検討を始めたわけなんです。

それで結果的にいうと、市町村の理解が得られなくて、大きいところは分けなさい。では小さいところといっても、そういう理解が得られない中で、急遽、それなものですから方向が変わってきて、それなら流域下水道のまず維持管理はと。それでうまくスムーズにいけば町村も県の方針に従うということで、ものすごく、当時は公共下水道の公社が維持管理委託している処理場の、要するに入札方式から流域に変わってしまったわけです、大きくあるのは、これが大きな違いなのですが。それでこの見直しというのは、課長がいろいろ申し上げていたのですが、一番のそれは要するに入札方式。では流域でやれば一体どういう方法がいいかという、これに大分時間を費やして検討してきたと思うのです。

それでさっき宮澤委員さんの言った8月、私も予定表なんかを見ますと、8月5日に検討委員会が最終的なものが開かれまして、それで19日に、部長レクをやったのが19日です。それで、私どもが出席したというのは、多分それは部長レクのときの議事録か何かだと思うのですが。それで8月22日に、これは多分私は同席していないと思うのですが、知事レクが、多分課長、公社の専務理事と部長が行ってやられたと思うのですが、そんな状況でございます。

○宮澤（宗）委員 それらの会議で中野証人は、みずからの意見、何か積極的に発言されたというようなことはございますか。

○中野証人 それで、委員会のときは、私は委員のメンバーではございませんので、流域の場合は課長と技術専門幹だったですか、ちょっと定かではないのですが。多分それもそちらへ行っていると思うのですが。私、幹事にはなったものですから、幹事の中でではどういう方法があるかというのは、当時公社の方も今の生活排水対策室長ですか、松沢さんも当時下水道公社の係長さんで、考え方は非常に私と同じような考え方を持っていたわけです。流域といっても、やっぱり急激なものをやっても大変なものですから、配置技術者にしても、ある程度ハードルを高くして、そこに従事する作業員クラスの人はどうでもいいのですが、やっぱり上へ立つ総括とか、副総括とか、あと専門技術者はある一定の資格を有さなければいけないし、実際的には下水道の処理場というのはいろいろな法的な規制がございますので、ただの採用した人間ができるというわけにはいかないわけです。補助でやるのはいいのですが、やっぱりその所定の技術者というのは法的にもう定められていますから。そんなことで、い

ろいろな意見を言ったのはございます。

○宮澤（宗）委員 それからずっと日が過ぎて、9月12日ですが、これは、中野証人は御存知ないと思いますけれども、先ほど石坂委員の質問では、大変みずからの今までの経験というか、そういうものを生かされてまじめに仕事をやられていたわけですし、突然のこの異動に対しても、知事後援会幹部は介入をしていなかったのではないかと思っていたという証言でございましたが。

9月12日には、知事後援会幹部から知事にあてたメールがありまして、昨夜知事が下水道課に大きな雷を落としたことを聞きましたと。中野補佐は、大変失礼ですがこれは向こうからのメールの内容でございますので。保守的で基本的にOSがウィンドウズ95以前でどうしようもないのですが、限界が見えてきてしまっていて、経営戦略局の羽生氏も口にごそ出しません、田附課長を見限っている感じです。利口な人ですから、口に出さないでしょうが、土木部長も苦勞していることと思います云々というような、大人特捜部へ転送されたメールがあるわけです。

こういう一連のものから推察をしますと、中野証人の、10月16日まで勤務をして突然下水道課の中心的な役割を果たした皆さんが異動をさせられているということに結びついていくように感じざるを得ないのですが、どのように受けとめられますか。

○中野証人 いや、さっき石坂委員さんにもちょっと言うのを忘れてしまったのですが、12日の件は、確か信濃毎日新聞にも載っておりましたので私も確認しております。雷を落としたのは今でも忘れもしないですが、平成15年9月11日なんです。これはなぜかというと、卵形浄化槽の、先ほども申し上げましたように知事決裁がいただけないものですから、当時も、経営戦略局の政策チームリーダーですか、大月リーダーとか、あと羽生当時の主査と初めいろいろあったのは、大月さんの方から私にも指示があったのですが。まず知事の説得をするには、その側近の羽生主査とあり方委員会のコンサルの上田さんですか、この2人を説得しないとまず知事の理解は無理ではないかと、こういう話を事前から得ておりました。それで、何回も回を重ねる中で羽生さんと上田さんには理解をいただいて。

それで当時も、今、雷が落ちたと言ったのですが、それが9月11日だったのですが、それ以前にも浄化槽の知事レクは9月3日にやっているのです。そのときには課長が説明して、結果的に説得できなくて、課長ではだめだという話になりまして、では部長にお願いしろということで、11日は土木部長からお願いいただいたのです。土木部長以下ここにいる3名、あと西澤技術専門幹、あと入札制度が絡むものですから、私から直接言うより客観的な立場で言った方がいいのではないかと。当時土木部の監理課技術管理室の主任専門指導員の山浦直人さん、今の道路維持課長ですか、この人が入札制度のやつを全面的にやっていたもので

すから、そういう立場から意見を持っていった方がいいのではないかというようなことがあります。やったのは11日の夜だったんです。

その結果を受けて、結果的には羽生さん、知事は部長の方から結構入念に説明されて、それで羽生さんどう思う、上田さんどう思うという御発言があったわけです。それで、いろいろ聞く中で非常にこれは必要な施設ではないかと。それで大月さんにすれば、では知事ここで決裁と、起案文を出したのですが、当然私もそこで決裁をもらえてやれやれとなるかなと思ったら、知事がそこで課長に向かって、今でも忘れられないのですが、田附課長、何であなたは考え方が変わったのですかと。この話でまたすべてもとへ逆戻りで、それで私の顔の方を向いている雷が落ちてしまったわけです。

そんな状況なものですから、次の日にそういうメールが届いても当然ではないかと、あまり不自然には思いませんでした。

○宮澤（宗）委員 田附課長は、知事後援会幹部とメールのやりとりをしたことはございますか。

○田附証人 特にしたという記憶は、特にございません。

○宮澤（宗）委員 ないということですが、9月18日には、この17日付で田附課長が犀川安曇野流域下水道の浄化槽についてとして、国土交通省への補助金変更手続が必要なため、9月末までには浄化槽について御決裁をお願いいたしますというメールを、知事後援会幹部に転送して意見を求めておりませんか。

○田附証人 あれなんです、ちょっと見せていただけますか。

○宮澤（宗）委員 先ほどはメールのやりとりは覚えがないとこういう話でしたよね。これは間違いございませんか。

○小林委員長 正確な記憶に基づいてお答えください。

○田附証人 その辺がちょっとすみません、記憶があれなんですけれども。もしできましたらメールを見せていただければと思うんですけれども。

○小林委員長 宮澤委員、いいですか。

○宮澤（宗）委員 いいです、それはまた後ほどにさせていただいて。それは証言として受けとめさせていただきたいと思います。

○小林委員長 その前にもう一度だけ私の方から。田附証人、それを見ない限りは、今のような答えで変わりありませんか。念を押して聞いておきます。メールを打ったことはありませんという証言があったわけですが、それで間違いありませんか。記録はそういうふうに残りますので。念のためもう一回だけ、田附証人。

○田附証人 ちょっとその辺の記憶がはっきりしないので、もしできましたらメールを見せて

いただければと思うんですけども。

○宮澤（宗）委員 これはそうすると、私の方の聞き方に間違いがあるかもしれませんので、私の方で精査をさせていただきたいと思います。

続いて、中野証人にお伺いをいたしますが。10月8日でございますが、下水道課の中野氏や臼田氏が、この情報公開請求について、田附課長が不存在としていた意向を聞いて、課内に回覧をされたということですが。その辺の状況について、おわかりの点をお聞かせいただきたいと思います。

○中野証人 先ほども申し上げましたように、まず情報公開請求のあの請求書ですか、それを見まして、後援会元幹部の働き掛けの文書はすべて出せということで、それで議論になったわけでございますが。それで、当時、確か課長の前に役付以上が集まりましてやったと記憶しているのですが。その中で、当然私は、もうそういう文書は記憶の中にございますので、当然これはもう公文書ではないかとそういう発言はしました。それであとで、組織的に何かメモだとか言っても、私的なメモを半年もとっておくということは普通はございませんよね。それを私、もう普通直感的に思うし、明らかに中の内容を見ますと、仕事そのものことなんですよ。働き掛けが多少あった・ないは別にしても、やっぱり前の課長等が話しているかと思うのですが、知事の考え方イコール後援会の幹部、そういう考え方で前課長も従わざるを得なかったかは別にしまして、動いてきたのはまぎれもない事実なものですから、当然これは公文書で出すべきではないかという議論になったんでございます。そこへたまたま、今、名前の拳がりました臼田主査とか、あれが私の方へ多少応援してくれたと言いますか、そういう状況で、多少過激な表現があったかもしれませんが、メールで送った文面のとおり私が申し上げたわけではなくて、実際はもっと、30分くらいですか、いろいろな議論があったわけですね。それを端的に要約して送られただけのことだと思うのですが。

○宮澤（宗）委員 田附証人は、中野氏との何かやりとりはございましたか。そしてこの処理の仕方について、今はどのように思っておりますか。

○田附証人 中野さんとのやりとりですか。一応、私は私的なメモだということで主張はいたしました。それで、それに対して補佐は、それはおかしいということをおっしゃった記憶があります。

○宮澤（宗）委員 仕事上のことで、しかもいろいろのこの改革等のことを書いたものは私的なメモではない、そして数カ月もとっておくことはいかなるものかという中野証人の発言に対して、田附証人は現在どのように感じておられますか。

○田附証人 私は技術屋でありまして、公文書の定義と言いますか、その辺については、はっきり申しまして、正しく認識をしていなかったということは事実でありまして。それまでも

いわゆる個人的なメモだということで認識しておりました。

それで、特に公文書というものは一般的には、いわゆる職印をつきますとか、課の中を回覧するとか、そういったものは完全な公文書だという認識で、それ以外のものにつきましては、私的なメモだという認識でございましたが。やはりそのあと、課の中でいろいろそういうおかしいというような意見の中で、私も、いやこれはちょっと、私の公文書に対する認識が誤っていたかなという気がして、それでいろいろ聞いている中で、やはりそれは公文書だというふうに今は認識が変わっております。

○宮澤（宗）委員 今、認識は公文書だということに変わっているということでございますが。その当時、この記録文書の破棄あるいは公開しない、いろいろの考え方、意見等は、知事とは連絡をとり合いましたか。

○田附証人 この間に出ているメールがありますけれども。あれについては、いわゆる上の方へ訴えるというようなことがありまして、それで突然そういうメールが行けば、非常に知事さんの方も困惑するだろうというようなことで、それについては一応そういうお知らせをしておいた方がいいということでメールは打ちました。

○宮澤（宗）委員 知事にメールを打ったということですね。

○田附証人 はい、そういうことでございます。

○宮澤（宗）委員 知事からの返事は何かありましたか、あるいは経営戦略局等からございましたか。

○田附証人 知事さんからのメールの返事というのはありません。それで、メールを打ったのが10月9日でありまして、それでもうその日の午前中ぐらいに経営戦略局の岡部さんから私の方へ電話が来まして、それで私が岡部さんの方へ行っただけであります。

○宮澤（宗）委員 どのような岡部氏からの連絡内容でしたか。

○田附証人 内容的には、公文書公開請求のことについてということでありました。

○宮澤（宗）委員 一連の流れから、今まで入札制度等とのかかわりも含めて、経営戦略局の命令あるいは指示、そういったものは知事が出しているところのように受けとめられましたか。

○田附証人 すべて知事さんからの方の指示という感覚はありませんでしたが、私が来る前にも、下水道課に対してのあれは何ですか、何か質問、メールによる一般の県民の方からの質問に対して、下水道課が回答したのですけれども。それはちょっと私が聞いた話ですが、回答の内容が質問に対する答えになっていないというようなことで、それも何か経営戦略局の方から注意を受けて、返事の、下水道課から回答したのですけれども、その回答の内容を変更したということを知っております。いずれにしても経営戦略局は、何か問題と言いますか、何かあればいろいろ間に入って、担当課と言いますか、そちらの方へいろいろ連絡をと

ったりというようなことは、その程度の認識はありました。

○宮澤（宗）委員 田附証人は、10月9日に知事にメールを送られたと。その答えが知事から直接なくて、岡部氏を通じて田附証人に話があったということは、本来岡部氏はそのことを知らないはずであるわけです。ところがその答えを田附氏に伝えたということは、そこに知事の意味が働かなければ岡部氏は田附氏に話ができないということになりませんか。

○田附証人 その辺の意味が、直接岡部さんの方へ知事さんの方の意味が伝わったかどうかということについては、私は岡部さんからそういう話は全然聞いておりませんし、直接伝わったという、私の感じと言いますか、とらえ方もそういう感じには感じられませんでした。

○宮澤（宗）委員 もう一回田附証人にお聞きをしますが、岡部氏からはどのような報告と言いますか、連絡があったわけですか。

○田附証人 一番最初の電話は、公文書公開請求についてということで電話がありました。それで私が、個人のファイルにあった打ち合わせメモを持っていったことは事実であります。そのあと行ったときに、これはいわゆる公文書ではなくて個人的なメモではないかということで、大分言われました。

○宮澤（宗）委員 時間がございませんので、次にちょっと進めさせていただきますが。入札制度について、田附証人は、この技術的にも経験年数的にもしっかりした業者でないと大変なことになるやに思っていたと。ただし、県内業者にということであるので、県内業者の入札条件と言いますか、緩和をしながら公告をして、そして資格審査をクリアした。クリアしたにもかかわらず入札を中止したとこういう一連の流れがありますけれども。

平成16年度はこの地域要件を県内業者のみの参加に限定した上に、どんな小さい処理場でもよいかから総括責任者または副総括責任者を2年以上経験した者であれば、標準活性汚泥法の運転経験がほとんどなくても、勤務実績さえあれば総括責任者になると、こういった非常にこの甘いというか、今までと違った低い条件を設定されておりますけれども。これにはやはり高度な技術、そして豊かな経験が必要と言いながら、大変この条件設定は甘いのではないかなというように思いますが、どうですか。

○田附証人 この辺につきましても、県内企業、多くの県内企業の方に入札に参加していただくというような方向での検討を、これは土木部で部長も含めて検討したんですけれども。そういう内容に設定したという記憶があります。

○宮澤（宗）委員 時間があまりございません。そうするとこの技術や経験年数が非常に乏しいところへ設定をして、万一事故等が発生した場合は、一体どこがその責任を負うのですか。

○田附証人 責任の所在となると、当然これは、もし事故が起きれば当然その企業、いわゆる業者の従業員ということになりますと、それはやはり最後はその企業が負うという形になる

のが当然、普通通常だと思えますけれども。やはりそういうようなことのないように考えなければいけないという感じは思っておりました。それで、やはりその辺につきましても、例えばもし県内企業というのは規模も小さいものですから、もし事故を起こして、特に流域の設備というものはかなり大がかりな、例えばポンプといっても人間の背丈よりまだ大きいようなポンプもありまして、そういうようなものも当然これ整備をしなければいけないわけですが、もしそれが、自動でみんな全部動くんですけれども、その辺のやり方が悪いと、もう大けがをしたり、場合によってはもう命を落とすようなことも十分可能性とすればあるわけです。

ですから、そういうようなことにもしなった場合には、例えば途中で委託、例えば県内企業が委託して受けていて、たまたまその従業員が大けがをしたり、下手をすると命を落とすような大けがになれば、途中で委託業務を中断してしまうと、途中でやめてしまうというようなことになっても、非常にまたそれも困ると。そういうような意識もあって、やはり下水道公社による技術サポート、そういうものはやっぱり必要だというふうに考えておりまして、そういうことも含めてお願いしてきたつもりでございます。

○宮澤（宗）委員 いずれにしても、この16年度の運転管理委託業務、非常に矛盾があるわけですね。もう既に公告の時点で、この日数の問題とか、技術者確保の問題とか、そういうのはわかっているわけです。わかっている、その資格審査をクリアしたにもかかわらず、しかも入札条件を緩和して、大きく緩和をしながら、この公告をして業者が応募しているんですよ。この日数がないとか、技術者確保の準備日数が足りないとかというのは正当な理由にはなりませんね、これはなりません。その辺をどのようにお考えか。

それから結果的には、この16年度の働き掛けによる県内業者のみの参加は、改革があまりにも性急すぎた、そのために成功しなかったと。こういうことだと思いますけれども、どのようにお考えですか。

○田附証人 いずれにしても入札のこの要件なり、いろいろそのほかの日程的な設定につきましては、やはり県としましても、大きな不備があったという認識は持っております。それと、そのあとの質問はちょっともう一度、すみませんが。

○宮澤（宗）委員 いずれにしても、入札条件を大きく緩和をしてやったにもかかわらず、最終的には随意契約をせざるを得なかったということは、この県内業者のみの参加は、16年度性急すぎたのではないかと。ということは、17年度にまたもとへ戻しているの、整合性がとれないわけです。

○田附証人 16年度の県内企業優先とした入札に至る、中止にはなったんですけれども、その経過の中で、今までの経過から見ると、もう15年度から県内企業に対するというものももと

もと計画があったようで、実際は下請という形で入ったというふうに、私は今までの書類等の中からそういうふうに理解をしているわけですが。やはり、それで実際は1年先延ばししたというようなことも含めて、それからその今の技術支援につきましても、もう実際には15年度の8月のときには、そういう、下水道公社の方でもうすべて責任を持つと。これは事業の見直しの関係におきましては、市町村の公共下水道ですけれども、当然県の流域下水道につきましても、技術支援というものは当然やってもらうというのが、筋だということで理解しておりまして。半年ぐらいの期間があればそれだけの体制、ある程度の体制がとれるのではないかという認識もあったことも事実でございます。

○宮澤（宗）委員 あと竹内委員の方へ譲ります。

○竹内委員 若干尋問をさせていただきます。まず平成15年10月9日、総務委員会でもお話ございましたけれども、田附氏から知事に方にメールを送られたということでございます。その中身というのは、今回、私どもに出されている記録には、名前の部分は消されておりますけれども、中野守雄さん、それから臼田さんが、それぞれそれについて理解をいただけないと言いますか、そういう中身であるということによろしゅうございますか。これは田附証人、それから中野証人にお尋ねをいたします。

○田附証人 私の記憶では、そこに書いてあるような発言があったというふうに記憶しております。

○中野証人 私と課長と議論したのは10月8日、1回だけなんです。それで不存在で決定通知を出したのは、公開請求のあった15日以内に通知を出さなければいけないものですから、そのタイムリミットが20日で、確か不存在という回答をしているはずなんです。それでいろいろマスコミだとか新聞を読ませてもらいますと、課内で説得をしたとか、岡部さんが言ったというんですが、私にはその説得も何もございませんでした。

8日にありまして、私は確か9日は休暇をとったんですが、それで10日内示だとか、あと翌週は異動があったものですから、国の関係何かにあいさつ回りをしたりした状況なものですから。では回収に応じてくれないとか、言ったとか、言わないとか言っているんですが、全くそういうのはなかったです。

それで私の後任が、ちょうど引き継ぎが16日だかにやったのですが。そのときは、今公開請求があってこれこれで、このつづりの中に入っているから、出すか出さないかというのは当然後任者にゆだねておりました。それで結果的には残ったということは、課長の多分指示に従わなかったということだと思います。以上でございます。

○竹内委員 田附証人に伺いますけれども。自分で打たれたメールでございまして、しかもその当時、反発があったということが明確にこのメールには、お二人の名前を記して記載され

ているわけですね。ですから、先ほど私が申し上げたお二人のお名前でもよろしいかどうか。はっきり明確にお答えいただきたいと思います。

○田附証人 私が打ったメールでございまして、特に私が個人的なメモであるということで主張したことに対して、かなりいわゆるそれに対する反論が強かった方がお二人いたと。そのお名前は、今、言われたお二人でございます。

○竹内委員 それで中野氏に、あしたは来られませんので伺っておきたいと思いますが、そのときに、総務委員会の証言では、臼田氏は、最初は課長もその方針というか、特に異議を唱えずに、課長が持っていたファイルをその管理係の方に預けていたという状況ですと。それが10月8日、午前中か午後かわかりませんが、ちょっと時間を置いて、しばらく課長がいない時間があったんですが、戻ってきてからは公文書に当たらないと言い出したような状況ですということでございます。

中野氏は、先ほどの話のように今一時抜けていたりする時期があるんですけども、当時の、ですからそのことに対する下水道課の状況というのは、課長の状況なり含めて、自分で思っていることと言いますか、とらえていることで、状況をお話いただけることがありましたら、お願いをしたいと思います。

○中野証人 この前、総務委員会で臼田主査が申しあげましたように、確か課長とやりとりしているときにいなくなったり、そういう機会は結構ございました。普通に客観的に考えて、どこかに相談に行っているなどはわかったんです。私は、初めは、当然土木部の主管課である監理課へ相談に行っているのではないかとは思ったんです。監理課か経営戦略局のどちらかではないかということで。初め、課長はメモだと言ったという、今、発言をされているんですが、そういう発言は一切ございませんでした。

要するに公文書とは何だとか、私に何かというと、ちょうど14年4月に来ましたときに、大阪のある特定の業者から公開請求があったわけです。下水の要するに推進工事の汚泥の処理をどんなふうに行っているかと、全工事を要するに出せということで。それで当時、私、3流域にまたがったものですから、私なりに公文書公開条例とかいろいろ勉強したりして、それで当時の担当課、ちょっと名前がころころ変わるのでわからないんですが、当時は法規学事課ですか。その担当なりに相談する中で、では本人にある程度意向を聞くことだとか、そういうことで多少はそれに対する認識もございまして、そういう話も課長には申し上げたわけです。

それで、あとメモと言ったかとかどうか、そこまでは記憶がないんですが。私ももう異動が決まっているものですから、それでしかも決定するときまではもう私籍しているわけではないものですから、私の意見を申し上げたって通るはずがないし、それで8日に言っただ

けで、あとは全く私は関与をしてございませんから、以上です。

○竹内委員 その文書学事課に確認と言いますか、されたのか、今、文書学事課の話ですね。もうちょっと詳しく時期的なことを含めて、相手も含めてお話しただきたいと思います。

○中野証人 今言ったのは、別の案件でございます。当時、担当は角張さんと言ったですか、今、松本地方事務所の税務課へ行っているんですが。その人が担当で、いろいろ相談して私もいろいろ勉強になったのですが。そういうことです。それは14年の、ちょうどゴールデンウィークの前だったんです。4月20何日、多分それは全部個人的な情報だとかそこは全部マジックで消して、あとは全部公開しているものですから、記録は残っていると思います。

○竹内委員 松野証人に伺いますけれども、今のそのときの状況、中野証人も話されましたけれども、松野証人はそのときの田附課長の対応も含めて、課内はどんな状況だったのか。またあるいは同僚の、職場の皆さん方とのいわゆる反応と言いますか、そういうものはどういうものであったのか、お話しただきたいと思います。

○松野証人 10月6日、確か読売新聞さんからの情報公開の請求であったと思います。まずその請求があったときに、庶務の方へ連絡があったわけなんです。その話がありまして、まずどういうものがあるか、思い浮かべたと。私自身、4月17日に公務中に出席した会議がありまして、私自身がその記録をつくっておりましたので、それは当然公文書に当たるのではないかという認識でありました。当然公開するものだなという気持ちはございました。

そういう中で、ほかにどういうものがあるか、洗い出しをしなければいけないという作業をする中で、田附課長の方から、多分課長は公文書という認識は初めからなかったんじゃないかというふうに、今、私は感じます。そういう中で、私自身も自分でつくった記録がございましたので、課長に対して、その見解と言いますか、先ほども話が出ましたが、当時の文書学事課へ、課長自身で文書学事課の見解を確認した上で、課の、私も含めて納得しない職員が何人かいましたので、説明をしてもらいたいというふうに課長にはお願いをいたしました。私の気持ちはそういう感じなんです。ほかの感じは、先ほども中野さんから話があったように、中野さん、臼田さんはかなり課の中でも激論になりました。ほかの矢島さんなり、何人かの職員は確かに公文書ではないかというようなことで、課の中は一時騒然となったような気がします。

そういう中で、田附課長が、個人的なメモだというような感じのことを言っていました。そのうちに、先ほど話の出た岡部さんが課の方へ来て、課長と何回か打ち合わせをしたり、課長が岡部さんの方へ行かれたりして調整をしているなという感じでした。

○竹内委員 田附証人に伺いますけれども、10月16日に、知事から知事後援会幹部や松林氏、小林公喜氏や宮津氏に転送された岡部氏からのメールがございまして。その中で岡部氏は、

これ知事が大分心配して、岡部氏大丈夫かと言って心配しているような中身なんです。聞かれてもお会いして話したことはあると、それだけあると答えるように話したが自信がない。ここには迷惑をかける、転職したいなどと言い出す状況ですということのようなことで、それであとフロッピー、パソコンからも削除するように指示したとこういうのがございます。そういうことを言われた記憶がございますか。

○田附証人 いずれにしてもそのときの下水道課の状況は、私のあくまでの認識とすれば、個人的なメモだという認識でおりまして。そういうことを話す中でも、先ほども出ましたが、大分おかしいという意見が出まして、本当に一時騒然となった状況であります。それでその中で、なかなか意見の調整ができないということで、そういうメールもするというような経過の中で岡部さんが入ってきまして、それで岡部さんの方へも相談をしたんですけれども、なかなかうまくい策と言いますか、対策がとれなくて、やはり多少と言いますか、いらいらして、本当に私としても一時、この問題についてどうすればいいのかということで困惑していたような状況でありました。

○竹内委員 田附氏はあしたも来られるということですから、またよくこの辺の経過は考えてまたあした尋問させていただきたいと思えます。

その中で、今、困惑をしていたという現況があるんですけども。このいわゆる知事にメールで職場の状況を、課の状況を報告したのは10月9日です。それで県議会が終わったのが10月10日です。そのあと終わって、前かあとかわかりませんが、土木部長のところでは知事後援会幹部とまた会って、そしてなおかつ下水道公社に行かれているわけですね。もうこれは日にちがもう翌日かというような話の枠の中なんです。こういう事態があるのに、しかも文書を不存在にしないでということを示されている中で、なぜまた知事後援会幹部に会って、しかも公社までみずから連れていかなければならなかったのか。この辺のところはいかがお考えですか。

○田附証人 あくまでも公文書公開請求については、今説明したとおりでございますが。9月県会の終わったところに知事後援会幹部が来たというのは、知事後援会幹部の方から、当初私の方に電話がありまして、部長さんとお話をしたいということで、それでそのあと部長さんの方にまいりまして、それで私が部長室に呼ばれて話をし、そのあと今度は知事後援会幹部が公社の方へも行きたいということで、私にも同行してほしいというようなことで言われまして、それで私も同行したわけでございます。その辺につきましては、先ほども言ったとおり、非常に対応とすれば不適切だったわけですが、いわゆる断りづらかったということで、結局は断れなかったという結果になっております。

○竹内委員 しかし、これ真最中ですよ、要するに不存在にかかわるものですね。言ってみ

れば文書毀棄に当たるものですよ。これが真最中のときにこうなっている。しかも今までは公文書、メモとされているいわゆる仕事にかかわる公文書は不存在とされてあとでまた出てきた。その文書自体を田附氏は自分でメモをしてつくっているわけですよ、文書として。だから残っていたんですよ。しかしこのときは、その文書は記載されたんですか、土木部長と知事後援会幹部と行き会ったとき。だから19日には何だかよくわからない証言だったんですけども。公社へ行ったときの文書というものは、メモをとっていなかったんですか。

○田附証人 それは9月県会が終わったときに部長さんのところへ来て、そのあと公社へ行ったときの打ち合わせ記録ですね。特にそれは、特につくってはありません。

○竹内委員 いや、ですからなぜつくらなかったんでしょうか。今まではつくっていましたよね。記録、総務委員会にも出していただいた記録、自筆で書いたのもありますけれども、いろいろな文書の経緯、なぜでしょうか。

○田附証人 いわゆる個人的なメモで、特に簡単など言いますか、本当に用件も、いわゆる個人的なメモですから、どんなような話なり、どんなようなあれになったかを、頭の中に記憶しておくのができないくらいの量と言いますか、いろいろな話が出た場合には、それはやっぱり個人的なメモとして残しておく必要というものはやっぱり感じたんですけども。特に技術支援についてだけの話ですので、特別残さなくても、あとで頭の中にとどまったということで、そのときのあれについては特に残してございません。

○竹内委員 いや、ですから端的に聞きますけれども、こういういわゆる不存在にしてほしいと、要するに岡部氏から話があって。その最中ですよ、そのあとですよ、この話は、ですから意図的に逆に言えばつくらなかったということでもありますよね、同じことの中で、これがまたそういう問題になってはいけなからということではないのですか。これ時系列を見れば、どうしてもそう考えざるを得ないんですけども、いかがでしょうか。

○田附証人 そのときのちょっとどういう考え方かというのはわかりませんが、やはり特に個人的なメモとして残したのがそういう問題になったということも、やっぱり多少は影響したと思います。

○竹内委員 多少影響したということなんですけれども。ただこれ、大変、先ほど岡部氏が知事に報告している内容を見ても、当時の課長さんの心境というものがあらわれているわけですよ。かなりこれは動揺している。しかも読売新聞はやかましいからというところまで報告されているわけですよ。いや、あるんですよ、それが。ですから大分動揺していますよというこういう話ですよ。ですからそういうことになるとこれ、作用したということではなくてもうちょっと、あしたもありますからよく考えてきていただきたいというふうに思います。

それから、松野証人はあした来られるんですか。来られないですね、では聞いておかなければいけないですね、すみません。それで、問題の2月24日の知事が指示したという、検討の上対応をされたいという中身について、これ松野氏が作成されたという中身になっています。これはですから指示して検討の上対応されたいという文書ですね。検討されたいということになっています。このときに、これある職員の方から聞いたんですけれども、部長も監理課長も、部長に報告したりしたときにも課長はいたかどうか知りませんが。知事はこんなばかなことをしたと言っていたという話も、実はうわさで出ていますが。そのときに現況、反応ですね、部長や、率直にどうだったのか、その中止、知事ということをそれ言ったのか言わないのか。知事が中止ということを行ったのか言わないのか。その点はいかがでしょうか。またこの文書は見えていないと部長は言っていますが、自分だけのメモであるのか、回覧をしたのか、渡したのか、それについて記憶はいかがでしょうか。

○松野証人 2月24日の件でございますが、野崎さんから話を承りまして、まずメモをつくらなくて、部長、当時、牛越監理課長にもこういう話があったという話をしたように記憶しております。そういう話の中で、非常に難しいなと、難しいというのは中止ということでありますので、公告したものを中止するということですので、私自身もそういうふう感じていましたし、中止すれば申請している企業の皆さんに非常に御迷惑になる。

先ほども中野さんの方から話がありましたけれども、下水道の維持管理は継続的に安定した管理をするということが基本だというようなことを、私はよく中野さんからはお聞きしてましたし、しっかりした企業の方に任せるのが一番だということもお聞きしていたもので、そのほかに3カ月の随意契約というような話もございましたので、いやこんなことはちょっと難しいのではないかと。受ける企業の皆さんが、雇用問題もありますので、軽々3カ月と言われても、これは企業の皆さんの気持ちを確認しないとなかなか難しいなという感じを受けました。当時の小市土木部長、牛越監理課長も同じような感じだったと思います。

○竹内委員 それで、知事から次の指示があったということを野崎氏から伝えられて、そのことは、知事のことばは伝えたんでしょうか。部長や、今、監理課長という話もありましたけれども。

○松野証人 メモの内容の趣旨のことを、同じような形で伝えたこと記憶しております。もちろん田附当時の課長にも伝えましたし。

○竹内委員 それで、尋問をすればするほどだんだん真実に近づいていくと思うんですけれども。田附証人には申し上げておきたいと思いますが、19日のいわゆる言っていることと、きょう言っていること、もう全然違うんですね、その件に関しては。知事からということは一切出ていませんし、きょうになって初めて出た話ですね。ですから、そこはしっか

り、あしたについても対応をしっかりと、審議が深まるようにお願いしたいというふうにお願ひだけしておきます。

それで、松野証人にお聞きしたいんですけども、その中で、先ほど言いました2月26日の文書、委員長、お見せしてもよろしゅうございますか。

小林委員長 はい、どうぞ。

(証人 資料閲覧)

竹内委員 その26日の文書は、それをごらんいただきまして、これがおそらく検討をされた、ですから野崎氏から言われたあと検討をされた中身ではないかなと思うんですけども、いわゆる下水道課として見解を出した。いかがでしょうか。

○松野証人 今、ちょっと見させていただいています、そのときの課題を整理するというような話がありましたので、こういう形で整理したんだと記憶しております。

○竹内委員 それはかなり中止に関して難しいという要素も含まれた文書でございます。それで、そのあと27日に野崎氏から、先ほどのお話のように、倉田委員が言われたように、きょうの小市証人が置いていったメモの中によりますと、今後入札は中止するよう指示がされたということで、その間の経過というのは、実際に論議された経過というのは、やりとりはどうだったんですか。要するに意見が違うわけですね。経営戦略局、知事のもとに行われている経営戦略局と下水道課の見解というのは、全く合っていないわけですよ。そこのところのやりとりというのはどういうことなんでしょうか、具体的にお話いただければ大変ありがたいと思います。

○松野証人 野崎さんから話があったのが2月24日です、それで確か下水道公社で申請者の締め切りというのが25日で、今ここに竹内委員さんから示された2月26日にその企業がわかりましたので、全部で6社の企業が出たということで、これを整理したわけでありまして。先ほど27日に中止というのは、私ちょっと記憶がないんですけども。最終的に土木部長から言われたのは3月2日、確かお昼休み、12時過ぎたころ、土木部長の方から中止ということで、知事の方から、知事と言ったかちょっと記憶はないんですが、中止ということで決めたので、そのような手続を検討しろというか、進めてくれという話があったと記憶しております。

ですからこの27日というのは、24日に野崎さんから話があって、課題を整理して、そういったものを野崎さんの方へ出して、それで野崎さんの方もその課題についていろいろ模索と言いますか、検討されたんだと思います。それで、3月1日には下水道公社も交えて、部長のところへ相談をしていると思います。そういうような記憶がありますので。それで翌日、3月2日に正式に中止ということで、手続を進めろという指示があったと思います。3日か

ら企業を、課長を中心に回り出したという流れだったと記憶しております。私が中止の伺いを作成したのは、3月4日に伺いの起案を起こして、決裁になったのが、施行をしたのが3月8日というふうに記憶しております。

○竹内委員 25日から、今その文書が26日でしたか、そうですね、それで27日。だからその文書自体を投げかけて、野崎氏がどこと相談したかはわかりませんが、知事と相談したのか、あるいは知事後援会幹部かもしれないし、わからないんですけども。いずれにしても中止という結論を持ってきているわけですね、土木部、小市さんの証言によると。ですからその過程では、下水道課は絡んでいないという解釈でよろしいのかどうか、いわゆる中止ということが。それ田附証人に聞きたいんですけども、先ほどの27日に野崎主査から下水道課田附課長に今回の入札は中止するよう指示があったということなんですけれども、その中止までの経過の中では全く話がなかったのかどうか、その点について。これ最後にしますけれども、お二人にお願いします。

○田附証人 経営戦略局の野崎さんからですけども、その入札の中止についての話というのは、2月24日は松野補佐がその話を受けている、それを私が聞いたわけございまして。そのあと、先ほど言いましたが期間が短すぎるということでメールとか電話が来ているということでございまして、その内容をもう少し詳しく知りたいということで、野崎さんの方へも聞きましたが、結局は明解な回答はもらえませんでした。それで、たまたま27日にちょうど野崎さんのところへ行くことがありまして、その中で野崎さんからは、これ中止にした方がいいんじゃないかという旨の、理由は先ほど言いましたが、そういう話が私にありました。

○松野証人 田附さんが野崎さんへいろいろ確認したり、当時の下水道課のこの課題を整理したものを何回か説明していると思います。そういう中で、最終的に結論、土木部長から言われたのは3月2日というふうに私は記憶しております。

○小林委員長 お諮りをいたしますが、中野証人の時間も迫ってまいりましたので、中野証人に対する尋問がありましたら、先にお願いしたいと思います。

○林委員 10月6日の新聞社の文書の公開請求に対して、先ほど中野証人は、裏でだれかが動いているなというふうに思ったと言われたわけですけど、なぜそのように思われたんですか。

○中野証人 当然、通常だと課長とこういう相談をすれば、課長が自信を持ってこれこれとはこういう判断をするんですが、退席したり盛んにしていたものですから、そういう状況からです。

○林委員 結構です。

○柳田委員 それでは尋問の方をさせていただきたいというふうに思います。中野証人への尋

問をさせていただく中で、いろいろありますので、ほかの方にも行きますのでお願いをしたいというふうに思います。

最初に、田附証人にお聞きしたいと思います。公文書の毀棄をしたとされていますけれども、公文書を毀棄されたその文書の日にな、4月16日、17日、23日、5月20日、これという理解ですけれども、確認をさせていただきたいと思いますがお願いします。

○田附証人 私が本来なら回覧すべきでないというふうに考えていたメモを回覧してしまったのが、これが5月20日の打ち合わせメモというふうに、これは私がつくったものでございます。これはほかの、それまでもメモにつきましては全然回覧をしておりませんでしたので、回覧をすることは適当でないということで、途中で中断をいたしまして、これについては私の方で処分いたしました。それで、それ以外のいわゆるメモにつきましては、これは岡部参事の方と文書学事課まで行きまして、それで私的メモだということの判断のもとに、岡部参事の方からも下水道課のそれぞれの職員に、これは公文書ではないということで説明して、メモがあればそれをそれぞれの職員から回収して、それをさらに文書を破棄するようにと指示を受けて、それで破棄をいたしまして。そのときに、その5種類の文書があるんですけども・・・

小林委員長 つけ加えないください。

田附証人 すみません、破棄いたしました。

○柳田委員 わかりました。その4点を破棄しましたけれども、5月20日の文書はいつごろ破棄されましたか。

○田附証人 5月20日の文書は、あれは誤って回覧をして、つくったのが5月27日ごろまでだという記憶がありまして、実際破棄したのは5月の末ごろという。

○柳田委員 5月の末に破棄をした。そして4月16日、17日、23日、これは10月の時期に破棄をした、こういう理解でいいですか。

○田附証人 それは回収した上で破棄をしました。

○柳田委員 田附証人は、知事に送った文書の中で、回覧をし始めたところでストップし、それを破棄してありますというふうに書いてあります。このことは、10月の段階で報告をしているんですけども。この事実は5月のことなのではないですか。

○田附証人 私のメールの中で破棄したというふうに言っていることは、それは今の5月の末の、今の5月20日分の打ち合わせメモでございます。

○柳田委員 4月16日、17日、23日に関しては、後ほどまた話をします。5月20日のこの文書を破棄した理由は何ですか。

○田附証人 これは私がつくったものでございますが、つくったときからこれは私的なメモだ

という認識で作りまして。それでいわゆる回覧、もともと回覧はする必要はないといいますが、回覧の必要はないということで考えていたものが、私の手違いで回覧をしてしまってそれで回覧途中で気づいて、これは回覧する必要がないということでそれで破棄したものでございます。

○柳田委員 5月20日の文書を破棄した理由は何ですか。

○田附証人 これは、先ほども言いましたが、回覧する必要がないものを誤って回覧してしまって、それで回覧の途中でストップしてそれでそれを破棄したということであります。

○柳田委員 5月20日の書いた内容というのは、田附さんが書いたものです。これは必要だからメモにしたんだと思うんですね。そしてその必要なものをなぜ破棄するんですか、お答えください。

○田附証人 それはあくまでも回覧したことがそもそも手違いということで、それで、回覧する前の原稿というものはそのときにあったという、ですからあったものですから、回覧途中のものはまぎらわしいと言いますが、そういうことで必要ないということで破棄をしたという記憶があります。

○柳田委員 中野証人にお聞きしたいと思います。中野証人は部内の調査における証言の中で、5月20日の文書、この文書は非常に重要なものなんだと、これは田附氏が破棄していないのではないかと発言をされています。なぜならば、5月20日の内容というのは、あり方検討委員会が、これがなければ、5月20日の文書がなければあり方検討委員会の実務ができないのではないかと、できないだろうということを発言されていらっしゃる。その内容について御説明いただきたいと思えます。

○中野証人 当然、今言われましたように、課長がだれとやりとりしてもその方向ですべて進むものですから、当然、課長もそういう認識で、当然文書を作成してやられたと理解しております。当然あり方の、この前お話したように、必要性があるものですから方向がどういう方向にいけばいいかと。

○柳田委員 その中で、松野証人にお聞きしたいと思いますけれども、その際の部内の調査の中で、松野証人は下水道のあり方検討委員会に後援会の幹部が関与していると思うというふうにアンケートで答えられていらっしゃいます。実際に下水道のあり方検討委員会に関与したというふうに理解をされた、そういうふうに認識をした理由は何ですか。

○松野証人 田附課長がつくられた5月20日ですか、そういう文書がありますので、何らかの関与はされているのかなという認識でございます。

○柳田委員 5月20日の文書はどのような文書であるという認識だったんですか。

○松野証人 あり方検討委員会のワーキンググループのこととか、そういったことを具体的に

言われていましたので、ある程度のことを何か指示されているというような認識でございます。

○柳田委員 確かに5月20日のこの中には、ワーキンググループのメンバーを、この知事後援会幹部が、この方を入れるべきであるという発言をされているんですね。このことが実際には影響を与えたというふうに、松野証人、お考えになりますか。

○松野証人 それはないと思います。

○柳田委員 よくわからないんですけども、先ほどはその書いてある内容が指示されたということは認識をされていた。実際にはアンケートには、あり方検討委員会に知事後援会幹部は影響力を持った、関与したというふうに、イエスというふうに言っているんですね。実際の具体的な場面としては、5月20日文書においてメンバーを名指ししているわけですね。これについて、下水道課として何らかの重圧であるとか、それに対して従わなければいけないんだというふうに認識をしたというふうな方が、理解がしやすいんですけども。その部分だけ切り離してしまうというのがよくわからないんですが、御説明いただきたいと思います。

○松野証人 あり方のワーキンググループのメンバー、あり方検討委員会の委員さんはもう決まっていたので、あと内部の職員がどういう人が当たるかとか、ワーキンググループのリーダーがあり方検討委員会の委員さんの中のどなたかが当たるとか、そういったことでしたので、そんなに影響はないのかなと。検討をしていく機関でございますので、そんな感じと言いますか、そういう認識なんですけれども。

○柳田委員 実際には、中野証人はこの文書がなければあり方検討委員会の実務が進まないのではないかという証言をされている。そして、松野氏も実際には、アンケートの中においては、知事後援会幹部が下水道のあり方検討委員会に関与していると思うというふうに書いているんですね、アンケートに答えています。その中で田附証人、実際にその働き掛けを受けて影響は受けたんですか、受けなかったんですか。

○田附証人 ちょっとこのワーキンググループの名前が消えておりまして、私もはっきりしておりませんが。やはり、このいわゆる知事後援会幹部の考え方というのは、あり方委員会の例えばこういうワーキンググループのメンバー等には、ある程度のやっぱり影響は与えていたというふうに私は認識しております。

○柳田委員 自分自身が影響を与えられたか、与えられないかなんですけれども。その点、伝聞ではなくて、自分自身のことですからきちんと教えてください。

○田附証人 ということは、私としてどう感じたかということですよ。私とすれば、それが100%とは言いませんが、影響は受けていたのではないかというふうに私は感じておりました。

○柳田委員 ということは、この下水道のあり方検討委員会ワーキンググループのメンバー選定において、知事後援会幹部の発言が、下水道課に対して影響を少なからず与えたという認識でいいですか。

○田附証人 私はそんなように感じておりました。

○柳田委員 わかりました。そうやって端的に答えていただきたいというふうに思います。中野証人にお聞きしたいというふうに思います。この最初の公文書毀棄の部分でございますけれども、10月6日に読売新聞から公開請求が出る。そして10月7日に実際に文書が回ってくるわけですね。これは監理課から回ってきたはずなんです。その監理課から回ってきたときに、先ほどのお話だと、課長の席の前にみんなが集まってきたということで議論になった、こういうことなんですけれども、なぜそこに集まるのでしょうか。課長が集まれというふうに言ったんですかね。それとも何か皆さんが文書を持ち寄って、これはああたこうだという形になったのか。なぜ集まることになったのか、その辺のところを。

○中野証人 ちょっと記憶がはっきり定かではないんですが、さっきも松野当時の補佐がおっしゃったように、では働き掛けの文書は何があるかとか、それが第一ですよ。そんなようなことで付近に集まったかと記憶しております。

○柳田委員 この資料39の内部の調査において、臼田氏は、最初田附課長は、この問題になっている文書が公文書であるという認識だったんだと。これ私的メモだというふうには思っていなかった。田附課長はそう思っていたんだと、公文書だという認識で最初議論が始まったんだというふうに発言しているんです。中野証人はどういう認識でいらっしゃいましたか。

○中野証人 私は公文書という認識でございました。

○柳田委員 中野証人はそうだと思うんです。一貫してそうだと思うんです。最初の段階で、みんなそうなっているんですよ、みんなそう思っているんですけども。田附課長は公文書だという認識でいたのか、最初から私的メモだというふうな認識でいたのか、どういう印象を受けられましたか。

○中野証人 公文書という理解だと記憶しております、思っております。

○柳田委員 先ほど認識は、現在では公文書であるというふうに田附証人は言っているんです。しかし、その当時は私的文書であるという認識でいたというふうにおっしゃっています。これは最初から最後まで、最初というのは10月7日です、最後というのは公文書毀棄の部分です。この間、一貫してこれは私的文書であるという認識だったんですか、お願いします。

○田附証人 当然最初は、もうつくったときからこれはもう個人的なメモだという認識でありました。それで、ただ、下水道課の中でもいろいろ一時、私がそういうふうに主張したことに対してわんわんとなって、かなり騒然としたのが、あれが10月8日だと思います。それで、

その中で、その文書の中身はこれは別に公開しても大した問題ではないのではないかという
ような発言もありまして、私とすれば中身的にはそれほど問題になるような中身ではないと
いう・・・

(柳田委員から「聞かれたことに答えてください」という声あり)

すみません。それで、そのあと最初はいくまでも私的メモだという認識でいたものが、課
の中でわんわんとなつて、これはちょっと自分の認識が違っていたかなという考え方に変わ
りまして。それで、そのあと今度は岡部さんが入ってきまして、岡部さんも、これはもう私
的なメモではないかと。それで最終的には文書学事課まで行って確認して、私的メモだとい
うことになって、私とすれば、今となればやはりこの委員会の中でも岡部さんの話を聞くと、
これはもう公文書だということを明確に言っているんですけども。そのときは、最終的に
は文書学事課まで行って確認して、私的メモだということになったものですから。そのとき
は、一時的には課の中でかなり言われたことによって多少疑問を持ったんですけども、そ
のあと文書学事課へ行って確認して私的メモになったものですから、そのときは私的メモで
いいという、私は理解しておりました。

○柳田委員 その動揺している姿というのはよくわかるんですけども。最初は私的メモだと思
いましたか、公文書だと思いましたか。

○田附証人 最初、もうつくるときから私的メモだという、私がつくったのは2つの文書です
が。私自身が、公社とか補佐もつくったのがございますけれども、これはいわゆる私的メモ
だという感覚で私はおりました。

○柳田委員 田附氏が出された文書、証拠記録を見ると、田附氏自身も文書を出しているんで
すよ。皆さん議論していますね、いろいろのところに。その場面で田附氏自身も自分で持
っている文書を出すんですね。私的メモだと思っているものを議論のテーブルに乗せるのは
なぜですか。課長としてこれは私的メモだというのだとするならば、出す必要がないと思
うんですね。なぜそのときにお出しになったんですか。

○田附証人 私の持っているメモを出したということは、いわゆる下水道課の中で、公文書に
なるか私的メモだということの議論のときということですよ。たまたまそれが課の中でそ
ういう話が出て、いわゆる騒然となったんですけども。たまたま私の個人ファイルにその
メモがありましたので、それを出して話をしたという記憶はあります。

○柳田委員 記憶がある理由を聞いているんですよ。なぜ出したんですか。

○田附証人 ですから、それが公文書になるか私的メモであるかということの、それで議論に
なりましたので、それを出して、それを出したということは、だからそれを出してみんなで
これは私的メモか公文書かということの議論になったということですよ。

- 柳田委員 ということは、公文書かもしれないというような意識だったんですか。もうこれは私文書で個人的メモで、もうだれにも見せないんだというようなものだとするならば必要ないと思うんですね、出す必要がない。にもかかわらず出したということは、議論のテーブルに乗せたんですから、公文書になる可能性もあるなど、議論しようじゃないかと、そういうことで理解していいですか。
- 田附証人 それはあくまでも、私とすればいわゆる個人的なメモだという認識でおりまして。今言いました、そういう課の中で議論になりましたので、それを出して、いやこれは私的メモだということ、そういう話をしたということであります。
- 柳田委員 コピーして配付した時点で公文書であるという理解も、田附証人はお話になったことはありますけれども、実際コピーをされているものもありますね。そういったものは公文書であるという認識の要素にはならなかったんでしょうか。
- 田附証人 私のその辺の認識が間違っていたんですけれども。コピーして2人以上が共有しても個人的なメモではないかという考え方でありました。
- 柳田委員 わかりました。中野証人にお聞きしたいと思います。この混乱をしているわけです、騒然としているんですね。私は騒然としている理由はただ1点だと思うんですね。それは課長が私文書であるということが混乱の1点だと思っているんですけれども、中野証人は混乱していた原因は何だというふうにお考えですか。
- 中野証人 課長は今いろいろ言っているんですが、当時は、課長はその判断する能力ははっきり言ってございませんでした。それで多分経営戦略局なり、そこらへ行って相談してきて考え方がこういうふうに、指示したわけです。それが多分、臼田主査も総務委員会で発言された内容だと思います。
- 柳田委員 中野証人の受けとめ、確認をさせていただきました。その際に、そのときに、田附証人が何回か席をはずすという場面が出てくるわけであります。その際にどなたかに相談をしていたか、田附証人にお聞きいたします。
- 田附証人 岡部さんから連絡があってからは岡部さんと相談していましたが、それまでは特に相談したという記憶がありません。ただ、席をはずしたというんですけれども、私もいろいろこういう感情的な、いわゆる非常にこういう激論になると多少体調等も崩すケースがありますので、多分トイレへ行ったり何かしたことも何回かあるのではないかと思います。
- 柳田委員 この公文書である、私文書であるというものに関して、岡部さん以外、下水道課、岡部氏、それ以外の方とは意見交換なり、文書を見せて相談をするといった行為は行っていないんでしょうか。
- 田附証人 監理課へ行って監理課長さんとは話したことはありますが、それはどちらかとい

うと、文書学事課へ行ったあとの報告というような形で話をした記憶があります。

○柳田委員 岡部さんの行動も知らない監理課長に何を報告する意味があるんですか、田附証人。

○田附証人 公文書公開請求は、土木部の主管課であります監理課を経由して来ておりますので。当然、不存在等につきましても、これは監理課へ回答するわけですが。やはり監理課の方へは、こういうことでこういう経過があっただけでこうなりましたということの、やはり報告と言いますか、それは必要だというふうに感じておりました。今のその監理課長さんと、それから当然部長さんの方へも、どちらかというと事後報告的なあれで報告したという記憶があります。

○小林委員長 尋問の途中でありますが、先ほど来申し上げておりますように、中野証人については、時間の関係で、これで本日の中野証人に対する尋問は終了させていただきたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

さよう決定いたしました。それでは私からお礼だけ申し上げますが、大変お忙しいところ、しかも長時間にわたりまして、中野証人には御協力いただきましてまことにありがとうございます。本日のところは以上をもちまして御退席いただいて結構です。大変御苦勞様でした。ありがとうございました。どうぞ気をつけて。

[中野証人 退室]

それでは、尋問を続けます。

○柳田委員 これは監理課長、当時は牛越徹氏であったと思います。彼と相談したのではないんですか、田附証人。

○田附証人 事後報告は間違いなくしておりますが。相談も1回か2回しているかもしれませんが、ちょっとその辺の記憶がまだはっきりしません。

○柳田委員 ということは、先ほど岡部氏とともに行くんですね、文書学事課には、課長はそうなんです。ということは、岡部氏が来る前、つまり8日には牛越さんにはお会いになっていないんですか。

○田附証人 ちょっと日付がはっきりしませんが、1回はそういうような相談はしたのではないかと思います。

○柳田委員 神聖な百条委員会において、先ほどと発言が違っているんです。ということに関して、委員長の方から、本当に場面が、そうなってくると時間が過ぎていく中で、限られている中で非常に尋問妨害にもなるかと思ひますし、証言拒否にも似た行動だと思ひています。委員長の方から、厳しく整理の方をお願いしたいと思ひます。

○小林委員長 お聞きのとおりであります、田附証人に申し上げますが、事前にどなたかに相談をされているかという質問であります、そう思うとか、思わないとかというのではなくて、相談したとか、しないとか、明確な御答弁をお願いいたします。

○田附証人 その辺の、はっきり申しましてちょっと記憶がはっきりしないところがあるんですけれども、1回か2回ぐらいは監理課長さんに相談した・・・

小林委員長 した覚えがあると、いいですか。

田附証人 すみません、記憶、そういうようなことでございます。

○柳田委員 記憶の中で何を相談されたのか教えてください。

○田附証人 下水道課の中で大分意見が対立しておりまして、それで公文書になるかならないかということでの相談であったというふうに、ではないかというふうに思いますが、ちょっとその辺が、ちょっと記憶がはっきりいたしません。

○柳田委員 記憶のはっきりしないことは、そういう場面もそういうふうにお話いただきたいんですけれども、1回、2回、先ほどは1回と言ったんですよ。それで、今、1、2回と言っているんですね。記憶の範囲で結構でございます、1回ですか、2回ですか。

○田附証人 ちょっとその辺もはっきりしませんが、1回はあるように記憶しておりますが、ちょっと2回あったかどうかは、いずれにしても事後報告は間違いなくしておりますが、その事前の相談というのはちょっと1回か2回だか、ちょっとその辺が明確に記憶しておりません。

○柳田委員 小市部長に対してはいかがですか。

○田附証人 事前の相談は部長さんにはしなかったというふうに記憶しております。

○柳田委員 部長にはしないけれども、監理課長にはしたということは、何をやったか記憶になければそういう表現にはならないんですよ。というところで、監理課長とどんなお話をされたか、御証言願います。

○田附証人 いずれにしても公文書になるかならないかということでの議論でありましたので、その辺も含めて相談しましたが、その辺の結論がはっきりしないような感じのところもあったように記憶しております。

○柳田委員 それは相談をされた、そして答えははっきりしなかった。それは記憶がはっきりしていないんでしょうか、それとも牛越監理課長の答えがはっきりしていなかったのか、田附証人にお聞きします。

○田附証人 その辺についても、いわゆる公文書になるかならないかということの結論的なものがはっきりしていなかったというふうに記憶しております。

○小林委員長 私からも申し上げますが、監理課長にお聞きをしたのは、これは公文書扱いの

方がいいんでしょうか、メモ扱いでいいんでしょうかというこういう相談をされたという解釈でよろしゅうございますか。

○田附証人 いずれにしても公文書になるか、私的文書ということになるかということの相談だというふうに記憶しております。

○柳田委員 では、実際には7日にその照会が来て、監理課から来ている。そしてそれは7日、8日、9日の朝には知事にメールをしますが、7日だったでしょうか8日だったでしょうか、御記憶の範囲でお願いします。

○田附証人 知事のメールですか。相談、それはちょっと7日か8日かどちらかですが、ちょっとその辺がはっきりしません。

○柳田委員 先ほど田附証人は、8日に騒然となったという表現をされました。ということは、牛越氏と相談をした時期にも一致する。もしくはその時期と前後する時期になるんですけども。牛越氏のサジェスション等はあったのでしょうか。

○田附証人 その辺のことについてもちょっとはっきりしないところがあるんですけども。そのときの話では公文書になるか、私的文書になるかということの見解がはっきりしなかったというふうに記憶しております。

○小林委員長 田附証人に申し上げますが、先刻来、記憶にないというような内容の前置きが多いわけでありましたが、記憶にないということは、必ずしも証言者の有利に働かない場合もあることを申し添えておきます。

○柳田委員 そういった中で、非常にその辺がグレーになってしまうのですけれども。牛越さん、その文書を提示されたのでしょうか。それともただ口頭で相談されたのですか。

○田附証人 それは私の個人ファイルにあったメモを持っていったように記憶しております。

○柳田委員 そのメモを見た牛越監理課長はどういうリアクションをされましたか。

○田附証人 その辺のあれは、今申しましたように、いわゆる公文書になるか私的なメモかということのあれが明確にならなかったということぐらいしか、あまり記憶の方がはっきりしていません。

○柳田委員 非常に申し上げにくいですが、これは私が言ったのではなくて、中野証人がお話になられて、その当時、田附証人は判断する能力がなかったという証言がありました。その際に、牛越監理課長に相談をされたという証言を田附証人はされている。その中において、そのときにサジェスションによって、この大きな状況の変化、つまり私的なメモであるという行動に、激しく行動が変わっていったのではないかと推察できるんです、それぞれを照らし合わせると。そんなことはございませんか。

○田附証人 私とすると私的なメモだということについては、当然最初はそういう認識であり

まして、そのあと下水道課の中で騒然となりまして、そのときにはやはり疑問は、先ほど言ったとおり持ちました。それでそのあと、岡部さんとやりとりして最終的には文書学事課へ行って確認したところ、いわゆる私的なメモだということで、最終的には、そのときは私的なメモだということで私自身もそういう考え方にまた戻ったわけでございます。

○柳田委員 田附証人の、今の揺れる迷いというようなものはあったんだと思うんです。その中で、松野証人、ごらんになっていて、実際に席をはずされたり、そのときの様子というのは、松野証人から見ていてどういう様子であったのか、教えていただきたいと思います。願わくば、7日の様子、8日の様子、9日の様子がわかったら教えていただきたいと思います。

○松野証人 日にちははっきり覚えていませんが、そのころは、課長もやはり、先ほど中野補佐も言っていました、自分自身でしっかり判断できるというような状態ではなかったかもしれません。こんなこと、田附さんの前で言えないんですけども、田附さんも県庁へ入られてかなり大変な業務をやってこられたと思いますが、なかなか課の職員と気持ちを同じくして仕事を進めるといようなことが、なかなか難しかった経過もありまして、課の職員はかなり不信感を持っていたというような状況もありますので。課長がそこでメモだよと言っても、なかなか課の職員は納得しない状況があったと思いますので。そういう中で、課長も先ほどの岡部さんとの話の中で、どんなふうに課の職員を説得したらいいかといようなことで、かなり苦戦と言いますか、悩んでおられたといような認識をしております。

○柳田委員 そういったさまざまな難しい局面というものが、松野証人のお立場としてもどうやって課を、最後これ問題解決していくのかというのを非常に苦慮されたんだというふうに思うんですけども。実際、田附証人が公文書を毀棄するわけでございますけれども、これは私文書であると、私的メモだという田附証人に主張に賛同する声というのは課内にあったのでしょうか。

○松野証人 課の職員は、それはまずいという認識が、ほとんどの職員がそうだったと思います。賛同する職員はなかったと思います。

○柳田委員 つまり、先ほど田附証人はこの公文書毀棄は自分自身の理解不足によって行われたことだという表現をされていますけれども。今の状況を聞くと、課の皆さんは公文書であるという主張を繰り返されているにもかかわらず、その公文書であるということを課長の一存によって私文書であるという主張を押し切って、公文書毀棄をしてしまったという姿に見えるわけなんですけれども。松野証人の受けとめは、賛同のない中、田附証人が文書毀棄に至るとい姿についてどういうふうな、横で見ていてどういう認識をお持ちになりましたか。

○松野証人 田附さんが文書を毀棄したかどうかというのは、課の職員は、承知はしていないと思います。ただ、4月16日の下水道公社が作成した文書、それから4月17日の会議記録、

これは私が記録したものです。それから4月23日の田附さんが出席したホテル信濃路の記録、それから先ほども話のありました5月20日のあり方検討委員会の話の記録、その4つあったと記憶しておりますが、そのうちの4月の3つにつきましては、課長の方から話がありまして、私の方からコピーをして係長級以上の職員に配りなさいという話がありまして。私も含めて5部コピーして、係長級以上の職員に配付しました。原稿は田附さんにお返ししたという経過がございます。

そういう中で10月に入って請求が出てまいりまして、田附さんの方から、いやあれは私的メモなので回収するよという話がありまして、私と西澤技術専門幹はお渡ししたと、写しをお返ししたということであります。ほかの職員についても、いずれにしましても文書学事課の見解をしっかりと確認していただいて、課の職員に説得できるような形で説明しないとこれはだめですよという話をしましたので。課長はそれぞれ職員を数人ずつ集めて、文書学事課の見解をそれぞれ説明した上で、私の方へよこしてくださいという説明をしたと思います。

○柳田委員 そういったやりとりの中で、松野証人、ナンバー2というか、課の中で苦慮されている中で、いくつかのリクエストをされているわけですね。きちんと課の中の皆さんにオーソライズできるように、皆さんが理解できるように説明をしてください。まずこの点について、課の皆さんが納得できる説明というものは、田附証人はされたんでしょうか。

○田附証人 一番は文書学事課まで行って確認して、これは私的メモだということまで話をしましたし、それから当然そのときに岡部参事も、その文書学事課の確認のときには同席いたしましたし、岡部参事からも文書学事課へ照会したあと、もういずれにしても文書学事課の回答も私的メモだというふうに言われて、それで私もそういう私的メモでいいんだということで、課の職員に説明をしたわけでございます。

○柳田委員 田附証人がそのときに、本当に公明正大にこれは私的文書であるという理解をしていたとするならば、自分自身が公文書と皆さんに指摘されているけれども、説得をして毀棄したということもお話になられても不思議ではないんですけども。そのことに関しては、課内への報告がなかったと。課の皆さんには知らされないうちに秘密裏に公文書が毀棄された。なぜこれは課の皆さんにお話をされなかったんですか、田附証人。

○田附証人 文書のいわゆる破棄までは多分しなかったと思いますが。いずれにしても、これは私的メモだということで、文書学事課へ行っても確認して私的メモだということで説明して、それで持っているものにつきましては提出してくださいということで、メモを回収いたしました。

○柳田委員 なぜ文書を毀棄したことを課の皆さんにお話なられていないかをお聞きしています。

- 田附証人 それについては、毀棄と言いますか、文書を破棄することまでは、説明と言いますか、必要がなかったということではないんですけれども、あくまでもメモを回収することまでの説明をただけでございます。
- 柳田委員 実際には田附課長、当時課長に、岡部参事からこの文書を消すようにというような指示も出ているわけです。このことを課の皆さんにはお話になられましたか。
- 田附証人 全員の職員にはしていませんけれども、松野補佐にはそういう話をした記憶があります。
- 柳田委員 松野証人はお聞きになりましたか。
- 松野証人 個人的なメモであるので回収しますというお話はお聞きしました。それと、文書学事課へ確認して、個人的メモだという見解を確認できたという話もお聞きしました。
- 柳田委員 岡部氏がこの文書を消すようにという指示を出しているということはお聞きになりましたか。
- 松野証人 田附さんと岡部さんとのやりとりの中身については、はっきりとは説明はなかったと思います。
- 柳田委員 証言が食い違うわけなんです。これは記憶の中ですからそういうこともあるかもしれませんが。田附証人はどういった場面で松野証人にお話になりましたか、その岡部参事が実際にはこういう指令が出ているんだというその点について。
- 田附証人 文書学事課へ行きまして、それで行ったのが10月10日でした。それでそのあとまた経営戦略局の会議室へ戻って今のような指示を受けて、それですぐ下水道課へ戻りまして、その段階ですぐ松野補佐には話をしました。それで、岡部さんの指示は課の職員にはそれぞれ個人的に説明をして、持っているメモを回収しなさいと。それからさらにそれはオーソライズされていないから処分しなさいということと言われて、それで数人ずつ集まっていたきまして、それで説明をいたしました。
- 柳田委員 田附証人が松野証人に対して、岡部参事から指令が出ているんだということを伝えたのはどういう場面でお伝えしたのですか。
- 田附証人 松野証人には、すぐ帰ってきて、岡部さんからそういう指示を受けたという話はいたしました。
- 柳田委員 それは9日の朝、帰ってきたということはどういうことですか、どこから帰ってきたときですか。
- 田附証人 10日に文書学事課へ確認に行きまして、そしてそのあと経営戦略局の会議室へ戻ってそういう岡部さんから指示を受けて、それですぐ下水道課へ戻って、松野補佐の方へは、その旨の話をいたしました。

○柳田委員 つまり文書学事課に行って、これは私的メモだということを確認した場面で、そのときに一緒に、そのことは聞いているんですよ、松野証人は。そのときに岡部参事からも指令があったんだよと、彼も消せと言っているんだということと一緒に話をされたんですか。

○田附証人 松野補佐と一緒にということですよ。

○柳田委員 文書学事課へ行きますね、何も持たないで。行くんですけども、行ってそのときにこれは私文書だという話になってくる。この話はあとでしますけれども、私文書だという話になる。その場面で、その足で岡部さんの部屋へ行った、そして帰ってきた。その場面で、これは私文書だと文書学事課も言っているよと、松野さんにお話になった。そのときに岡部さんから指令を受けているんだということと同時にお話になったのですか。

○田附証人 そのときは、あれがメモをつくりましてやったんですが、その文書学事課へ行ったときのあれが、口頭記録簿で残しまして、それは松野補佐にも見せましたので、その書類の中には、文書学事課と岡部さんと私が同席してそういう話をしたということは、松野補佐は知っていたと思います。

○小林委員長 今、聞いていることは田附証人おわかりになると思うのですが。再度正確な証言を求めます。

○田附証人 特に口頭でもある程度説明したと思いますが、今の文書学事課へ行って確認したのを口頭記録簿で、それについては松野補佐にも見せましたので、岡部参事も同席して文書学事課へ確認したということは、松野補佐は知っていたはずでございます。

○小林委員長 再度お聞きしますが、松野証人にもそれはお話したということなんですね。

田附証人 書類で見せましたので、岡部参事も了解したということと一緒に。

小林委員長 松野証人もそれは間違いございませんか。今の田附証人のことは間違いありませんか。

松野証人 はい。

小林委員長 はい、結構です。

○柳田委員 どうもその辺がはっきりしないんですけども。松野証人は聞いていないと、岡部さんが実際に動いていたということは御存知なかったようです。ただし、田附証人は先ほど松野さんにだけはお話したと。全部に言ったわけではないんですけども、松野証人には岡部さんから指令を受けていることを言ったと私はお聞きしたので、それだけ明確に証言されるとするならば、どの場面でお話になったんですかということを知っているんですけど。

○松野証人 田附課長が岡部さんと何回か打ち合わせをしているのは、私も気づいていました。それで、確か田附さんが言われたように、岡部さんと文書学事課へ行って、公文書であるか、メモであるか判断を求めて個人的なメモだという結論になりましたよという話は課長の方

からお聞きしました。

○柳田委員 そういったことで田附証人よろしいのでしょうか。

○田附証人 そのとおりでございます。

○柳田委員 おかしいじゃないですか。田附証人は岡部さんから指令を受けているんですよ。田附証人が岡部さんに相談したわけではないでしょう、と思うんですよ。今、松野証人のお話というのは、田附証人が岡部さんにも相談して、これは私的文書だねという話を聞いていますと。それで岡部さんが相談に乗っていたのかどうなのか、課にも出入りして相談に乗っている様子、実際に岡部さんが机に来る様子を見ていたということは言っていました。しかし、田附証人は岡部参事から指示を受けているのではないですか。自分が相談したのではないと思うんですよ、指示を受けていると思うんですけども、違いますか。

○田附証人 文書学事課へ行って、今のいわゆるメモを回収することと、それからその回収したメモを破棄するということについては、これは指示を受けていました。それまでは、呼ばれていったときには、どちらかという内容的には、岡部さんに相談をするような状況でございました。

○柳田委員 相談したい人が何で呼ばれるんですか。相談したい人が行くのならわかりますよ。先ほどの田附証人の話では、電話がかかってきたんですね。そうでしょう、だとするならば、相談したい人が行くのならわかりますけれども、相談したい人が呼ばれるという現象はないんですよ。では何で呼ばれたんですか、電話で。

○田附証人 いやですから、向こうの方から公文書について、公文書公開請求についてということで呼ばれて、それで私はすぐ行ったわけでありまして。それでそのあとも、そのときにもう、これはもう私的なメモではないかというふうに言われて、下水道課へ帰ってきて、また話をしたけれどもらちがあかないと。その9日も、その後2回ぐらい岡部参事のところへ相談に行っています。だけでも言われることは、私的メモではないかというふうに言われたんですけども、それでもなかなか、いわゆる問題が解決しなかったわけでありまして。

○柳田委員 あした御同席をされますので、その場面に譲りたいというふうに思います。きょうの場面のところでお聞きしておきたいのは、文書学事課に行くときに、当該文書は3つあります。4月16日、17日、23日、この文書を持っていきましたか。現物を見せて、これは私文書だと思いますか、公文書だと思いますかという御相談をされたのですか。

○田附証人 文書学事課へ行ったときには、文書は持っていかなかったと記憶しております。

○柳田委員 つまり文書学事課への相談というもの、照会というものは、具体的なお話ではなくて、一般論として話を聞いたことになりませんか、田附証人。

○田附証人 一般論的な話の内容ではなかったかと思えます。

○柳田委員 どちらですか。

○田附証人 私も今から考えれば、一般論的な話の内容であったというふうに記憶しています。

○柳田委員 一般論だということですね。ということは、これは実際当該文書の相談にはなっていないと思うんです。一般論として聞いてきた。当該文書のことは私的メモであるか否かという相談にはなっていないと思うんですが、田附証人いかがですか。

○田附証人 ただ、一番最初は、文書学事課へ行って確認したときは、一番最初に岡部さんの方からそういう一般論的な説明でありまして、そのあと私の方からそういう、本来は回覧すべき文書でないものを誤って回覧してしまったと。それで回覧途中でそれに気づいて、途中でそれを中断して、その文書は破棄してありますと。それで、それについて同じ原稿が、全然回覧していない原稿が残っているんですけども、それは公文書になりますかどうかということで、私の方から聞きました。それで、それを聞いた中では、それは残っていてもそれは私的なメモだというふうに言われて、一般論的な相談ではあったんですけども、私とすればそのときの話からすると、下水道課にあったものはいわゆる私的なメモとして考えていいのではないかという考え方でありました。

○柳田委員 その当該文書を持っていかなかった理由は何ですか。

○田附証人 そのときは、一番最初呼ばれたときに、一番最初は持っていったんですけども、一番最初のときは持っていきました。文書学事課ではないですよ、岡部さんのところに行くときは持っていきましたが。それは私が持っていたものだけとりあえず持っていきました。それで、そのあとはもうその書類の形式については、形式からして公文書になるか、ならないかということはもういったん書式を見ているので、それ以上は持っていく必要がないと思って、そのあとの相談に行ったときには持っていきませんでした。ですから文書学事課へ行くときにも、結局は持っていく文書は、そのときには持っていかなかったわけでありまして。

○柳田委員 岡部さんに渡したから、自分が持っていかなくても岡部さんが持ってきてくれるだろうと、こう思って持っていかなかったんですか。

○田附証人 文書学事課へ行くというのは、これは10月10日の朝一番に相談に行きまして、それで急遽、岡部さんの方から文書学事課へ確認しましょうという提案がされまして、それで行ったわけでありまして。ですから、10月10日の朝一番ぐらいで行ったんですが、そのときは文書学事課へ行くということは全然聞いておりませんでしたので、そういう文書とかは特に持っていきませんでした。

○柳田委員 これもあした御同席になりますので、お願いしたいと思います。大変恐縮なんですけれども、平成16年2月、3月の流域下水道の入札公告に関しての話をしたいと思いますが、松野証人に資料を見ていただきたいと思いますので、お渡しいただいてもいいですか。

○小林委員長 よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それではどうぞ。

(証人 資料閲覧)

○柳田委員 今、お渡しさせていただいたのは、入札公告の指示書であります。この中で、2番の一般競争に参加する者に必要な資格の中で、(3)番、配置技術者に関する要件、ここに先ほどから問題になっている11名ということになってはいますが。松野証人がごらんになって、これ下水道課長としてやっているのだから松野証人も見ているかもしれませんが。実際には技術者は入札時ではなく、業務を行うときに技術者を用意すればいいというふうに読めるものですか。

○松野証人 私もこれ、当時見てはいると思います。ただ、非常に専門的な話で、流域下水道、当時中山係長が中心になって、この要件等検討していただいていた内容だと思います。

今、委員さんからの御質問は、技術者の配置、契約時に用意すればいいのかどうかという点でございますけれども。この公告でいきますと、16年3月31日時点での経験及び実績を言うということで、主任以上の者を11人以上、それから技能員以上の者を4人以上配置することという表現でありますので、配置するということですので、実際に業務を開始する時点で配置になっていければいいのではないかというふうに思われますけれども。

○柳田委員 これは、一般競争入札に参加する者に必要な資格なんですよ。業務を行うのに必要な資格ではないんです。入札を行う資格なんです。それをかんがみて、松野証人いかがですか。

○松野証人 これは頭に、公告の2ということで、一般競争に参加する者に必要な資格に関する事項ということでありますので、平成14、15年度長野県競争入札参加資格の営業種目の登録を有する者で、次に掲げる要件をすべて満たしていること。その中の、配置技術者に関する要件でございますので、職員を配置することという表現ですので、その業務を開始するときにこの職員を配置できればいいというふうに解釈できると思うんですけれども。

○柳田委員 参加する者でありますので、参加する時点でそろえなければいけないというふうに読むのが普通だと思うんですね。ほかの入札においては、そういった形式になっているわけですが。これだけが例外ですというふうに言われても、もしそうだとするならば、注意書きがないと業者の方はわからないんだろうと思います。

田附証人にお聞きしたいと思います。実際にその会議で、入札をどうやって決めようかと、その会議においてはこの発注段階の、いわゆる業務を始める段階に技術者がいければいいんだということを説明した記憶があると言ったのは確かですか、田附証人。

○田附証人 いわゆる選定委員会ですよね、選定委員会の席でそういうふうに説明をした記憶があります。それで、今のこの配置技術者に対する要件の中で、例えばアの現場代理人は選任することとなっていますよね。それで実際は、これもう選任した上でなければ一般競争入札に参加できないということではなくて、いわゆるこれは業務開始までに選任をすればいいということでありまして。多分この辺がやはり、いずれにしてもこれは文章とすればおかしいんですけども、実際はこの(3)の配置技術者に関する要件というのは、現場代理人の選任、それから現場代理人・・・

(柳田委員から「質問をしていないことをおっしゃっているんで、委員長の方でお願いします」という声あり)

○小林委員長 つけ加えないようにお願いいたします。

○柳田委員 選定委員会だけで話をしたんでしょうか、ほかの場面でお話になりませんでしたか。

○田附証人 私が話したのは選定委員会だけです。

○柳田委員 この実際に、その事実ですね、技術者の並べ方ですけども。このことに関しては、下水道課の皆さんは御存知だったですか。

○田附証人 ちょっとすみません、内容と申しますと、その1月30日付の文書でしょうか。

○柳田委員 その事実、技術者をその日までに用意すればいいと、業務が始まるまでにすればいいという内容を下水道課の皆さんは知っていましたか。

○田附証人 これは、1月30日付のこの文書の中の検討をするときにそういう話が出まして、このときは下水道課の係長以上の職員がこの検討に参加しております。

○柳田委員 知事に入ったとされるクレームというのは、入札実施日から営業開始日までの期間が5日では従事する技術者の確保が困難であると言っているんですね。ただ業者の方はこんなことは知らないんですよ。説明していないんですから。公告からも読み取れないんですから、こんなことは知らないんですよ。5日間で従事者を用意しなければいけないなんていうことを。ということはつまり、その選定委員会と下水道課だけで知っている内容をある業者だけは知っていたと。あるいはある業者、複数の業者だけが知っていたということになるかと思うんです。田附証人いかがでしょうか。

田附証人 その辺については、私は承知しておりません。

柳田委員 そうかもしれませんね。知らないのかもしれませんが。実際、ここの場面に関しては、この事実を知っているという人はいなかったと。

さて、それで実際に中止をしたわけでありまして。中止をもししなかった場合、どういう事態が起きてきたのか。このクレームをつけた人が応札をした人の場合、応札していなかった

人の場合でお答えをいただきたいと思います。

田附証人 いわゆる資格申請をした人とそうでない人ということですね。当然資格申請をした人とすれば、やはりそれだけの体制を整えていながら中止になったということは、マイナスだと思います。それからその期間が短すぎたということで資格申請をしていなかった企業にとっては、これはある面ではプラスになっているかという、そういうふうに思います。

柳田委員 実際に応札はしてみた、しかし自分のところでは技術者が用意できなかった。それにもかかわらず入札が続行された場合は、自分は、応札できた場合、とれたといった場合、落札できたにもかかわらず技術者が用意できなかった。そしてその業務委託を受けると言ったけれども受けられなかったような場合というのは、その人はどういうペナルティを受けることになりますか。

田附証人 いずれにしても応札していながらやっていただかないということになると、当然マイナス面が、いわゆるそれだけの例えば技術者等を確保していながら例えば入札が中止になったとすると、それはマイナスということになりますね。

柳田委員 そういう場面ではないんですよ。自分自身も応札をした。落札もできた。業務委託をしたいと思っていたら、契約も済んでいるんだけど、実際にその日までに技術者が用意できなかったという業者はどうなるんですか。どういうペナルティを受けますか。

田附証人 それは今の資格要件に合致しませんので、その時点で契約というものは無効ということになります。

柳田委員 それだけですか。

田附証人 当然それだけのペナルティと言いますか、保証金等の請求も当然対象になるというふうに考えられます。

柳田委員 となると、この入札実施日から業務開始日までの期間が5日間では従事する技術者の確保が困難であると、困難になるんですよ、この人自身が困難なんですよ。この主張というのは、この人がもし応札者だとするならば、その経済不利益を逃れる方法であったんじゃないでしょうか。そういうふうには、実際にこの方がだれなのかということは、田附証人も御存知ではない。しかしこの人が、このクレームをつけた方が応札者である場合は、経済的不利益を逃れる方策にはなりませんか、田附証人。

田附証人 そういう事情だとすると、これはそういうことになると思います。

柳田委員 これは刑法第96条の3、競売等の妨害という形になるかと思います。実際にこのクレームのつけ方というのは、一般の業者ではなくて、先ほど申し上げましたけれども、下水道課、そして選定委員会だけが知り得る内容、それが技術者は入札時ではなく業務を行う時期に技術者を用意すればいいという、内部だけが知っている内容を知っている業者に限

られるわけであります。こういうこの事態は、秘密漏えい、守秘義務違反と。入札にかかわる重要な情報を漏らしたということにならないでしょうか、田附証人。

田附証人 ちょっとその辺のことについては、私も十分理解しておりませんが、いずれにしてももしそういうことがあったとすれば、それはまずいことだと思います。

松野証人 すみません、柳田委員さんから先ほどの配置技術者の件ですが、私、今、下水道公社のこの公告の中身を見させていただいたんですが。最後の21の方に、契約までに必要な提出書類ということの記載がありまして、(1)で落札者は本公告2の(3)で規定している配置技術者の名簿を平成16年3月31日正午までに提出しなければならないという項目がございます。したがって、この間までに職員を整えていただければ入札に加わることができるというふうに解釈できると思いますが。以上です。

小林委員長 以上で田附保行証人、松野賢衛証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては長時間ありがとうございました。退席して結構でございます。御苦勞様でした。ありがとうございました。 [田附証人 退室]

以上、出頭を求めた証人に対する尋問はすべて終了いたしました。

次に、百条調査権に基づく記録の提出要求についてであります。各会派等から「提出を希望する記録の一覧表」の提出がありましたので、会派から順次発言願います。付託調査事件との関連性と提出請求先等を補足して説明願います。

服部委員 平成14年度諏訪流域下水道業務委託の予定価格積算の内訳。これは下水道公社でいいと思います。それから平成17年度1月21日付、長野県知事あて、日本クリーンアセスから出された文書。これも下水道公社でいいと思います。

竹内委員 下水道に関する働き掛けに關しまして、知事部局に対しまして要請をいたします。平成16年2月24日、経営戦略局の野崎主査から松野課長補佐に伝えられたときの、知事に対し寄せられた「入札実施日から業務開始日までの期間が5日間では従事する技術者の確保が困難である。」旨の内容のメールや電話、メモ等の記録を要求いたします。

小林委員長 お諮りします。ただいま各会派から要求がありました記録について、知事に対し、9月8日(木)までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次回委員会は、9月1日(木)午前9時40分から協議会を開催した後、引き続き午前10時から委員会を開催し、証人尋問を行います。なお、9月2日までの委員会の開議通知は、書面通知を省略し、放送または口頭連絡により行いますので御了承願います。

この際、何か御発言がございますか。

石坂委員 議事進行のことで端的に2点、要望を委員長に申し上げたいと思います。1点目は、冒頭、委員長からも私たちに御説明がありましたとおり、この委員会はいくまで証人の皆様に調査に御協力をいただくという委員会と私はお聞きいたしました。ということで、今日のどの発言がいけないとそういう意味ではないんですけれども、刑法のこういうところに当たるとか、そういう御発言は結構と思いますけど、何とか罪というのをちょっと脅迫的にと言いますか、こう罪になりますよみたいなことは調査に協力いただくという立場を超えて、やはり証人に自由な証言環境を保障することからは逸脱すると思いますので、お互い慎重に、この委員会の目的を踏まえて御発言されたいかがかだと思いますので、委員長においてお取り計らいいただきたいことが1点。

もう1点は、きょうもあすに及ぶような時間になっておりますが、当然時間、期限が限られておりますので、深夜にわたっての審議も必要となってくることは了解いたします。ただしその場合は、例えば私たち委員は1人、今は10分になりました、きょうから。今まで15分ですけど。10分の時間で集中的に尋問をするわけですけど、お答えになる証人は、きょうはたまたま3人ですけど、それでもきょうは特に田附証人は集中的にお答えになるわけで、極度の緊張を強いられ、また時間的にも拘束されるわけですので、もう少し、例えばお夕飯のあと私の記憶では1回ぐらいしか休憩がなかったと思うんですけど。深夜に及ぶこともやむを得ないとは言っても、もう少し適宜休憩をとっていただくなどしなければ、こういう時間になるともう思考能力が私たちも鈍ってきます。そうしますと、順次質問している委員以上に証人の方は極度の緊張を長時間強いられるわけですので、そういうあたりの御配慮はお願いしたいと思います。

小林委員長 ただいまの御意見に対しまして、2点目からお答えをいたします。2点目につきましては、もっともなことでございますので、私の方で議事の進行上若干不備がございましたり、手続的なものもあつたりして遅れましたことをおわびを申し上げますが、それらのことも配慮しながら、できるだけ、冒頭申し上げておりますように人権に配慮し、あるいは肉体的なことも考慮しながら、これから円滑に進めてまいりたいと考えております。

1点目につきましては、もちろんおっしゃることはわかりますし、ただそういう、今、石坂委員のような受けとめ方にも通ずる場面もございますので、今後、その辺は配慮して、留意をしながら御発言を慎重に行っていただくよう、委員長の立場からお願いを申し上げる次第であります。以上で回答としたいと思います、よろしゅうございますか。

それではほかに、いいですか。

以上をもちまして、委員会を閉会いたします。御苦勞様でした。

閉会時刻 午後11時50分